

家族信託を巡る課税関係について

—受益者連続型信託を中心として—

萩生田 宗司

「家族信託を巡る課税関係について」
－受益者連続型信託を中心として－

國學院大學大学院

萩生田 宗司

要 旨

新信託法は、平成18年12月8日に成立し、同月15日に公布され、80余年ぶりに全面改正されることとなった。これを受けて、信託税制も平成19年に横断的に改正されている。

本論文では、本改正により認められた信託の中で、新信託法第89条(受益者指定権等の定めのある信託)、同法第90条第1項(遺言代用信託)、同法第91条(後継ぎ遺贈型受益者連続型信託)の課税関係を検討している。これらの信託は「家族信託」の一類型と考えられ、残された配偶者および障害者の子の生活保障等において、委託者の意思に沿った財産承継の手段の一つとして活用が期待されている。しかし、現時点では、信託税制自体が租税回避行為の防止に重きを置いている結果、課税が重く、家族信託の利用は活発とはいえない状況である。

本論文では、まず、第1章において、家族信託並びに信託自体の概要を述べる。第1節では、家族信託の範囲を明らかにし、「資産承継型」における信託税制の課税問題に着目することを述べる。第2節では、信託自体の構造を確認し、信託の方法(新信託法第3条)、信託の効力発生時期(同法第4条)、信託の機能について検討した。第3節では、信託の当事者となる「委託者」「受託者」「受益者」の新信託法における定義と、各者が有する権限・義務等を確認した。また「受益者」は新信託法において「受益権を有する者」(新信託法第2条第6項)と定義されていることから、「受益権」の定義についても確認した。第4節では、新信託法により創設された第89条、第90条1項、第91条を検討した。

第2章では、第1節および第2節において、大正11年に信託税制が制定されてから平成19年に信託税制が改正されるまでの変遷を検討している。信託は、従前から租税回

避に用いられやすく、受益者が不特定または未存在の場合に所得等の帰属とその課税は、委託者か、それとも受託者かという議論があった。また、相続税法においても、信託受益権の課税時期について、信託設定時に課税されるべきか、それとも信託受益権の受益を現実を受けた段階で受益権全体について課税すべきか(現実受益時課税)という議論があり、現行法では信託設定時課税を採用しているが、改正が幾度となく行われていた。信託税制の変遷を辿ることにより、所得税および法人税の場面では導管理論の下での受益者課税(受益者が不特定または未存在の場合には委託者課税)、相続税および贈与税の場面では信託設定時課税、という2つの原則に支えられていたことが判明した。第3節では、上記2つの原則に対する諸学説をまとめた。

第3章では、現行信託税制を検討している。現行信託税制では、改正前の税務上の区分を踏まえつつ、新たな概念として、(イ)受益者等課税信託、(ロ)集団投資信託又は特定公益信託等、(ハ)法人課税信託、の三つに信託を区分している。一般的な信託は(イ)に含められ、所得税法第13条の適用を受ける。受益者等課税信託では、旧信託税制と同様、導管理論の下での受益者課税が採用されているが、受益者が不特定または未存在の場合に適用されていた委託者課税は廃止されている。その代わりに、受益者と同等の地位を有する者を「みなし受益者」(相続税法では「特定委託者」という。)と定めて、信託財産に属する資産および負債を有するとみなし、また、信託財産に帰属する収益および費用も当該みなし受益者に帰属する、というみなし規定が創設された。そして受益者およびみなし受益者から外れたものは「受益者等が存しない信託」として法人課税信託の一類型となり、受託者に課税される仕組みとなっている。また、相続税法では、受益者等課税信託については相続税法第9条の2が適用され、受益者等が存しない信託には、特例として相続税法第9条の4、相続税法第9条の5が適用される。それを踏まえて、受益者等課税信託と受益者等が存しない信託の税法規定を整理し、課税関係を明らかにした。現行信託税制では、各税法規定において、一環として、租税回避行為の防止に重きを置いていることが判明した。

第4章では、「後継ぎ遺贈」と同様の効果を有する受益者連続型信託の課税問題を検討した。第1節では、後継ぎ遺贈の学説を整理し、後継ぎ遺贈の有効性が初めて争われた最判昭和58年3月18日判決を検討し、遺言の解釈として4つの解釈(単純遺贈説、負担付贈与説、停止条件付遺贈説、不確定期限付遺贈説)を行うことが可能であると

判示したその解釈の課税関係を明らかにした。第2節では、相続税法第9条の3の受益者連続型信託の規定を検討している。この結果、後続受益者に対する課税と比較して第一次受益者に対する課税が過剰になるという問題や、受益権を分割し収益受益権のみしか有さない者に対しても信託元本を有すると擬制され信託財産全体の価額が課税されてしまうという問題が抽出された。また、第二次受益者が委託者と親族であるが、第一次受益者とは相続人関係でない場合には、第二次受益者は法定相続人外から取得したとして、相続税法第18条の2割加算の対象となり税負担が増すという問題もあった。加えて、受益者連続型信託の課税関係によると、受益権の移転は、先行受益者からそのつど相続等があったものとみなされて後続受益者は課税されるという法律構成となっており、これは、後続受益者が取得する受益権は先行受益者の受益権が消滅し委託者から直接相続等により取得するという新信託法の解釈と異なる。

筆者は、私人間が選択した信託契約を含む法律関係に係る課税については、その実態を踏まえて課税すべきであり、私法上の法律構成に基づき課税関係を構築すべきであると考え。したがって、新信託法第91条に規定する後継ぎ遺贈型受益者連続型信託を相続税法第9条の3の適用対象から除外して、後継ぎ遺贈(そのうち、後継ぎ遺贈の停止条件付遺贈の解釈)の法律関係に準拠して課税関係を構築すべきことを提言した。

具体的には、まず信託設定時には、第一次受益者は受益権を委託者から遺贈により取得したものととして相続税を課税する。また第一次受益者が有する受益権が分割されている場合でも、第一次受益者に対し信託財産全体を課税する。一方、第二次受益者は信託設定時には受益者としての権利を現に有していないことから、この時点で課税関係は生じない。そして、第二次受益者は第一次受益者の死亡時に、委託者から直接信託財産を遺贈により取得したものととして信託財産全体を課税する。また、第一次受益者が現実に受益しなかった部分の納付済みの相続税については、第一次受益者の死亡時に更正の請求を認めて還付を可能にさせるという方式である。

相続税法第9条の3の種々の問題点の結果、委託者が後継ぎ遺贈型受益者連続型信託を組成しにくいという実態に着目し、委託者の観点から後継ぎ遺贈型受益者連続型信託を組成する実効性を高めるものとして、上記の方式を提言した。

家族信託を巡る課税関係について
－受益者連続型信託を中心として－

國學院大學大学院
萩生田 宗司

目 次

はじめに	1
第 1 章 家族信託の概要	3
第 1 節 家族信託とは	3
第 1 款 信託の起源	3
第 2 款 我が国における信託の発展	4
第 3 款 本論文が対象とする家族信託とは	5
第 2 節 信託の構造	9
第 1 款 信託とは	9
第 2 款 信託の方法	10
第 3 款 信託の効力発生時期	13
第 4 款 信託の機能	14
第 3 節 新信託法における委託者、受託者、受益者および受益権の定義	18
第 1 款 委託者	18
第 2 款 受託者	19
第 3 款 受益者と受益権	20
第 4 節 新信託法により認められた信託	22
第 1 款 受益者指定権等を有する者の定めのある信託	22
第 2 款 遺言代用信託	24
第 3 款 後継ぎ遺贈型受益者連続型信託	26
第 2 章 信託税制の変遷	28
第 1 節 所得税法における変遷	28

第 1 款	大正 11 年改正	28
第 2 款	昭和 15 年改正	32
第 2 節	相続税法における変遷	36
第 1 款	大正 11 年改正	36
第 2 款	大正 15 年改正	40
第 3 款	昭和 13 年改正	42
第 4 款	昭和 22 年改正	45
第 5 款	昭和 25 年改正	49
第 3 節	旧信託税制に対する問題点	53
第 3 章	現行信託税制の検討	56
第 1 節	所得税法および法人税法における規定	56
第 1 款	現行信託税制の分類	56
第 2 款	受益者等課税信託の課税関係	58
第 3 款	受益者等が存しない信託の課税関係	70
第 2 節	相続税法における規定	74
第 1 款	受益者等課税信託の課税関係	74
第 2 款	受益者等が存しない信託の課税関係	84
第 4 章	受益者連続型信託の課税問題とその提言	90
第 1 節	私法における後継ぎ遺贈を巡る論点整理	90
第 1 款	後継ぎ遺贈の学説	90
第 2 款	後継ぎ遺贈の効力を巡る判例	92
第 3 款	米倉論文の登場	95
第 4 款	後継ぎ遺贈の課税関係	97
第 2 節	受益者連続型信託の課税問題と提言	101
第 1 款	新信託法により認められた後継ぎ遺贈型受益者連続型信託	101
第 2 款	相続税法上の受益者連続型信託の範囲	103
第 3 款	受益者連続型信託の課税関係	105
第 4 款	受益者連続型信託の問題点	109

第 5 款 若干の提言	114
-------------------	-----

参考文献	116
------------	-----

凡例

1. 本論文における信託法は以下のものを指す。

旧信託法…大正 11 年 4 月 21 日公布、大正 12 年 1 月 1 日施行

新信託法…平成 18 年 12 月 15 日公布、平成 19 年 9 月 30 日施行

2. 本論文で用いた略語は以下のとおりである。

地判…地方裁判所

高判…高等裁判所

最判…最高裁判所

はじめに

新しい信託法（以下、本論文では「新信託法」という。それ以前のものを「旧信託法」という。）は、平成 18 年 12 月 8 日に参議院本会議で可決成立し、同月 15 日に信託法（平成 18 年法律第 108 号）および信託の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律として公布された。大正 11 年に制定された旧信託法は、それまでに実質的な改正が一度も行われておらず、80 余年ぶりに全面改正されることとなった。

本改正は、今日の社会経済の発展や社会環境の変化等の観点から、多様な信託の利用形態に対応するために改正されたものであり、受託者の義務等の明確化、受益者の権利行使の実効性を促すための規定の整備が行われている。新信託法改正では、従前では認められていなかった、自己信託、受益者連続型信託、受益証券発行信託、限定責任信託、目的信託等を活用することが可能となった。

このように、新信託法によって多様な形態の信託が利用できるようになったことを受けて、信託税制もまた平成 19 年に横断的に改正された。所得税法第 13 条、法人税法第 12 条は、導管理論の下での受益者課税は旧信託税制と変わりが、受益者が不特定または未存在の場合に適用されていた委託者課税は廃止された。その代わりに、受益者と同等の地位を有する者を「みなし受益者」（相続税法では「特定委託者」という。）と定めて、信託財産に属する資産および負債を有するとみなし、また、信託財産に帰属する収益および費用も当該みなし受益者に帰属するとみなして課税する、というみなし規定が創設されている。そして受益者およびみなし受益者から外れたものは「法人課税信託」として受託者に課税される仕組みが採用されている。

この、みなし規定は一般的に委託者が信託を用いて所得分割を図る租税回避を防止するために規定された概念とされる。従来から、信託税制は租税回避に用いられやすく、受益者が不特定または未存在の場合に所得等は誰に帰属されるのか、委託者か、それとも受託者に課税されるべきか、という議論があった。また、相続税法においても、信託受益権の課税時期について、信託設定時に課税されるべきか、それとも信託受益権の受益を現実に受けた段階で受益権全体について課税

すべきか、という議論があり、現行法は最終的に信託設定時課税を採用しているが、改正が幾度となく行われた過去がある。

このように、所得税法および法人税法並びに相続税法において問題が複雑に絡み合っているが、一環として、現行税制が租税回避行為の防止に重きを置いていることが背景にあると推測される。これらの議論を整理したうえで、現行法ではどのような手当てがなされているのかを検討する。

加えて、本論文では、新信託法で創設された信託の中でも受益者連続型信託に着目する。受益者連続型信託は家族信託¹の一類型であり、少子高齢化が問題となっている今日、残された配偶者および障害者の子の生活保障や、老いた経営者による中小企業の事業承継において、信託の委託者の意思に沿った財産承継の手段の一つとしてその活用が期待されているところである。とはいえ、現時点では我が国における信託の利用は商事信託が主だった背景と、信託税制自体が租税回避行為の防止に重きを置いている結果、課税が重く、財産管理制度としての家族信託の利用は活発とはいえない状況にある。もとより、高齢社会に対応できる信託として従前から後継ぎ遺贈型の受益者連続型信託は着目されたところであり、信託法においても後継ぎ遺贈の有効性について議論がされていた。今日においても、後継ぎ遺贈は民法上否定的な見解が通説ではあるが、信託法改正により、新信託法第 91 条で後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の規定が明文化されたことで、後継ぎ遺贈と同様の効果を有する信託の活用が認容されたことになる。本論文は特に、相続税法第 9 条の 3 に規定する受益者連続型信託を検討し、課税上の問題点を抽出する。そして、税制が受益者連続型信託の活用を阻害することのないように在るべき課税方法の提言を行う。

¹ 「家族信託」という用語については民法、信託法、税法においても明確な定義はない。ただ、平成 18 年制定の新信託法では、新たに受益者である親族の生活保障等の福祉的機能を持つ信託を認めることとなった。そして、多くの学者や実務家はこのような信託を、明確な定義づけをせず、「民事信託」や、「福祉型信託」、「家族信託」等といった様々な呼称で紹介している。そこで本論文は、このような福祉的機能を持つ信託を「家族信託」と呼び、商事信託と対比される民事信託の中核的に位置するものとして考える。すなわち、私人が自己の死亡や老いることによる判断力の喪失等の事態に備えて、契約または遺言による信託の設定を通じて、残された配偶者その他の親族に対し、生活保障や財産承継等を達成することを目的として、自己の財産につき自己の希望を反映する形で生存中または死亡後の財産管理・承継を可能にする信託を「家族信託」として指すこととする。

第1章 家族信託の概要

第1節 家族信託とは

第1款 信託の起源

信託とは、財産権を有する者が自己または他人の利益のために当該財産権を管理者に管理させる財産管理制度のひとつである。信託の起源は、13世紀頃のイギリスにおいて普及した法制度であるユース（use）制度が起源とされる。

ユース制度は、イギリス十字軍の出兵の際に、兵士が残される妻子の生活を危惧して、自己の土地の管理を信頼できる他人に頼み、そして委託を受けた者は当該土地を適切に管理し、残された家族に対して収益を給付するという形式で利用された。その後、14世紀になると、ユースは多様な目的で利用されることとなり、当時の封建的負担に対する脱法的手段や、課税の潜脱的な手段としても濫用されることとなった²。そして、15世紀になりバラ戦争（1455-1485年）が勃発すると、戦争で敗軍に付いてしまい領地・財産が没収されることを恐れて、国中の封建貴族たちが財産保全に図り、ユースは最盛を極めたのである。このように、ユース制度は当時の社会ニーズを解決する財産管理制度としての色彩が強かった。

その後、ユースは、受託者の約束違反により受益者が損を被る事案が増えたことや、脱法的行為が横行したことを理由に1535年に「ユース禁止法」が公布され廃れていった。しかし、その後次第に旧来の封建的負担の大部分が廃止されたこと、1634年にエクイティ裁判所において「ダブルユース³」の合法性が承認されたことを理由として、通常のユースが再び認められることとなった。これにより、ユースは復活し、新たに人と人の信頼を示すトラスト（trust）という言葉が確立された。

² 新井誠 [1] p.8

³ 新井 [1] pp.11-13

ダブルユースとは、ユース禁止法を潜脱するために考案された手法であり、委託者が受益者のためのユース（第一ユース）として受託者に財産を譲渡して、さらにこの受益者は別の（本命の）受益者のためのユースとして（第二ユース）財産権を保有するという手法である。

イギリスにおいて発展したトラスト制度はやがてアメリカに渡ることとなるが、そこで継承された信託は、イギリスで発展した財産管理という民事的色彩は影を潜め、対照的に商事的色彩を強く有することとなった。この背景としては、アメリカでは開拓のための利益追求手段として信託が活用されたことが挙げられる。信託は開発者（受託者）側からは開発で必要となる膨大な資金調達的手段として、資金提供者（委託者・受益者）側からはその開発から得られた収益を目的とした投資手段として定着した。つまりアメリカでは信託をビジネスの一手段として発展したのである⁴。

第2款 我が国における信託の発展

我が国の信託法制は、基本的にはアメリカにおいて発展した商事的色彩を持つ信託制度を規範にしているといわれている⁵。法制度として信託が導入されたのは1905年の「担保附社債信託法」である。この当時の我が国は日露戦争の復興期であり、外貨を獲得する目的で担保附社債信託が創設された。当時、社債はロンドン市場で発行しなければならなかったが、ロンドン市場における担保附社債信託は、担保権を信託財産、社債発行会社を委託者、社債権者を受益者とする信託が利用されており、担保附社債信託法はこれを我が国でも導入するために創設された⁶。

その後、大正初期の経済発展に支えられ、信託ブームというべき社会現象が起きたが、不動産仲介、高利貸、投資等といった法的には信託の觀念とは無関係な信託が濫用される事態が生じた。この事態を踏まえ、大蔵省はこのような不健全な業者を規制あるいは取り締まることを主眼に1922年に規制法である「信託業法」に加えて、実体法である「信託法」を創設するに至った。すなわち、我が国の信託法制は、英米のように利用者側の社会的ニーズから誕生したのではなく、取締法規としての側面を出発点として成立したのである。

そして、1952年には「貸付信託法」が創設され、金銭信託が定型的かつ小口化されたことにより、信託は大衆化されたと同時に預金類似の側面（長期金融機

⁴ 新井誠 [1] p.14

⁵ 新井誠 [1] p.16

⁶ 高橋研 [45] p.4

能)が強くなった。貸付信託とは、集団信託⁷の一類型であり、多数の委託者から信託財産である資金を募り、それを第三者に対して貸付けて運用し、投機する手法である。貸付信託では、金融機関(信託銀行)のみが受託者の地位を担うため、規制法として1943年に「金融機関の信託業務の兼営に関する法律」、いわゆる、「兼営法」が創設されている。1952年以降、長い間貸付信託は我が国における信託の主力商品であった。1980年代に突入すると、土地信託や指定金外信託等が登場し、近年でも年金信託、証券信託、資産流動型信託等が新たに登場し、我が国では商事信託を中心に、信託の種類が多岐に広がったのである。

第3款 本論文が対象とする家族信託とは

このように、我が国の信託は、信託銀行を受託者とする商事信託を中心として発展したため、財産管理を目的とした民事的色彩を持つ信託、いわゆる民事信託の活用はされなかった。しかし、今日のように少子高齢化および核家族化の時代が到来したため、いわゆる「親亡き後」問題や「配偶者亡き後」問題といった問題が顕在化され、財産管理制度としての信託へのニーズが促された⁸。実際、信託法改正の審議過程の中で、平成17年7月15日、信託法部会で決定された「信託法改正要綱試案」の中には、「いわゆる民事信託を主として念頭に置いた規律関係」が盛り込まれていた⁹。こうした流れを受け新信託法は、平成18年に可決・成立し、大正11年に制定された旧信託法が80余年ぶりに全面改正されることとなったが、その結果、前述したように、本改正により、自己信託、遺言代用信託、受益者連続型信託、目的信託等といった財産管理を目的とする民事信託の活用が明文上可能となった。

そもそも、「商事信託」、「民事信託」という概念は民法、信託法、税法、いず

⁷ 新井誠 [1] p.96

集団信託とは「不特定多数の委託者から拠出された財産を、1つのまとまった集団として、一括して管理・運用するという形態」である。

⁸ 日本弁護士連合会 [58]、p.3 (2012)

日本弁護士連合会は「親亡き後」問題とは、障害のある子について、親が死亡した後の財産管理等の問題を指し、「配偶者亡き後」問題とは、身体的な障害または認知症等により財産管理が不可能または困難な高齢者について、配偶者が死亡した後の財産管理等の問題である、と説明している。

⁹ 法務省民事局参事官室 [66] pp.45-47

れをとっても明確な定義は存在しない¹⁰。神田秀樹教授によると、商事信託とは、「営業信託において受託者が果たす役割の中心が信託財産の受動的な管理または処分をこえる場合、あるいはそれとは異なる場合」と定義し、他方、民事信託とは、「受託者が果たす役割が受動的な財産の管理または処分にとどまる場合」と定義されている¹¹。同じく、神田秀樹教授は民事信託の本質は「信託財産の存在」と「委託者の意思」にあり、これに対して、商事信託はこの二要素の存在が必須条件ではないと説明されている¹²。また、信託法の改正法案作成を担当した寺本昌広氏は、民事信託を「典型的には、私人が、自己の死亡や適正な判断力の喪失等の事態に備えて、契約又は遺言による信託の設定をもって、自己の財産につき生存中又は死亡後の管理・承継を図ろうとする場合などを想定している。このような信託の利用は、自分自身、配偶者その他の親族の生活保障あるいは有能な後継者の確保による家業の維持等の目的を達成する上で有益である」と説明されている¹³。

また、実務家の遠藤英嗣氏は、著書『新しい家族信託 遺言相続、後見に代替する信託の実際の活用法と文例』の中で、「寺本昌広参事官の説明している民事信託こそが、筆者が紹介する家族信託なのである。」と説明するとともに、同じく、「家族信託は民事信託の中核に位置し、さらに家族信託の中心にあるのが福祉型信託（福祉型家族信託）である。」と説明されている¹⁴。これら学者・実務家の見解をまとめると、「商事信託」と「民事信託」、「家族信託」の範囲は以下の図のように表すことができる（第1図）。

¹⁰ 四宮和夫 [36] pp.45-46

四宮和夫教授は、商事信託を営業信託、民事信託を非営業信託と称している。信託の引受けが営業としてなされる商事信託では、信託会社が受託者となる場合は信託業法の、また、信託銀行が信託業を兼営する場合には兼営法の全面適用を受ける。一方、民事信託の場合は原則として信託法および民法の適用を受けるにとどまり、信託業法および兼営法は適用されない。

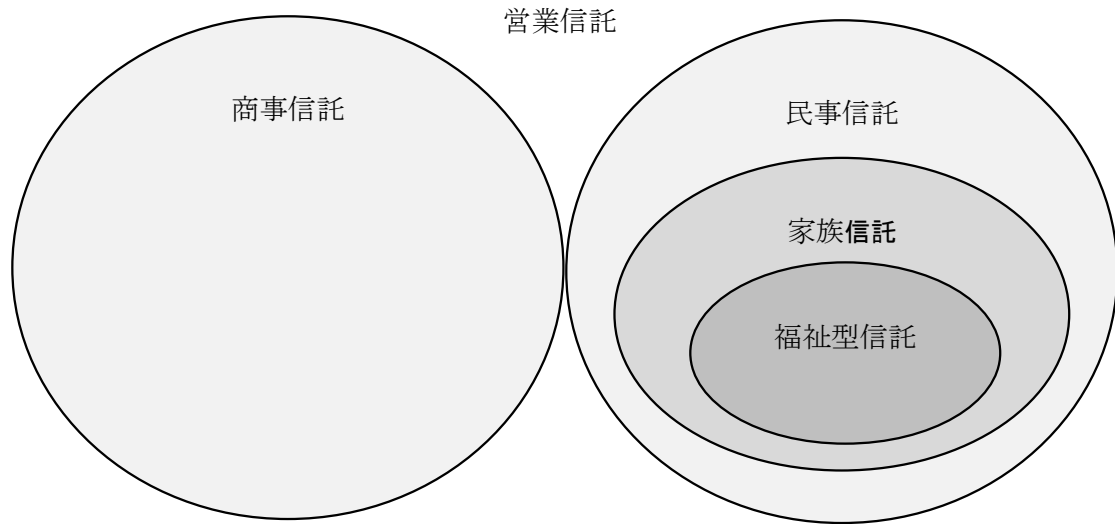
¹¹ 神田秀樹「商事信託法の展望」新井誠・神田秀樹・木南敦編 [2] p.504

¹² 神田秀樹「日本の商事信託一序説一」落合誠一・江頭憲次郎・山下友信編 [14] pp.587-588

¹³ 寺本昌広「信託法改正要綱試案」の概要」別冊 NBL 編集部 [65] p.16

¹⁴ 遠藤英嗣 [10] p.10

(第1図) 「商事信託」と「民事信託」の範囲



そこで、本論文では、家族信託を、私人が自己の死亡や老いることによる判断力の喪失等の事態に備えて、契約や遺言等による信託の設定を通じて、残された配偶者その他の親族に対し、生活保障や財産承継等を達成することを目的として、自己の財産につき自己の希望を反映する形で生存中または死亡後の財産管理・承継を可能にする信託と考え、遠藤氏と同じく民事信託の中核的位置にあるものとする。なお、家族信託は、委託者の希望に沿う形で設定されるため、柔軟な信託設定を可能とし、同時にこれらのニーズに即した信託が多岐にわたる。

このため、遠藤英嗣氏は、上記の著書の中で、家族信託で登場する信託を実際の相談事例を参考にして以下の様にニーズ別に分別されている¹⁵。なお、これらの類型は、信託の設定が柔軟性に富むものであるため、単一に行われるだけでなく、複合して行われるケースも考えられるとしている。

(a) 福祉型（財産管理給付活用型）

- ① 金銭管理処分信託契約
- ② 株式管理信託契約

¹⁵ 遠藤英嗣 [10] p.58

- ③ 任意後見支援信託契約（後見支援型信託契約）
- ④ 未成年者養護信託契約
- (b) 資産承継型（家産承継中心型）
 - ⑤ 後添え配偶者のための後継ぎ遺贈型信託契約
 - ⑥ 家産承継者選択型裁量信託契約
 - ⑦ 遺産分割型信託契約
 - ⑧ 遺産分割協議に伴う信託契約
 - ⑨ 協議離婚等の離婚給付に伴う信託契約
 - ⑩ 事業信託契約
- (c) 資産運用型
 - ⑪ 不動産管理信託契約
 - ⑫ 金融資産運用処分信託契約
- (d) 各種事務委任関連型
 - ⑬ 死後事務委任型信託契約
 - ⑭ 入所保証金金銭信託契約
- (e) その他社会貢献型
 - ⑮ 金銭管理処分裁量信託契約

このような様々な種類の家族信託を信託税制に照らした上で、問題が著しく顕在しているのは「資産承継型」における資産が移転する時に行われる課税だと思われる。そのため、本論文は「資産承継」における信託税制の所得税、法人税、相続税の課税問題にフォーカスを絞ることとする。なお、事業承継型は、福祉型とも複合的に取扱われやすい（例えば、信託財産の元本部分を健全な長男に、収益部分を障害のある次男にというケース）と考え、必要に応じて、「福祉型」にも着目することとする。

第 2 節 信託の構造

第 1 款 信託とは

信託とは、信託をする者（委託者）が、①信託契約、②遺言、③公正証書等による意思表示、のいずれかの方法（これらをまとめて「信託行為」という。）により特定の者（受託者）をして、一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。）に従い、財産の管理又は処分及びその他その目的の達成のために必要な行為をすべきものとする（新信託法第 2 条第 1 項、第 3 条）とされる制度である。

信託は、受託者を「信」じて自己の財産を「託」すことから、当事者間の信頼関係があってはじめて成立するものである。このため、信託を設定する委託者と信託財産を管理する受託者および信託の利益の受ける受益者との信認関係と信認義務こそが信託の本質となっている¹⁶。なお、信託の法律関係は、「信託財産」と「委託者」、「受託者」、「受益者」の三当事者¹⁷により構成されるが、自益信託（委託者が受益者となる信託）や自己信託（委託者が受託者を兼ねる信託）も認められていることから、三者が常に別人格であることは必要とされていない。

信託は、まず信託契約、遺言、公正証書等による意思表示、のいずれかの信託行為により設定され（新信託法第 2 条第 4 項）、委託者は、信頼できる者を受託者として選び、その者に財産を移転させる。この時、信託財産の所有権は移転された受託者に帰属されることとなるが、受託者は、委託者が設定した信託の目的に従って、受益者のために信託財産の管理・処分およびその他の信託目的を達成するための必要な行為をするために、善管注意義務（新信託法第 29 条第 2 項）や忠実義務（新信託法第 30 条）、分別管理義務（新信託法第 34 条）等の義務を負うこととなる。

¹⁶ 遠藤英嗣 [10] p.5

¹⁷ 信託関係人とよばれる。

第 2 款 信託の方法

信託は、前述したように、①信託契約、②遺言、③公正証書等による意思表示の信託行為によってすることができる。旧信託法では、信託契約、遺言による信託は認められていたが、公正証書等による意思表示による信託は認められていなかった。

新信託法では、第 3 条第 3 号で委託者が自ら受託者として信託財産を管理・運用する、いわゆる「自己信託」が認められることとなっている。新信託法第 3 条は信託の方法について以下のように定めている。

信託法第 3 条（信託の方法）

信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

- 一 特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分する旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（以下「信託契約」という。）を締結する方法
- 二 特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為すべき旨の遺言をする方法
- 三 特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録（電磁的方式、時期的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法令省令で定める事項を記載し又は記録したものによってする方法

信託契約とは、委託者と特定の者（すなわち、受託者）との間の信託契約締結を通じて信託を設定する契約である。これは、方式自由の原則により、特別な法律上の方式や書式等は必要とされていない。したがって、口頭上の合意のみで信託の設定が可能であるが、通常は信託証書を作成される。また、信託契約では、

受益者の受益の意思を必要とされていない。ただし、受益者に指定された者が、受益者になりたくないケースも考えられるため、受益者が受益権を放棄することが認められている。

上記第 2 号から明らかなように、委託者が遺言書を通じて信託を設定することが認められている。ただし、遺言は、遺言者（委託者）の単独の意思で行い、遺言自体が民法上有効な方法として行わなければならない。なお、この遺言書の作成には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の三つの方法がある（第 2 図）。

（第 2 図） 遺言書の作成方法¹⁸

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	全文・日付および氏名を自書し、これに印を押さなければならない。	事前に、公証人が遺言者または専門家から遺言の内容を聞いて遺言書を作成する。 作成当日に、公証人が遺言者および証人に読み聞かせ、遺言者および承認が遺言書が正確なことを承認した後、遺言者、公証人、証人がこれに署名し、押印する。	専門家に作成依頼ができるが、氏名は自署し、押印が必要となる。作成した遺言書は、遺言書に押印した印象で封印する。 遺言者が公証人と証人の前に封書を提出して自己の遺言書である旨、筆者の氏名および住所を申述し、公証人がその旨を封紙に記載した後、公証人、遺言者、証人が署名、押印する。
単独でできるか	遺言者が自筆により単独で作成できる。	公証人が作成する。	単独で作成し封印することができる。なお、封印した後に、公証人、証人とともに署名・押印する。
証人	不要	二名以上必要（推定相続人は証人にはなれない）	二名以上必要（推定相続人は証人にはなれない）
氏名の自書	必要	必要（遺言者が署名することができない場合には、公証人がその事由を付記し署名に代えることができる）	必要
押印	任印で可	任印で可	任印で可

¹⁸ 笹島修平 [30] pp.15-16 参照、筆者加筆・修正。

また、上記第 3 号の自己信託は、委託者自身が生前に受託者となって、自己の財産権を他人のために管理・処分等をする旨を宣言することにより信託を設定する方法である。

自己信託は、「信託宣言」とも呼ばれる。旧信託法では、その第 1 条において信託を「本邦ニ於テ信託ヲ称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ行為ヲ為サシムルヲ謂フ」と定義されており、「他人ヲシテ一定ノ行為ヲ為サシムル」ことから、受託者は他人であることが前提であった。また、「財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ」と定義しているため、財産権の移転の存在も要求されていた。

このことから、受託者が他人ではなく委託者自身で、信託財産の実体的な移転を見出すことができないため、自己信託は旧信託法では認められていなかった¹⁹。これは、旧信託法の条文の文言から導かれた否定論であるが、自己信託の不採用の実質的な理由として、四宮和夫教授は、自己の財産を目的財産とすることによって債権者を害する恐れがあること、法律関係が不明確になること、義務履行が不完全になりやすいこと、の三点を挙げている²⁰。

しかしながら、自己信託は英米法では一般的な信託として認められており、立法論としては自己信託を認めるべきとする見解も有力であった²¹。

そこで新信託法では、新信託法第 3 条第 3 号のように自己信託の設定様式を厳格にし、債権者詐害目的による自己信託の乱用を防止する各種規定を創設することで、自己信託を認めている。

具体的には、登記または登録をしなければ権利の得喪および変更を第三者に対抗することができない財産について、信託の登記または登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないこと（新信託法第 14 条）、委託者の債権者は、詐害信託²²の取消訴訟を提起することなく直ちに

¹⁹ 新井誠 [1] p.136

²⁰ 四宮和夫 [36] p.84

²¹ 寺本振透 [52] p.10

²² 詐害信託とは、委託者がその債権者を害することを知って信託をすることをいう。この場合、受託者が債権者を害すべき事実を知っていたか否かにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、民法第 424 条第 1 項の規定による取消しを裁判所に請求することができる（新信託法第 11 条）。

信託財産に対して強制執行ができること（新信託法第 23 条第 2 項）、不法な目的に基づいて信託が設定された場合に、委託者の債権者の申立てにより裁判所は信託の終了を命ずることができること（新信託法第 166 条）、受益者の定めのない信託（いわゆる「目的信託」）を自己信託の方法によって設定することができない（新信託法第 258 条第 1 項）等がある。

なお、自己信託は、家族信託における利用方法として、たとえば、親が障害者の我が子の生活を保障する場面においては、障害者の我が子に財産を贈与しても当人による管理は困難であると考えられるが、自己信託により親が委託者兼受託者になることによって、親自身の倒産による財産の消失リスクを避けつつ²³、自らの財産管理により適切な管理を達成できるという利点がある。

第 3 款 信託の効力発生時期

税法上の観点からは、信託の設定行為は贈与と同視され、贈与税（または相続税）が課税される。したがって、課税要件を判定するにあたり、税法では信託の効力発生時期について定義づけがなされていないことから、新信託法の規定を借用して解釈することとなるため、新信託法に定める信託の効力発生時期を把握することは極めて重要となる。

信託行為があった場合の原則規定である現行相続税法第 9 条の 2 第 1 項は、「信託（略）の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等（略）となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与（略）により取得したものとみなす」と規定されているとおり、課税時期を「当該信託の効力が生じた時において」と規定している。

また、受益者が不特定または未存在の信託が設定された場合の課税規定である現行相続税法第 9 条の 4 もまた同様に、「受益者等が存しない信託の効力が生ず

民法第 424 条（詐害行為取消権）

1 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

²³ 信託の倒産隔離機能、後述。

る場合において、当該信託の受益者等となる者（略）が当該信託の委託者の親族であるとき（略）は、当該信託の効力が生ずる時において、当該信託の受託者は、当該委託者から当該信託に関する権利を贈与（略）により取得したものとみなす」と規定されているとおり、信託の効力が発生した時に課税される。新信託法第4条では信託の効力発生時期について以下のように定めている。

信託法第4条（信託の効力の発生）

前条第1号に掲げる方法によってされる信託は、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる。

2 前条第2号に掲げる方法によってされる信託は、当該遺言の効力の発生によってその効力を生ずる

3 前条第3号に掲げる方法によってされる信託は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものによってその効力を生ずる。

- 一 公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録（以下この号及び次号において「公正証書等」と総称する。）によってされる場合 当該公正証書等の作成
- 二 公正証書等以外の書面又は電磁的記録によってされる場合 受益者となるべき者として指定された第三者（当該第三者が2人以上ある場合にあっては、その1人）に対する確定日付のある証書による当該信託された旨及びその通知

4 前3項の規定にかかわらず、信託は、信託行為に停止条件又は始期が付されているときは当該停止条件の成就又は当該始期の到来によってその効力を生ずる。

第4款 信託の機能

信託の機能²⁴としては大きく区別して、①長期的財産管理機能、②倒産隔離機能、③転換機能の三点が挙げられる。

²⁴ 信託の機能としては信託法学者によって見解が異なるところである。諸学者の見解を比較検討したものとして、磯崎寿 [5] があり、有益である。

① 長期的財産管理機能

長期的財産管理機能とは、信託財産を長期間に渡って委託者の意思の下に拘束する機能をいう²⁵。受託者は、信託財産を受益者のために、信託の目的その他信託行為の定めに従い処分・管理等を行うが、この時、受託者は善管注意義務や忠実義務、分別管理義務等の義務を負うこととなる。これは、受益者からの観点からは、信用や専門的能力のある第三者に信託財産の管理・運用を頼むことによって、受託者へ指図等を行うことを通じて自己の財産を効果的に活用することができる。さらに、新井誠教授は、長期的財産管理機能を（1）意思凍結機能、（2）受益者連続（承継）機能、（3）受託者裁量機能、（4）利益分配機能の4つの機能に細分化している。

意思凍結機能とは、信託設定時における委託者の意思を、委託者の意思能力の喪失や死亡という個人的事情の変化に抗して、長期間にわたり維持する機能をいう²⁶。この機能により、信託は、委託者が死亡した場合や、意思能力が喪失された場合に直面しても、委託者が信託設定時に決定した信託目的を維持させ、持続的な財産管理を実現することができるようになる。

受益者連続機能とは、委託者によって設定された信託目的を長期的に固定しつつ、その信託目的にしたがって、信託受益権を複数の受益者に連続して帰属させる機能をいう²⁷。また、新井誠教授によると「信託法の想定する受益権の質的分割と先の意思凍結機能とが連携することにより、この機能（筆者注：受益者連続機能を指す。）が帰結するのであり、これにより、世代間にわたる受益権の継承である『後継ぎ遺贈型の財産承継』を可能」にする、とされている²⁸。

ところで、新信託法では、新信託法第91条により受益者連続型信託（上記の受益者連続機能を活用した信託）が新たに認められることとなり、明文化されている。この受益者連続型信託は民法上の「後継ぎ遺贈」と極めて類似の効果を有する。この後継ぎ遺贈に関しては、民法上、特殊の遺贈形態の一種として有効と解する有効説とその効力を否認する否定説が対立しており、今日では否定説が優

²⁵ 新井誠 [1] p.86

²⁶ 新井誠 [1] p.86

²⁷ 新井誠 [1] p.88

²⁸ 新井誠 [1] p.88

位となっている。この後継ぎ遺贈と類似の効果をもつ受益者連続型信託は果たして認められるべきか、また、認められると解する場合にこれらの課税関係はどうなるのかが問題となる。この点については、本論文の主眼であり、第4章で詳しく検討することとする。

受託者裁量機能とは、受託者が幅広い裁量権を行使して、信託の事務処理を行う機能をいう²⁹。受託者がその裁量権を保有することにより、委託者が当初指示した受益者がその資格についての的確であるかを判断し、選定することができる。これにより、委託者が信託設定時に顧慮し得なかったその後の事情を十分に斟酌した上で信託目的に適う受益者の選定できる。家族信託の場面では、たとえば、委託者が我が子の生活保障のために信託をしたいが、その子が無計画で浪費癖がある場合には、受託者の裁量で、必要な時期に一定の生活費を給付するケース等が考えられる。この受託者裁量機能により、委託者の柔軟な信託設定が可能となるのである。

利益分配機能とは、信託の長期的な管理機能から帰結する意思凍結機能、受益者連続機能、受託者裁量機能の三つの機能は、すべて終局的には、信託の元本ならびに収益を受益者に対して帰属することを目的としていることを指す³⁰。本来なら、信託の利益の分配が一切ないものは信託として認められるものではない。しかし、受益者が不特定または未存在の場合には、そのまま受益者が特定または存在しないことにより、信託が終了することも考えられる。受益者が不特定または未存在の信託は「受益者が存しない信託」として例外として認められることに留意する必要がある。

② 倒産隔離機能

信託において、信託財産は委託者から受託者へ名義が移転するとともに、受託者の固有財産からも分別管理される。これは信託財産の独立性と呼ばれる。そして、この結果として、受託者個人の債権者は信託財産への強制執行を行うことができない（新信託法第23条第1項）のに加えて、仮に受託者が破産した場合であっても、信託財産はその破産財団の中に組み込まれない（新信託法第25条第

²⁹ 新井誠 [1] p.90

³⁰ 新井誠 [1] p.96

1項)。また、受託者と同様に、委託者の債権者との関係でも、債権者からの信託財産への強制執行は及ばず、委託者が破産しても破産財団を構成しない³¹。したがって、信託財産は受託者に帰属するが、その受託者の固有財産とは独立して、受益者のためにのみ運用・管理され、信託財産は原則として、委託者や受託者の債権者から独立する³²。このような機能を信託の倒産隔離機能という。

③ 転換機能

転換機能とは、信託を設定することにより、信託財産が信託受益権という権利となり、信託の目的に応じて、その財産の属性や数、財産権の性状等を転換する機能をいう³³。つまり、転換機能により信託財産は信託受益権という権利に転換される。

この受益権の内容については、信託受益権を元本受益権と収益受益権とに質的に分けることが可能となり、または、優先受益権と劣後受益権とに質的に分けることも可能となる。また、転換機能により、受益権を第三者に譲渡することも可能となった。

³¹ 遠藤英嗣 [10] p.37

³² 遠藤英嗣 [10] p.37

³³ 遠藤英嗣 [10] p.37

第 3 節 新信託法における委託者、受託者、受益者および受益権の定義

本節では、新信託法における委託者、受託者、受益者の定義を確認する。そして、委託者、受託者および受益者に認められる権限・義務等を確認する。

第 1 款 委託者

委託者は、信託を設定する主体である。新信託法では、委託者を「次条各号に掲げる方法（筆者注：新信託法第 3 条各号に掲げる信託契約、遺言および自己信託の方法）により信託する者」と定義する（新信託法第 2 条第 4 項）。したがって、委託者は信託行為の当事者として、自らの財産を信託財産として拋出するという「財産出捐者としての地位」と当該信託の目的設定を行うという「信託目的設定者の地位」を有している³⁴。

委託者が、財産出捐者としての地位を有していることにより、信託終了時には委託者は信託財産の帰属権利者となる。また、委託者は信託目的設定者の地位を有することから、信託目的の維持のために各種の権限が付されている。

旧信託法では、委託者に、受託者の信託違反行為に対する責任追及（旧信託法第 27 条、第 29 条）、信託事務の説明請求権（旧信託法第 40 条）、信託管理方法変更請求権（旧信託法第 23 条）、受託者解任請求権（旧信託法第 47 条）等、多くの権限が付与されていた³⁵が、委託者に多くの権限が認められると、受益者の権利と衝突することによって、信託に関する法律関係を複雑にし、無用な意見対立を招くおそれがあると指摘されていた³⁶。

また、いったん信託が成立すると、委託者は信託に関して不可欠な存在ではなくなる。つまり、信託の利益を直接に享受するのは受益者であり、受益者こそが信託の監督権限を与えられるべきと考えられている。このため、新信託法では、委託者と受益者の対立を回避する目的で、受益者の権利保護に重きを置き、委託者の有する権限を若干後退させる形で見直しがされた。

新信託法においても、委託者は、新信託法第 145 条で様々な権限が付与され

³⁴ 新井誠 [1] p.202

³⁵ 能美善久 [59] p.211

³⁶ 新井誠 [1] p.203

ている³⁷が、第1項に「信託行為においては、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しない旨を定めることができる」と規定していることから、委託者がこれらの権限を制限することができるとしている。

この点については、家族信託において、委託者自身が死亡または意思能力が低下した場合に、その地位を相続する相続人あるいは成年後見人が委託者の権利をみだりに権利行使させない点で有用といわれている³⁸。

委託者の有する権限の具体例としては、信託終了時において信託財産につき残余財産受益者や帰属権利者の指定がなかった場合あるいはこれらの者がその権利を放棄した場合に、委託者（または相続人）を残余財産の帰属権利者として指定できる権利（新信託法第182条第2項）、委託者、受託者および受益者の合意により信託を変更できる権利（新信託法第149条第1項）、信託解除権（新信託法第164条第1項）等がある³⁹。また、委託者が死亡した場合の委託者の地位は、原則として相続により相続人に承継されるが、遺言信託の場合における委託者の地位は信託行為に別段の定めがない場合には相続により承継しないとしている（新信託法第182条第2項）。

第2款 受託者

新信託法は、受託者を「信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者」と定義する（新信託法第2条第5項）。したがって、受託者は、委託者から信託財産に関する財産権の移転（所有権と名義の移転）を受け、委託者が設定した信託目的に従って、信託財産の管理または処分をする義務を負い、そして、受益者に対して信託財産から生ずる利益等の分配を行う。

また、受託者は委託者から信託財産を管理する義務を負っていることから、未成年者または成年被後見人もしくは被保佐人を受託者とすることはできないと規定されている（新信託法第7条）。これは、信託における受託者は唯一の管理権者および処分権者であるため、信託財産に排他的な権限を持つことになるので、

³⁷ 寺本振透 [52] pp.197-198

³⁸ 遠藤英嗣 [10] p.127

³⁹ 水野恵子 [73] p.411

受託者適格について厳格な規制が置かれている⁴⁰。

第3款 受益者と受益権

旧信託法では、信託が受益者のための制度であることが明確に法文化されていなかったため、受益者が受託者を監督する権利についても明確ではなかった。このため、新信託法では信託が受益者のための制度であることを前提において、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規定となっている⁴¹。

新信託法では、受益者を「受益権を有する者」（新信託法第2条6項）と定義し、また、受益権を「信託行為に基づいて受託者が受益者に対して負う債務であって信託財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下、「受益債権」という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利」（新信託法第2条7項）と定義している。

旧信託法の下で「受益者」は、信託期間中に利益を受ける「受益者」と信託終了時に利益を受ける「帰属権利者」の二種類であるとされてきた（旧信託法第62条および旧信託法第63条）が、新信託法では、信託期間中に利益を受ける「受益者」に加えて、残余財産を帰属すべき者を「帰属権利者」、残余財産の給付を内容とする受益債権にかかる受益者を「残余財産受益者」とし、これらの者を信託法上の受益者としている。

なお、受益者および受益権の分類方法として、信託法上の分類ではないが、それぞれ、「元本受益者」と「収益受益者」、「優先受益権」と「劣後受益権」というような実務上の分類がある。実際、信託受益権の評価を定めている財産評価基本通達202でも、「元本受益権」、「収益受益権」という用語は使われているが、明文上の区分はないため、その内容についてはいくぶん曖昧なものである⁴²と評価されている。

⁴⁰ 新井誠 [1] p.208

⁴¹ 寺本昌広 [53] p.13

「たとえば、帳簿等の作成・保存・報告・閲覧等の規定の整備、受益者による差止請求の制度の導入、複数受益者の意思決定における多数決制度の導入、信託監督人および受益者代理人の制度の新設など」が挙げられる。

⁴² 新井誠 [1] p.222

受益者となる資格については、信託法上制限はないが、「自然人」と「法人」に限られる。すなわち、民法上の権利主体となり得る者に限るという概念に従っている。これにより、死者は受益者とはならないが、胎児は受益者となる（民法第 721 条、民法第 886 条、民法第 965 条）⁴³。このため、受益者には、受益者だけでなく、委託者（自益信託）や受託者を受益者とすることは可能である。後に残された者の生活を支援する目的の家族信託では、信託から生じる経済的利益を直接的に享受することとなる受益者は、家族信託を組成する上で最も重要な関係人とされ、たとえば、遺産承継者や事業承継者としての親族、高齢配偶者、障害を持つ子、後添え配偶者等、家族信託の目的別に応じて様々な受益者が考えられることとなる。

⁴³ 遠藤英嗣 [10] p.134

第4節 新信託法により認められた信託

第1款 受益者指定権等を有する者の定めのある信託

新信託法第88条第1項は、「信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者（次条第1項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定された者を含む。）は、当然に受益権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従う。」と規定する。

これは、旧信託法第7条の規定の趣旨を合理的と認め、その考えを踏襲する規定である。旧信託法第7条は、「信託行為ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ当然信託ノ利益ヲ享受ス 但シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ従フ」と規定していた。したがって、信託行為により受益者として指定された者は、受益の意思表示なく当然に受益者となり当該信託から生じる利益を享受するため、原則として、信託設定後は委託者が受益者を変更することは認められていなかった。しかし、旧信託法第7条ただし書きにより信託行為に別段の定めがあるときはその定めに従うと規定されていたことから、信託行為で受益者変更権を自己または第三者に与えている場合には、当該権利行使により、受益者の受益権を失わせることができると解され、このような別段の定めは遺言代用信託をはじめ個人財産管理・承継を目的とする民事信託において有効に活用できるものと考えられていた⁴⁴。

しかし、旧信託法では受益者の指定や変更をめぐる法律関係が不明確であったことから、これらの法律関係を明確にすべく新信託法第89条が新設され、受益者指定権と受益者変更権が認容された。これらはあわせて「受益者指定権等」と定義され、受益者指定権等を有する者によって設定される信託は「受益者指定権等を有する者の定めのある信託」と呼ばれる。なお、受益者指定権等は自己で有することも、受益者や他の第三者に与えることも可能である。受益者指定権等を定める新信託法第89条は以下のとおりである。

⁴⁴ 新井誠 [1] p.224

信託法第 89 条（受益者指定権等）

受益者を指定し、又はこれを変更する権利（以下この条において「受益者指定権等」という。）を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使する。

2 前項の規定にかかわらず、受益者指定権等は、遺言によって行使することができる。

3 前項の規定により遺言によって受益者指定権等が行使された場合において、受託者がこれを知らないときは、これにより受益者となったことをもって当該受託者に対抗することができない。

4 受託者は、受益者を変更する権利が行使されたことにより受益者であった者がその受益権を失ったときは、その者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 受益者指定権等は、相続によって承継されない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 受益者指定権等を有する者が受託者である場合における第一項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受益者となるべき者」とする。

このように、新信託法第 89 条第 1 項は、「受益者指定権等を有する者の定めのある信託」において、委託者が受益者指定権等を有する場合にはその行使は受託者に対する意思表示によって行うと規定し、第 6 項は受託者が受益者指定権等を有する場合にはその行使は受益者となるべき者に対する意思表示によって行うと規定する。

第 2 項は、受託者以外の者が受益者指定権等を行行使する場合には遺言によって行うことができると規定する。そして第 3 項は、前項により遺言によって受益者指定権等が行使され、受託者がこれを知らないときは、当該受託者は新たに受益者となった者から受益権の主張を対抗されないと規定している。この第 3 項の趣旨は、遺言は相手方のない単独行為であるから、受益者指定権等を有する者が死亡してから、受託者が当該受益者指定権等が行使されたことを知るまでに一

定の期間を要することが予想され、受託者がその事実を知らないまま変更前の受益者に対して信託から生ずる利益を交付してしまうことがあり得るため、このような場合に、遺言の内容を知らない受託者の利益の保護を図ったものと説明されている⁴⁵。

第4項は、受益者指定権等が行使されたことにより、受益者であった者がその受益権を喪失した場合には、受託者が当該受益者であった者に対して受益権喪失の事実を遅滞なく通知しなければならないと規定する。第4項の趣旨は、受益者としての地位を失った者が不測の損害を被ることを防止するため、受益者としての地位を失う者に対し、受益者指定権等が行使された事実ではなく、受益権喪失の事実を通知することであると説明されている⁴⁶。

第5項は、受益者指定権等は相続によって承継されないことを定める。第5項の趣旨は、信託行為で受益者指定権者を指名した委託者の合理的意思は、受益者指定権者が死亡した場合において、その相続人に受益者指定権を行使させる意図までは有していないと考えられるためであると説明されている⁴⁷。したがって、受益者指定権を有する者が、受益者を指名しないうちに死亡した場合には、当該信託は受益者が存しないことが確定し信託は終了することとなる。また、受益者変更権を有する者が受益者を変更しないうちに死亡した場合には、原則として、その時点における受益者に受益権が確定的に帰属し、そのまま存続することとなる⁴⁸。

なお、受益者指定権等を有する者の定めのある信託については、相続税法第9条の3の受益者連続型信託の範囲に含まれて、本条の適用があることとされている。この点については後述する。

第2款 遺言代用信託

新信託法第90条が創設され、第1項各号により遺言代用信託が認められることとなった。遺言代用信託とは、委託者が生前に自己の財産を他人に信託して、

⁴⁵ 新井誠 [1] p.225

⁴⁶ 新井誠 [1] p.225

⁴⁷ 新井誠 [1] p.225

⁴⁸ 寺本昌広 [53] p.255

委託者生存中に委託者自身を受益者（自益信託）とし、委託者の死亡後に、自己の子や配偶者等を受益者にすることによって、自己の死亡後における財産分配・承継の達成を図るものである。つまり、遺言代用信託では、第一受益者が委託者自身となることがポイントである。また、遺言代用信託は、生前行為をもって財産分配を図る点で、民法の死因贈与（民法第 554 条）と類似する機能を有するとされる⁴⁹。新信託法第 90 条は次のように定めている。

信託法第 90 条(委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託)

次の各号に掲げる信託においては、当該信託の委託者は、受益者を変更する権利を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託

二 委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託

2 前項第 2 号の受益者は、同号の委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

上記 1 号と 2 号の相違点は、1 号の受益者は委託者の死亡の時にはじめて受益者となるのに対し、2 号の受益者は委託者の死亡前からすでに受益者として存在している点である⁵⁰。すなわち、1 号は委託者の死亡時まで受益者はおらず、委託者が存命中に「受益者として指定された者」を指定しているのみである。一方、2 号は、委託者の存命中から受益者は存在している。しかし、当該受益者は、委託者存命中は信託財産に係る給付を受けることができない。各号の受益者は、委託者の死亡後に、信託財産に係る給付を受けることができる点で、どちらの形式であっても最終的な信託の効果は同様である。

⁴⁹ 新井誠 [1] p.169

⁵⁰ 金盛峰和「遺言代用信託の実務と今後の可能性」新井誠・神田秀樹・木南敦編 [2] p.409

さて、一般的には、自己の死亡を見越して特定の者に所有財産を帰属させる方法として、「遺言」がある。また、前述のとおり、信託法においては遺言による方法を通じて信託を設定することが可能である（新信託法第3条第2項）。このように、遺言による方法で設定された信託は「遺言信託」と呼ばれている。

遺言信託はあくまで遺言による財産の処分行為にあたるので、民法上の遺贈（民法第964条）に準じたものとして、通常の遺言と同様に公正証書等の一定の方式に従わなくてはならず、厳格性が求められている（民法第960条以下）⁵¹。また、遺言信託の効力発生は委託者の死亡時であり（民法第985条第1項）、信託財産が委託者の死亡時以後に受託者に移転することから、所有権移転登記手続等の執行手続が必要となり、利害関係人の紛争により執行手続が円滑に進められないといった問題が起こり得る⁵²。これに対して、遺言代用信託は契約によって設定される信託であるため、遺言のような厳格な書式は要求されないのに加えて、遺言代用信託は生前に所有権移転登記手続等を行うため、遺言信託より比較的円滑に手続を執行することができるという利点がある⁵³。

また、遺言信託では、遺贈は自己の死亡時に受遺者が存在して、かつ、特定されていなければならないので、その時点で存在していない者、たとえば、将来生まれてくるであろう孫等に対しては遺言信託が適用されないこととなる。それに対して、遺言代用信託は、信託行為や信託の効力発生時において受益者が存在していることは必要とされないので、上記のような者を信託の受益者とすることは可能である⁵⁴。

第3款 後継ぎ遺贈型受益者連続型信託

新信託法第91条によつては、「後継ぎ遺贈」の代替的な機能を果たす「後継ぎ遺贈型受益者連続型信託」が明文化された。

⁵¹ 新井誠 [1] p.169、税理士法人山田&パートナーズ [42] p.35

なお、遺言の作成方法については本論文（第2図）を参照。

⁵² 新井誠 [1] p.169、税理士法人山田&パートナーズ [42] p.35

⁵³ 税理士法人山田&パートナーズ [42] p.36

⁵⁴ 税理士法人山田&パートナーズ [42] p.35 における図を参照

信託法第 91 条（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例）

受益者の死亡に因り、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託は、当該信託がされた 30 年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

後継ぎ遺贈型受益者連続型信託は、受益者の受益権の取得が先行受益者の死亡によって生じる信託である。また、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託では、第二次以降の受益者は受益権を先行受益者から承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得するものとして法律構成されるのが特徴的である。しかし、税務上では、第二次以降の受益者の受益権の取得は先行受益者から贈与されたものとして取得すると法律構成される。このため、新信託法における後継ぎ遺贈型受益者連続型信託と税務上の受益者連続型信託の範囲は異なることとなる。

なお、このような後継ぎ遺贈型の受益者連続型信託の取扱いは本論文の主眼であるため、第 4 章において詳述する。ここでは、新信託法により、後継ぎ遺贈型の受益者連続型信託が創設されたが、その法律構成は税務上の受益者連続型信託とは異なるという点を指摘しておきたい。

第 2 章 信託税制の変遷

本章では、まず第 1 節および第 2 節において、大正 11 年に信託税制が制定されてから、平成 18 年に新信託法が制定されて、翌年に信託税制が改正されるまでの、従前の信託税制（第 1 節には所得税法および法人税法を、第 2 節には相続税法）を確認する。また、第 3 節では旧信託税制の問題点に対する諸学説をまとめることとする。

第 1 節 所得税法における変遷

第 1 款 大正 11 年改正

大正 11 年の旧信託法（大正 11 年法律 62 号）に伴い、所得税法においても、税制改正により、信託に関する規定が以下の通りに定められた。

【大正 11 年】所得税法第 3 條ノ 2

信託財産ニ付生スル所得ニ關シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スヘキ受益者カ信託財産ヲ有スルモノト看做シテ所得税ヲ賦課ス 但シ本法施行地ニ於テ信託利益ノ支拂ヲ爲ス貸付信託ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ受益者不特定ナルトキ又ハ未タ存在セサルトキハ受託者ヲ以テ受益者ト看做ス 此ノ場合ニ於テハ受託者カ本法其ノ法令ニ依リ所得税ヲ課セラレサル者ナルトキト雖尚所得税ヲ賦課ス

受託者法人ナル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ所得税ヲ課スヘキ所得ハ之ヲ個人ノ所得ト看做ス

信託會社ノ所得計算ニ付テハ貸付信託ニ因ル収入及支出ハ其ノ總収入及總損金ヨリ之ヲ控除ス

【大正 11 年】所得税法第 16 條ノ 2

第三条ノ二第二項第三項ノ規定ニ依リ所得税ヲ課スヘキ所得ハ之ヲ受託者固有ノ所得ト區分シテ所得金額ヲ定ム 二以上ノ信託アル場合ニ於テハ尚各信託毎ニ之ヲ定ム

このように、旧所得税法第3条の2は、信託財産を受益者が有するものとみなして課税することを原則とし、また、受益者が不特定ないし不存在の場合には、受託者を受益者とみなして課税することを定めていた。

旧信託法では、受託者は信託財産の所有者となるため、その所得から生ずる所得は受託者の所得となり、本来であれば受託者に対して課税しなければならない。しかし、経済的には、信託の利益を実質的に享受しているのは、受託者ではなく受益者であり、信託の利益を享受する受益者に課税すべきものである。このため、立法者においても、何の利益も享受しない受託者への課税を避けるべきことが考えられていた⁵⁵。所得税の改正理由としては次のとおり説明されていた。

第1項については、この特則を設けなければ信託財産に帰属する所得について、委託者から受託者へ、受託者から受益者へ、の受託者段階と受益者段階での二重課税が生じて不合理となる、すなわち、法人と個人との計算方法が異なるから受託者課税と受益者課税では計算結果が異なり、受益者に対する累進税率の適用が不完全になること、また、受益者が受託者より得る収益は受託者に対する一種の債権により生ずるから、信託財産の内容に応じた課税を可能にすること⁵⁶—たとえば、信託財産が田畑か、株式か、社債かに応じてそれぞれの所得に応じた計算方法を用いることができるようにする—がその立法理由として挙げられていた⁵⁷。

この概念は実質主義的受益者課税といい、その後の信託税制の基本的な考え方となっており⁵⁸、いわゆる「導管理論」を前提にしたものであると評価されてい

⁵⁵ 三淵忠彦 [75] p.451

「實質上何の利益をも享受せぬ受託者が、信託財産より生ずる所得について課税せられると云ふ結果は、どうしてもこれを避けねばならぬ。つまりかゝる場合に於ては、受益者に對して課税すべきものと爲し、受託者に對しては課税せぬことにする必要がある。」

⁵⁶ 遊佐慶夫 [77] p.135

所得税法第3条の2の規定がなければ、受益者の所得は受益者に対する債権から生ずるものであるから、信託財産の種類に拘らず、常に第三種所得税を課せられることになった。

⁵⁷ 大蔵省編纂 [11] pp.1154-1155

⁵⁸ 佐藤英明 [33] p.6

また、実質主義的受益者課税の採用については、渡邊善藏氏は、「第一に所得税を問題として、委託者課税か、受託者課税か、受益者課税かを考へ、受益者課税を正當なりと決定して、『受益者が信託財産を有するものと看做して所得税を賦課す』と先づ一石を下した」と説明している。渡邊善藏 [83] p.101

る。

したがって、信託財産に関して生ずる所得は、信託の利益を享受すべき受益者が信託財産を有するものとみなして、所得税が課税される。この受益者が、信託財産を保有するものとみなして課税されることは二つの意味を包有する。一つは、受託者を信託財産の所有者としてみないことにより、受託者は課税を免れ、受益者のみに課税されることである。他方は、受益者が信託財産から収入を取得するのは受益権から取得する信託の利益として捉えるのではなく、その信託財産から直接に収入を取得するものとして課税するということである⁵⁹。

なお、旧所得税法第 23 条の 2 の規定は「生スル所得ニ關シテハ」という文言があることから、信託財産の元本を取得する場合にはこの規定が適用されない。また、受益者は、単なる受益者ではなく、「其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スヘキ受益者」が所有するものとみなすため、信託財産の元本のみを取得する受益者（元本受益者）は含まれない⁶⁰。この結果、所得税法では収益受益者のみを課税対象としていることがわかる。なお、受託者がその所得の一部分のみを受益者に引き渡した場合、または、その全部をある時期まで保留した場合においても、その所得の全部に対して受益者の所得があるものとみなして課税することとされていた。また、受益者が法人である場合には、信託財産から取得した収入は全部これをその法人の総益金に加えて、信託財産についての支出は全部これをその法人の総損金に加えるとされていた⁶¹。

第 2 項は、第 1 項において受益者をもって納税義務者とする原則を定めた結果、受益者が不特定または未存在⁶²である場合には受益者課税が行えないため、

⁵⁹ イギリス信託・税制研究会編 [4] p.282

渡邊幸則氏は、この点について、「受益者の所得は、債権である信託受益権から生ずるのだから、原則として受益権取得のコストがない限り、その全額が課税すべきであるという理論が横たわっている。どうしても所得課税上は受益者が直接信託財産を所有しているという擬制をとらないと、控除や経費が認めにくいのである。」と述べている。

⁶⁰ 渡邊善藏 [82] p.144

⁶¹ 三淵忠彦 [75] pp.453-454

⁶² 「受益者の不特定または未存在」の文言については明確な定義はないが、小林長谷雄・岩本巖 [26] pp.124-125 では、受益者の不特定とは、例えば倶楽部の部員又は特定のその会員を受益者とする信託で、これらの者はときどき異動するものであるから、あらかじめ契約によって特定することができない、等と説明している。また、受益者の未存在とは、例えば特定すべき子が未だ生まれていない場合等、と説明している。

その代替策として、受託者を受益者とみなして課税する、いわゆる受託者課税の原則が採用された。この規定は、信託とは委託者が財産権の完全権を受託者に与え、受益者のためにその財産の信託目的に従って管理・処分すべき債務を受託者に負わせる制度であるという、いわゆる債権説を前提としている⁶³。

この受益者課税の例外である規定の趣旨としては、受託者に課税すればその負担は最終的に受益者に転嫁されることになるから受託者に対して不当な負担を命じていることにはならないことが挙げられた。ただし、受託者課税は、受益者の固有所得と合算することはできないから、受託者に対して担税力に応じた課税とはいえない⁶⁴。しかし、受託者が財産の完全権を取得していることから、信託からの所得について受託者課税は可能であり、そのような場合の課税関係の複雑さを解消しているものとして一定の評価ができる⁶⁵。

第3項は、第2項の規定により受託者を納税義務者にする場合において、受託者が法人であるときは、すべて個人の所得として課税されることを定めている。この規定の趣旨として、受託者は信託財産の所得を私用のために用いることができないことから、その資格に応じて課税される理由がないことや、受託者の課税は受益者課税の代替措置に過ぎず、受託者が法人であっても、個人であってもその課税を区分する必要がないこと、また受益者が不特定である場合には、後に特定する受益者が法人であるか、はたまた個人であるかは不明であり、各々の受益者によって所得を区分することは、第一種所得課税（法人所得で、超過所得、留保所得、配当所得、清算所得に分かれる。）か、第三種所得課税（個人所得で、第二種所得税以外のものを合計して超過累進税率の対象とする。）を行うか煩雑になることが挙げられた。

理論上では、第三種でなければならないということとはできないが、第一種とす

⁶³ 占部裕典 [9] p.7

⁶⁴ 渡邊善藏 [81] p.58

渡邊善藏氏は「只受益者の固有財産と合併することを得ないから、眞の担税力に適應したる課税とは云ひ得ないが、受益者に対して直接課税し得ないのであるから、己むを得ず此の例外を設けたのである」と述べている。

⁶⁵ 占部裕典 [9] p.7

佐藤英明教授もまた「受託者課税が受益者の代替課税である認識の下に、かなりの程度、技術的に洗練された制度であったといえる」と所得税法第3条の2第2項における受託者課税を評価している。佐藤英明 [32] p.7

るにはその資本金を計算する必要がある⁶⁶。しかし、信託財産から生じる所得は、受託者である法人が自己の資本金を運用することによって生じたものではないため、結果的に法人の所得として算定することができない⁶⁷。この場合、所得は受託者の固有資本とは関係がないため合算せず、別個のものとして税率を適用することとなった。したがって、受託者が法人であるときは通常第一種の所得計算として課税されることとなるが、信託財産から生ずる所得については、すべて個人の所得とみなして第三種の所得計算により課税されることとなった。

なお、旧所得税法第3条の2第1項の「但シ本法施行地ニ於テ信託利益ノ支拂ヲ爲ス貸付信託ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」という文言より、貸付信託の信託財産は受益者の財産とはみなさないで、受託者の財産として取扱うこととしている。貸付信託とは、信託会社の引き受ける金銭信託であって、信託財産の運用方法を預入又は貸付のみに限定したものをいう（旧所得税法第3条の1）。貸付信託は、受益者の所有とはみなさないが、実質的には受益者に属することは他の信託の信託財産の場合と変わらないので、旧所得税法第3条の2第4項により貸付信託による収入・支出は、信託会社の計算上の総益金、総損金から控除することとされた⁶⁸。

総括として、大正11年改正は、所得税法第3条の2第1項において、導管理論という概念を根底に置き、信託財産から生ずる所得は受益者が有するものとみなして受益者に課税する、受益者課税を原則としたこと、同時に第2項においては、受託者が不特定または未存在であるときは受託者課税を採用し、導管理論の例外を認めたことが本改正において重要な点である。

第2款 昭和15年改正

昭和15年改正では、第一種所得は所得税から分離され、新たに「法人税法」が創設された。この改正は、第一に負担力に応じた税制にすること、第二に歳入の増加を図るとともに弾力性のある税制を樹立することが、念頭に置かれてい

⁶⁶ 渡邊善藏 [81] p.59

⁶⁷ 前田吉太郎 [70] p.5

⁶⁸ 高木文雄・小平敦 [43] p.223

た⁶⁹。

これにより、所得税（個人所得課税）は、不動産所得・配当利子所得・事業所得・勤労所得・山林所得・退職所得、の6種類の所得ごとに課税する分類所得課税と、これらの所得額を合算した金額が5000円を超える場合に累進税率で課税する総合所得課税の二本建に独立された⁷⁰。このような大きな改正を通じて、所得税法の信託関連規定は以下の通りに改正された。なお、この規定は、法人税法においても準用されることとなった。

【昭和15年】所得税法第6条

信託財産ニ付生ズル所得ニ關シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スヘキ受益者カ信託財産ヲ有スルモノト看做シテ所得税ヲ賦課ス 但シ本法施行地ニ於テ信託利益ノ支払ヲ為ス合同運用信託ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ受益者不特定ナルトキ又ハ未ダ存在セザルトキハ委託者又ハ其ノ相続人ヲ以テ受益者ト看做ス

【昭和15年】所得税法第7条

本法ニ於テ合同運用信託トハ信託会社ノ引受ケタル金銭信託ニシテ共同セサル多数ノ委託者ノ信託財産ヲ合同シテ運用スルモノヲ謂フ

【昭和15年】法人税法第5条

所得税法第6条第7条ノ規定ハ法人税ノ賦課ニ付之ヲ準用ス

旧所得税法第6条は、信託税制の原則を、上述の旧所得税法第3条の2と同様に、信託財産から生ずる所得は受益者が有するものとみなして受益者に課税する、すなわち実質主義的受益者課税が継続して採用されたことには変わらない。しかし、受益者が不特定または未存在の信託である場合には、信託の委託者またはその相続人をもって、受益者とみなし、課税することとしている、いわゆる委

⁶⁹ 平田敬一郎 [63] p.54

⁷⁰ 佐藤英明 [33] p.14

託者課税の原則を採用した点で、旧所得税法第 3 条の 2 で行われていた受託者課税と比して、信託課税の基本構造を変更した大きな改正点といえる。

このように、受益者が不特定または未存在の信託に対して「委託者課税」を行うに至った理由は二つある。一つは、受益者が不特定又は未存在の信託については、当時の信託の実情から照らして、受益権はその受益者が特定または存在するまで、実質上は委託者の手中から分離しないものとみることが実情に沿うと考えられていたからである⁷¹。

この実情の内容について、佐藤英明教授は「委託者が信託設定後も信託財産に対する直接的な支配を有しているという実情を指しているものと推測される。受益者が特定している場合等であってもその変更権を委託者が有していることが一般的だとされるような状況の下では、受益者が不特定の場合等には、なおさら、委託者の信託財産に対する支配が強力になされたことは想像に難くない」と述べている⁷²。

他方の理由は、不特定・未存在の人格を仮定して分離課税をする従前の受託者課税の原則の下では、不当に不特定または未存在の者を受益者とする信託が多く設定されてしまい、他の所得と総合して累進課税による課税を行う改正法の総合課税の制度を回避するというような、所得分割による租税回避を図ることが懸念されたからである。したがって、改正法は、委託者が信託の利益を自己の所得から切り離し、累進税率の適用を免れるといった租税回避行為を防止することに重きを置いている⁷³。

佐藤英明教授は、改正法の特徴として、受益者が不特定または未存在の場合に

⁷¹ 片岡政一 [15] p.107、小林長谷雄・岩本巖 [26] p.125

⁷² 佐藤英明 [33] p.15

⁷³ 高橋諦 [47] pp.2-3

高橋諦氏は「然し委託者を以て受益者と看做すとは、委託者をして将来特定し又は存在に至るべき受益者に代り、受益者の地位に於て納税義務を負担せしむるだけであつて、其の信託財産より生ずる所得を、委託者の固有所得と全く同一に合算課税するの趣旨ではない。信託財産から生ずる所得と委託者の固有所得とは、各資格を異にする別個の納税主體に歸屬するものであるから、両者を分離獨立せる別個の納税者として各別に課税すべきであるとの見解があるかもしれぬ」といった見解を紹介している。自身は、文理上委託者の固有財産と、信託財産の受益者とみなされる所得とを分離すべきであると解する理由はないとして、分類所得課税および総合所得課税を通して委託者固有の所得に合算課税すべきと述べている。

は受託者に対して「代替課税」を行う、という発想が影を潜めたと指摘する⁷⁴。また、佐藤英明教授は、「代替課税としての受託者課税を委託者課税にそのままあてはめるならば、委託者は信託の所得につき、自らの所得とは区別して課税されるべきであり、また、複数の信託について委託者課税を受ける場合には信託ごとに区分して課税されるべきだということになる。しかし、改正法は旧法のこれらの定めに対応する規定をまったく持っていない。『信託の実情』と租税回避否認の考え方に支えられた改正法においては、『受益者とみなす』委託者への課税はもはや代替課税とは考えられていないのである。」と述べられており⁷⁵、受託者課税から委託者課税の変更は、「技術的な代替課税」から「実質主義的な委託者課税」への変更であると指摘する⁷⁶。

このような受託者課税から委託者課税への変更は、信託税制の基本構造に対する重要な変更点であり、一般原則としての受益者課税と併せて、平成 19 年に信託税制の改正が行われるまで、引き継がれていくこととなった。平成 19 年改正前の信託税制をまとめると、原則として信託財産は受益者に実質的に帰属するとみなす受益者課税が採用され、例外として受益者が不特定または未存在の場合には委託者またはその相続人をもって受益者とみなす委託者課税が採用されていた。

⁷⁴ 佐藤英明 [33] p.16

⁷⁵ 佐藤英明 [33] pp.16-17

佐藤英明教授はこのような委託者課税を「実質主義的委託者課税」と呼んでいる。

⁷⁶ 佐藤英明 [33] p.35

第 2 節 相続税法における変遷

相続税法には所得税法、法人税法における実質取得者課税の原則に相当する規定は存在しない。なぜなら、所得税法、法人税法は信託が成立した後の「信託財産」にかかわる収入・支出の帰属を問題するのに対し、相続税法は信託行為があった場合（すなわち、信託設定時）のことを規定しているからである。

我が国の相続税は、日露戦争の戦費捻出として明治 38 年に制定されたが、当時は全文 26 箇条および附則しかない簡単な内容であった⁷⁷。相続税の課税方式には、遺産の総額を対象とする遺産税方式と、取得者ごとの取得財産を対象とする遺産取得者課税方式の二つがあり、相続税法の創設当時は、旧民法（明治 31 年法律第 9 号）における相続制度であった家督相続及び遺産相続に対して、遺産税方式が採用されることとなった⁷⁸。これは、租税徴収および財産調査等の便宜から遺産課税方式を採用されたようである⁷⁹。なお、遺産課税方式は、昭和 25 年のシャープ勧告に基づく税制改正により遺産取得者課税方式に変更されるまで維持されることとなった。遺産課税方式の下では、生前の贈与については、推定家督相続人または推定遺産相続人等特定の者に贈与した場合にのみ、遺産相続が開始したものとみなして相続税を課することとし、この時点においては贈与税も独立した税目ではなかった⁸⁰。

第 1 款 大正 11 年改正

大正 11 年に信託法が制定されたことに伴い、相続税法も改正（大正 11 年 4 月法律第 48 号交付、大正 12 年 1 月 1 日施行）され、相続税法第 23 条の 2 の規定が新たに設けられたとともに、財産の評価方法を規定する相続税法第 5 条に改正が加えられた。改正後の条文は次のとおりである。

⁷⁷ 白崎浅吉 [40] p.8

⁷⁸ 岩下忠吾 [6] p.21

⁷⁹ 中野伸也 [55] p.8

⁸⁰ 川口幸彦 [18] p.300

【大正 11 年】相続税法第 5 條

條件附權利、存續期間ノ不確定ナル權利、信託ノ利益ヲ受クヘキ權利又ハ訴訟中ノ權利ニ付テハ政府ノ認メル所ニ依リ其ノ價格ヲ評定ス

第三條ニ依リ控除スヘキ債務金額ハ確實ト認メタルモノニ限ル

【大正 11 年】相続税法第 23 條ノ 2

信託ニ付委託者カ他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ權利ヲ有セシメタルトキハ其ノ時ニ於テ信託ノ利益ヲ受クヘキ權利ヲ贈與又ハ遺贈シタルモノト看做シ第三條及第二十條及前條ノ規定ヲ適用ス 但シ不動産又ハ船舶ノ歸屬スヘキ權利ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス⁸¹

旧相続税法第 5 条の規定は、本改正で「信託ノ利益ヲ受クヘキ權利」が追加されている。これは、被相続人が信託の受益者であり、受益権が受益者の死亡その

⁸¹ 「前條ノ規定」とは以下のとおりである。

相続税法第 3 条

被相続人が、相続開始前一年以内に、自ら委託者となって信託を設定し、他人を受益者と定めたときは、その受益権の価格はこれを相続財産に加算して、これを課税価格とする

相続税法第 20 条

相続財産によって相続税を完納できないときは、相続開始前一年以内に、被相続人が自ら委託者となって信託を設定した場合のその信託の受益者と定められた社が、信託受益権の限度において、相続税の不足額を納付しなければならない。ただし、相続人が相続税の延納を許可された場合には、受益者は不足額を納付しなくてもよい

相続税法第 23 条

被相続人が自ら委託者となって自己の財産で信託を設定し、他人を受益者と定めたときに、その受益者と定められて者が次の者である場合には、その信託受益権の価格が 500 円以上であるときに限り、遺産相続が開始したものとみなして、その信託受益権の価格を課税価格として受益者に課税する。

- 一 被相続人が推定家督相続人又は推定遺産相続人を受益者と定めたときの受益者
- 二 分家をするに際し又は分家をした後に、本家の戸主が分家の戸主を受益者と定めたときの受益者
- 三 分家をするに際し又は分家をした後に、本家の家族が分家の戸主を受益者と定めたときの受益者
- 四 分家をするに際し又は分家をした後に、本家の戸主が分家の家族を受益者と定めたときの受益者
- 五 分家をするに際し又は分家をした後に、本家の家族が分家の家族を受益者として定めたときの受益者

他の理由により、相続人に承継される関係にあるときは、条件付権利、存続期間の不確実な権利、訴訟中の権利と同じく、政府の定めた方法にしたがって評価することを規定している⁸²。なぜなら、信託受益権は評価が極めて困難であり⁸³、納税者に評価を委ねると政府との対立が予測できたからである。

旧相続税法第 23 条の 2 の規定は、課税要件を「信託ニ付委託者カ他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタル」場合とし、信託について委託者が他人に信託の利益を受けるべき権利を有せしめたるときは、その時において、委託者から他人に「信託の利益を受けるべき権利」を贈与または遺贈したものとみなすこととして、相続税を課すとしている⁸⁴。すなわち規定は、信託財産自体を課税物件としているのではなく、「信託の利益を受けるべき権利」を課税物件としていることがわかる。

これは、信託財産は、受託者所有の財産ではあるが、受託者を被相続人として相続が開始しても、その財産は相続財産とはならない（旧信託法第 15 条）のに加えて、委託者が受託者を信頼してその信託財産の管理・処分を委託するのであるから、その相続人に受託者としての地位を移すことは不合理であり、信託財産を相続人の所有に移すことが不当と考えられたためである⁸⁵。

信託財産が受託者の相続財産を構成しない結果、その財産は信託が終了するまではまったく相続税が課されることのない財産となる。また、委託者および受益者についても信託財産の所有者ではないため、これらの者の相続財産とはなり得ないから、同様に信託財産は信託が終了するまでは相続税の課税がなされない。

しかし、信託行為により、受益者が有することとなった信託の権利（信託受益権）については、一種の財産権と考えられ⁸⁶、原則としてその権利（受益権）は相続財産を構成し、相続税の課税対象となる。この信託受益権には、元本受益権

⁸² 占部裕典 [9] p.16

⁸³ 渡邊善藏 [81] p.68

大正 11 年においても信託受益権という無形の権利の価格を評価することは有形財産を評価するよりも困難であると考えられていた。そこで、その価格をいかにして定めるべきかを規定する必要があると、これが信託法の制定に伴って、相続税法を改正するに至った理由の一つであった。

⁸⁴ 下野博文 [38] pp.2-3

⁸⁵ 渡邊善藏 [81] p.67

⁸⁶ 信託受益権の性質については本論文第 1 章第 3 節第 3 款を参照。

と、収益受益権の二つの財産権があり、この二つの権利の一方のみを有する場合もあれば、二つを合わせて有する受益権もある⁸⁷。たとえば、ある者が、ある土地を信託した場合においては、その土地から生ずる収益受益権は相続財産を構成し、その土地そのものから生ずる元本受益権においても、相続財産を構成する。したがって、土地が信託財産である場合には、土地である実体は相続財産とはならないが、その土地が信託受益権という抽象的な財産権に変化して、相続税の課税対象となるのである。

なお、ただし書きにより、受益権のうち不動産または船舶の帰属すべき権利は課税対象外となっている。これは、不動産または船舶には登録税がかかり、その課税が相続税より重く賦課されていたため、相続税は課税対象外とされたためである。

さらに、規定の「他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタル」場合とは、信託の設定行為において有せしめたる場合のほか、受益権を変更することによって有せしめたるときも含まれると解される。これは、たとえば設定の時に有せしめたる場合にのみに限ると、設定時に委託者自身が受益者となり、相続税の課税を避けたうえで、後日にその受益権を他人に与えるという行為を招く恐れがあるためである。このため規定は、このような行為を防止するために両者を含む広い条文となっている。

課税時期については、規定が「他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ其ノ時ニ於テ」贈与または遺贈をあたるとみなしていることから、信託設定時が原則として課税時期となる。しかし、例外として委託者が受益者である場合に、他に受益者を変更されたときは、委託者から他人に受益者を変更した時が課税時期とされる⁸⁸。

大正 11 年改正は、信託を用いて委託者自身が受益者となり、相続税の課税を避けたうえで、後日にその受益権を他人に贈与するといった行為を防止するという租税回避規定の特色を有する。信託を利用して他人に受益権を与える行為は、結果的に財産を贈与することとは違いないので、本条を設けてこれを贈与の場合と同様に取扱うこととした。

⁸⁷ 下野博文 [38] p.2、渡邊善藏 [81] p.69

⁸⁸ 下野博文 [38] p.3

総括として、旧相続税法第 23 条の 2 は、課税要件を「信託ニ付委託者カ他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタル」場合とし、「信託設定時課税」と、相続財産が「信託受益権」であることの二点が明確となっている。

第 2 款 大正 15 年改正

大正 15 年改正では、旧相続税法第 23 条の 2 には受益者が不特定または未存在である場合の課税の取扱いが規定されていなかったことから、その場合の取扱いを解決すべく新たに第 2 項が追加された。規定は以下のとおりである。

【大正 15 年】相続税法第 23 条ノ 2

信託ニ付委託者カ他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ其ノ時ニ於テ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ贈與又ハ遺贈シタルモノト看做シ第三條及第二十條及前條ノ規定ヲ適用ス 但シ不動産又ハ船舶ノ歸屬スヘキ権利ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

前項ノ場合ニ於テ受益者不特定ナルトキ又ハ未タ存在セサルトキハ委託者ノ直系卑属ヲ受益者ト為シタルモノト看做シ其ノ受託者ヲ相続財産管理人ト看做ス

旧相続税法第 23 条の 2 第 2 項は、受益を目的とする契約信託において、不特定または未存在の第三者に対して、信託の利益を受けべき権利を与えた場合に適用される⁸⁹。その課税方法は、遺産相続税のうち、最も低い直系卑属に対する税率を適用し、そして、被相続人を不明であるとして、受託者をもってその相続財産管理人とみなし、その遺産相続人とみなされる受益者が確定するまでは、その受託者が相続税の納付その他相続財産の管理を行うと規定している。

旧相続税法第 23 条の 2 は、課税要件について解釈上の問題として、①委託者が受益者指定権・変更権を有している信託で、委託者がその権利を行使した場合にこの規定の適用があるか否か、②信託行為で受益者が重複して指定された場合にこの規定の適用があるか否か、③信託の利益を受けべき権利の中に帰属権利

⁸⁹ 細矢祐治 [68] p.60

者が含まれるか否か、の3点について議論されていた⁹⁰。

①の問題については、旧相続税法第23条の2のもとで、受益者が変更した時を課税時期であると解しても問題ない⁹¹。②の問題点については、例えば「本信託について、収益受益者甲（委託者）が死亡した場合には収益受益権は乙に帰属する」といった信託契約を設定した場合に顕在し、第二次受益者乙に対する課税が問題とされた⁹²。

これにより、乙の課税関係について、(1) 死亡時に効力の発生する贈与（死因贈与）とみなして、委託者甲死亡時に受益権が発生すると解する学説⁹³と、(2) 信託設定の効果として、甲と乙はともに重複的な受益権を取得するに過ぎないのであって、両者の権利は互いにその取得すべき範囲を異にするものである（よって、信託設定時を課税時期とする）と解する学説⁹⁴が対立した。当時、課税庁は

⁹⁰ 下野博文 [38] p.4

⁹¹ 下野博文 [38] p.3、占部裕典 [9] p.19

⁹² この信託は、当初自益信託であったものが、委託者の死亡という条件事実により他益信託へ変更されるという特殊性に関して問題とされ、後継ぎ遺贈の信託の問題とは異なる。

⁹³ 奈良梵夫 [56] p.25

奈良梵夫氏により提唱された説である。「(……中略……) 若し甲がその死亡の時に受益権を乙に附與する意思なりと解すべきものであれば一かく解釋することが實情に適する場合が多いと思ふ—死亡の時に受益権が発生するものと解すべく、従つて税法第二十三條の二の適用に付いては死亡の時に効力の発生する贈與即ち死因贈与と看做すべきものと信ずる。それと何んでもかんでも信託設定の時に発生するものと解すべきだと窮屈に解する必要は毫もない。」

⁹⁴ 高橋諦 [46] pp.58-59

高橋諦氏により提唱された説である。「第二次受益者乙は第一次受益者甲の死亡に因り其の権利を承継取得するものではない。設定行為の効果として第一次受益者甲第二次受益者乙は共に、重複的に受益権を取得すべき収益の範囲を異にするに過ぎないのである。即ち第一次受益者甲は其の死亡に至る迄の期間に於ける収益を、第二次受益者乙は甲の死亡後の期間に於ける収益を取得すべき受益権を同時に併存的に取得するのである。第二次受益者乙の地位は民法の死因贈與に於ける受贈者の地位とは異なるのである、死因贈與に於ては贈與者が死亡しなければ契約が効力を生じない。従つて受贈者は権利を取得しないのである。(…中略…) 即ち乙の権利は信託行為が効力を生じたる時に確定し、甲の死亡したる時初めて確定するものではない。故に民法第五五四條の死因贈與に相當する効力を有するものではない、最近の課税實例が乙は設定行為の効力発生の時権利を取得するものにあらずとの見解を取つたことは誤謬であると言はざるを得ない。斯様な解釋は個々の収益を取得すべき請求権と、個々の請求権を生ぜしむる基本たる収益受益権とを、區別せざる誤に出づるものと謂ふべきである。第一次受益者甲も第二次受益者乙も、ともに設定行為により一個の受益権を取得するのであつて、両者は其の権利の範囲分量に於て、及び個々の請求権発生の時期に於て異なるのみである。私は此の場合、乙の収益受益権に對しても設定行為が効力を生じたる時に、贈與ありたるもの

前者の説に採用することとしたが、その後は後者の説を採用することになったことが注目点である。この問題は、昭和 13 年の相続税法改正により「現実受益時課税」が採用されることとなり、この議論は収束した。なお、現行法では、上記例の乙は停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者であり、「受益者としての権利を現に有する者」には該当しないことから、甲の死亡時まで課税されない⁹⁵。

③の問題点について、当時立法者においては、信託行為で定められた帰属権利者は、元本受益者と同一であると考えられていた。このように考えると、帰属権利者は、委託者が受益者を指定したことによって、受益権を委託者から取得したことになって、相続税が課税されることとなる⁹⁶。しかし、指定された帰属権利者は、常に元本受益者となるわけではなく、加えて、信託が終了した場合には残余財産が常にあるとは限らないことから、帰属権利者の権利は、信託の利益を受けるべき権利には含まれないと解すべきとされた。なお、新信託法においては残余財産受益者と帰属権利者は明確に定義づけられ、帰属権利者について課税関係が整理されていることから、現行法ではこのような問題は生じないこととなった。

これらの問題点は、第 3 項で述べる昭和 13 年改正において、課税時期が信託設定時から現実受益時に改められたことにより、解消されている。つまり、受益者が特定、存在、確定しない限り、また帰属権利者にしても、実際の受益を開始し、かつ、その範囲内でのみ課税されるから、受益していないのに課税されるという事態は回避されることとなったのである⁹⁷。

第 3 款 昭和 13 年改正

昭和 13 年改正では、旧相続税法第 23 条の 2 が全文改正され、課税時期が、従前の信託設定時課税から現実受益時課税（最初の現実の受益時に受益権全体について課税する方法）に根本的に変更されたことに大きな特徴を見いだせる。規定は次のとおりである。

と看做し、法第二十三條の要件を具備する事實に對しては其の時に於て同條を適用し課税すべきものと考へるものである。」

⁹⁵ 川口幸彦 [18] p.307

⁹⁶ イギリス信託・税制研究会編 [4] p.284

⁹⁷ イギリス信託・税制研究会編 [4] p.286

【昭和 13 年】相続税法第 5 条

条件附権利、存続期間ノ不確定ナル権利、信託ノ利益ヲ受クヘ権利又ハ訴訟中ノ権利ニ付テハ政府ノ認メル所ニ依リ其ノ価格ヲ評定ス

第三條ニ依リ控除スヘキ債務金額ハ確實ト認メタルモノニ限ル

【昭和 13 年】相続税法第 23 条ノ 2

信託ニ付委託者カ他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ左ニ掲クル時ニ於テ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ贈与又ハ遺贈シタルモノト看做ス 此ノ場合ニ於テ不動産又ハ船舶ノ信託ニ因ル所有権取得ノ登記ハ前条第三項ノ規定ノ適用ニ付テ之ヲ贈与ニ因ル所有権取得ノ登記ト看做ス

一 元本ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ受益者カ其ノ元本ヲ受ケタル時但シ数回ニ之ヲ受クルトキハ最初ニ其ノ一部ヲ受ケタル時

二 収益ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ受益者カ其ノ元本ヲ受ケタル時但シ数回ニ之ヲ受クルトキハ最初ニ其ノ一部ヲ受ケタル時

前項ノ場合ニ於テ受益者不特定ナルトキ又ハ未タ存在セサルトキハ委託者又ハ其ノ相続人ヲ受益者ト看做シ受益者特定シ又ハ其ノ相続人之ヲ有スルモノト看做ス

元本ノ利益ノ受益者カ其ノ元本又ハ収益ノ全部又ハ一部ヲ受クル迄ハ元本ハ収益ノ権利ヲ受クヘキ権利ハ委託者又ハ其ノ相続人之ヲ有スルモノト看做ス

信託ノ利益ヲ受クル時ノ委託者ト受益者トノ身分関係カ信託ノ時ノ身分関係ト異ナルトキハ其ノ身分関係ハ第一項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ信託ノ利益ヲ受クル時迄存続スルモノト看做ス

改正された旧相続税法第 23 条の 2 第 1 項は、委託者が元本の利益を受けべき権利を有せしめたる場合には、受益者がその元本を受けた時（ただし、数回にわたって受けるときは、最初にその一部を受けた時）に、委託者が収益の利益を

受けるべき権利を有せしめたる場合には、受益者がその収益を受けた時(ただし、数回にわたって受けるときは、最初にその一部を受けた時)に、信託の利益を受取るべき権利を贈与するものとみなすと規定されている。なお、現実受益時課税であるが、元本または収益の受益を数回にわたって受ける場合には、各々の時点で課税されるわけではなく、最初にその一部を受けた時点でまとめて課税する点に留意しなければならない。

第2項は、受益者が不特定または未存在の信託については、受益者が特定または存在するに至った時に新たな信託が設定されるものとし、受益者が特定または存在するに至るまでの信託受益権は委託者またはその相続人が有するものとみなす、と規定されている。

第3項は、課税時期を受益者が現実に受益した時に課税するとした結果、その時までの信託受益権の帰属が問題となったため、それまでの間は、委託者またはその相続人に帰属するものとみなすことを規定している。

第4項は、信託が長期に及ぶ場合には信託行為と課税時期との乖離により、委託者と受益者との身分関係が変動するおそれがある。これは、親疎別により税率が異なる相続税にとっては不都合となるため、信託の利益を受取る時まで、信託行為時の身分関係が存続するものとみなす、と規定している。

昭和13年改正の改正理由としては、大きく二点挙げられる。第一に、旧信託法7条⁹⁸において、同条は受益者の効力発生に関する規定であると解する見解が有力となり、旧相続税法第23条(贈与があった場合に遺産相続があったとみなして課税する準相続に関する規定)の取扱いと同様に、効力の発生したときに課税すべきであると解されるようになったからである⁹⁹。第二に、信託の実際においてみると、単に受益権を享有するも、必ずしもその時点において担税力の増加のないものがあるにもかかわらず、納税しなければならない場合が生じ¹⁰⁰、ま

⁹⁸ 旧信託法第7条

信託行為ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ当然信託ノ利益ヲ享受ス但シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ従フ

⁹⁹ 占部裕典 [9] p.21、司法省民事局編 [35] p.73

¹⁰⁰ 占部裕典 [9] p.22

「信託ノ時ニ於テハ受益者ハ未ダ少シモ財産ヲ取得セズ、実質的ニハアタカモ贈与ノ予約ヲ受ケタルト選ブ所ナキモノナルヲ以テソノ際直ニ課税スルコトハ実情ニ副ハ」(司法省民事局編 [35] p.73) ないとして信託設定時課税である旧相続税法23条の2の批

た、委託者は受益権変更権を留保している場合が存在する。さらに受益権の価格の評価に困難が伴い、ひいては課税の公平を害すると考えられた¹⁰¹。したがって、課税時期を現実受益時にすることで、受益者の担税力が生じた段階での課税を可能となった点で現実受益時課税は評価できる。

なお、渡邊幸則氏は、現実受益時課税が担税力のある受益者に対して税を徴収することができる点は評価しているが、一方で、受益者不特定または未存在の信託について、「委託者又はその相続人を受益者とみなしたことは、その後の受益者確定の際には、受益権の設定ではなく、その承継取得ではないかとの疑問を生じせしめる。のみならず、受益者不特定又は未存在のまま委託者が死亡した場合には信託受益権は相続財産の中に含まれるとみなされて、相続税が徴収されることとなっている。その結果、相続人が複数いる場合、または遺言によって他人が相続人として入ってくる場合等には受益権の共有状態が税法上生じ、これらと受益者との関係が極めて複雑となる。それだけでなく、相続開始以降受益者確定までの間に生ずるキャピタル・ゲインのいかんによっては、受益者に対する贈与の税率が相続による財産の分割によって低くなる結果を来すこともあり得たであろう。」と、受益者が不特定または未存在の信託の場合の委託者課税について懸念を述べている¹⁰²。

第4款 昭和22年改正

日本国憲法制定により、民法の相続編の改正が行われ、家督制度が廃止され、遺産相続のみが認められることとなった。これを受けて、相続税法も全文改正が行われた。この改正により、遺産課税方式を採用している点には旧法と変わりな

判は多かった。

¹⁰¹ 占部裕典 [9] pp.21-22、窪田好秋 [23] p.38

平田敬一郎氏もまた同様に、改正理由を、「従来は信託契約を結んだときに贈與したものと見たのでありますが、改正後は現実に受益する時、即ち受益開始の時に贈與したものと看做して課税することとなったのであります。従来のように未だ受益開始しなくても、契約さへすれば課税すると云ふことでは、どうも未だ利益を得ない前に税を納めねばならなくなる。それから又受益者が途中で変更する場合もありまして受益権の評価に非常に困難があつたりするので、是は現実に利益を受ける場合に課税することに變つた次第であります。」というように、受益者の地位の不安定さや、担税力の乏しさ、受益権評価の困難性から改正されたと指摘している。平田敬一郎 [63] p.67

¹⁰² イギリス信託・税制研究会編 [4] p.287

いものの、相続税課税が遺産相続課税のみとなり、親疎別に従って、三段階税率によって課税されることとなった¹⁰³。また、贈与があった場合に遺産相続があったとみなして課税した準相続の制度を廃止して、相続税の補完税として新たに「贈与税」が導入された。改正法は以下のとおりである。

【昭和 22 年】相続税法第 5 条

信託行為があった場合において、委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があった時において、委託者が信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合においては、当該信託の利益を受ける権利のうち、その受ける利益に相当するもの）を受益者に贈与したものとみなす。

委託者が受益者である信託について、あらたに委託者以外の者が受益者となった場合においては、委託者以外の者が受益者となった時において、委託者が信託の利益を受ける権利をあらたに受益者となった者に贈与したものとみなす。

【昭和 22 年】相続税法第 6 条

相続開始前二年以内に信託行為があった信託について、委託者たる被相続人以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者である場合又は相続開始前二年以内に委託者たる被相続人が受益者である信託について、あらたに委託者以外の者が受益者となった場合において、当該信託が左の各号に掲げる信託の一に該当するときは、当該信託の利益を受ける権利については、当該信託の受託者を受益者とみなして、前条の規定を適用する。

- 一 相続開始の時において信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないためまだ受益者が確定していない信託
- 二 相続開始の時において受益者がまだ存在していない信託
- 三 停止条件付で信託の利益を受ける権利を有せしめた信託において

¹⁰³ 占部裕典 [9] p.22

まだ条件が成就していないもの

四 相続開始の時ににおいて受益者が不特定である信託

前項の場合において、受託者が同項の規定の適用により納付すべき相続税は、命令の定めるところにより、当該信託財産の中から、これを納付しなければならない。

本改正により、昭和 13 年で採用された現実受益時課税は廃止され、再び、信託設定時課税に立ち返ることとなった。

旧相続税法第 5 条第 1 項は、委託者以外の者が信託の利益の全部または一部の受益者である信託（すなわち他益信託）があった場合には、信託行為があった時において委託者が受益権を受益者に贈与したものとみなす、と規定している。すなわち、課税要件を「信託行為があった場合」とし、課税時期についても「当該信託行為があった時」と規定して、信託設定時課税を明確にしている¹⁰⁴。このように、課税時期が従前の現実受益時課税から信託設定時に改められた理由について、立法担当者の松井静郎氏は、「(筆者注：現実受益時課税を採用したのは、)従来の相続税法においては贈与を受けた者を納税義務者とする建前をとっていたからである。しかるに贈与税においては贈与者を納税義務者としているからかかる場合は受益の発生まで待つ必要はなく、信託行為があった時直ちに贈与があったものとして課税すればよいわけである。」と述べている¹⁰⁵。

旧相続税法第 5 条第 2 項は、委託者が受益者である信託（すなわち自益信託）から他益信託とした場合には、受益者を変更した時に、委託者が信託受益権を新たに受益者となった者に贈与したものとみなす、と規定している。改正前の旧相続税法第 23 条の 2 では、課税要件および課税時期を「委託者カ他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ左ニ掲クル時ニ於テ」としか規定されなかったことにより様々な解釈が生じ、自益信託のみならず、他益信託が行われた場合であっても、その時に委託者から新しい受益者に対して贈与が行われたものとして課税されていた。改正法は、「当該信託行為があった場合」と「委託者以外の者が受益者となった場合」に課税要件を区別して、また、各課税時期を「当

¹⁰⁴ 下野博文 [38] p.14

¹⁰⁵ 松井静郎 [71] p.5

該信託行為があった時」と「委託者以外の者が受益者となった時」に分けられることとなった¹⁰⁶。たとえば、当初委託者自身が元本受益者で、収益受益者が他人である信託を設定し、数年後に元本受益権を他人に与えるような場合には、まず第1項の規定によりその信託行為があった時に、委託者が他人（収益受益者）に収益受益権の贈与をしたものとみなす。そして数年後、元本受益権を他人に与えた時に、第2項の規定により委託者が他人（元本受益者）に元本受益権の贈与をしたものとみなす、こととなる。したがって改正法により、従来から議論となっていた自益信託から他益信託へ変更した際の課税関係が明確となった。

加えて、旧相続税法第6条は、上記の信託行為があった場合に、信託行為後二年以内に委託者が亡くなり相続が開始された場合の規定である。相続開始前二年以内に贈与された財産は相続財産を構成するとみなされ、受贈者（相続人）が納税義務者として相続税が課税されることとなる。この場合には、先に贈与者（委託者）が納付した贈与税を、受贈者の納付する相続税から控除することとされた。なお、贈与税を控除することを前提として贈与税相当額は相続財産に加算されることとなる。

また、旧相続税法第6条は、相続開始時において信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないためまだ受益者が確定していない信託（1号）、相続開始時において受益者がまだ存在していない信託（2号）、停止条件付で信託の利益を受ける権利を有せしめた信託においてまだ条件が成就していないもの（3号）、相続開始時において受益者が不特定の信託（4号）、といった相続開始時に受益者が確定していない信託については、当該信託の受託者を受益者とみなして課税するという受託者課税を規定している。そして受託者は、当該信託財産から本来受益者が納付すべき相続税を納付する。

なお、この場合、旧相続税法施行規則第2条によって、税率の高い第三種が適用されることとなるが、その後受益者が確定した場合には、その受益者に第一種または第二種の税率が適用されるときには、納税額が受益者に還付されることとなった。また、何らかの事由で信託の利益を受益者が享受せずに信託が終了し、委託者のもとに信託財産が戻ってきた場合には、贈与の実体がないのにもかかわらず

¹⁰⁶ 川口幸彦 [18] p.314、下野博文 [38] pp.14-15

ず課税されてしまうことから、旧相続税法第 62 条はこれを避けるべく、このような場合にはその信託は初めからなかったものとみなされ、納付税額は還付されることとなった¹⁰⁷。

第 5 款 昭和 25 年改正

シャウプ勧告を受けた昭和 25 年の相続税法の改正は、それまでの遺産課税方式を遺産取得課税方式に改められ、贈与税の納税義務者が従来の贈与者から受贈者に変更されている。これにより、従来の相続税と贈与税は「相続税」として一本化され、受贈者は、取得したごとにその取得額に応じて課税されることとなった。しかし、信託課税の原則については改正がない。これは、昭和 22 年改正で再び採用された信託設定時課税が、納税義務者を受贈者に変更されても維持されたことを意味する。

本改正により、昭和 22 年法の下での旧相続税法第 5 条および第 6 条は解体され、代わりに旧相続税法第 4 条にみなし相続財産として信託の規定が設けられた。改正法は以下のとおりである。

【昭和 25 年】相続税法第 4 条

信託行為があった場合において、委託者以外の者が信託（退職年金の支給を目的とする信託で政令で定めのあるものを除く。以下同じ。）の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があった時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合には、当該信託の利益に相当する部分。以下本条において同じ。）を当該委託者から贈与（当該信託行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。

2 次の各号に掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生じたため、委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者となった場合においては、その事由が生じた時において、当該受益者となった者が、その信託の利益を受ける権利を当該委託者からの贈与（第一号の受益者

¹⁰⁷ 占部裕典 [9] p.24、下野博文 [38] pp.16-17

の変更が遺言によりなされた場合又は第四号の条件が委託者の死亡である場合には、遺贈)により取得したものとみなす。

- 一 委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと
- 二 信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないため受益者が確定していない信託について、受益者が確定したこと
- 三 受益者が確定していない又は存在していない信託について、受益者が特定又は存在するに至ったこと
- 四 停止条件付で信託の利益を受ける権利を与えることとしている信託について、その条件が成就したこと

3 前項第二号から四号までに掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生ずる前に信託が終了した場合において、当該信託財産の帰属権利者が当該信託の委託者以外の者であるときは、当該信託が終了した時において、当該信託財産の帰属権利者が、当該財産を当該信託の委託者から贈与に因り取得したものとみなす。

旧相続税法第4条第1項もまた、委託者以外の者が信託の利益の全部または一部の受益者である信託があった場合には、信託設定時において委託者から受益権を受益者に贈与したものとみなす、と規定されていることから、原則として、課税時期が信託設定時である信託設定時課税が採用されていることは従前法と変わりはない。

課税時期の例外については、旧相続税法第4条第2項において、自益信託から他益信託に変更された場合(1号)のみならず、信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないためまだ受益者が確定していない信託(2号)、受益者が不特定または未存在である信託(3号)、停止条件付で信託の利益を受ける権利を有せしめた信託においてまだ条件が成就していないもの(4号)が加えられた。これは、従前法であった旧相続税法第6条にならった形としての条文構成であると推測される。これらの信託の課税時期については、それぞれ自益信託から他益信託に変更された時、受益者の受益の意思表示があった時、受益者が特定または存在するに至った時、条件が成就した

時、に課税されることとなった。

そして、上記 2 号から 4 号に該当する信託が設定され、それぞれの事由が生じず、相続税が課税されないうちに信託課税が終了した場合については、旧相続税法第 4 条第 3 項が適用されて、信託財産の帰属権利者が委託者以外の者であるときは、信託終了時にその帰属権利者が信託財産を委託者から受贈したものとみなして課税される。したがって、旧相続税法第 6 条では、受益者が確定するまでは受託者を受益者としてみなして課税するという受託者課税が規定されていたのに対し、改正法では当該信託財産の帰属権利者に課税すると変更されたこととなる。また、改正法では、委託者の相続財産の中に受益権が含まれるという考え方も取られていない。この点については、昭和 34 年に通達によって改められ、「受益者が確定し、又は存在していない信託の委託者について相続の開始があった場合には、その信託に関する権利は、委託者の相続人が相続によって取得する財産として取り扱うものとする」と補われることとなった（旧相続税法基本通達 42 条）¹⁰⁸。

昭和 25 年改正により、納税義務者が従来の贈与者から受贈者に変更されていることから、前述の松井静郎氏が説明される「従来の相続税法においては贈与を受けた者を納税義務者とする建前をとっていたからである。しかるに贈与税においては贈与者を納税義務者としているからかかる場合は受益の発生まで待つ必要はなく、信託行為があった時直ちに贈与があったものとして課税すればよいわけである。」という昭和 22 年改正の改正理由を鑑みれば、昭和 25 年改正は受贈者を納税義務者として現実受益時課税を採用するという考えも可能である。しかし、昭和 25 年改正においても、課税時期について信託設定時課税が貫かれた。当時においてこの経緯を詳細にする文献は見いだせない¹⁰⁹が、この点について、渡邊幸則氏は、「昭和 13 年改正までの税制は、受益者が不存在又は未存在の信託について課税の時期、受益権の帰属先をめぐって苦心して、あるいは受託者課税、あるいは委託者課税といろいろ工夫を凝らしたのである。しかるに、昭和 22 年改正によって、新たに贈与税が導入された際に、それまでの受益者不特定又は未

¹⁰⁸ イギリス信託・税制研究会編 [4] pp.290-291

¹⁰⁹ 昭和 25 年改正の解説として、櫻井四郎 [28] p.48 があるが、第 4 条第 2 項のみなし贈与の解説にとどまり、第 1 項の原則規定の解説はない。

存在の信託について問題が一掃されたこととなり、昭和 25 年シャープ税制によって再び取得税の立場から受益者課税に戻った際には、これらの問題が置き去られてしまったかの感がある。(…中略…) いずれにしても、終戦後の混乱した状態にあって、また、それまでの個人信託の利用状況は極めて寂しいものであった点からみて、高度に緻密な規定をわざわざ設ける必要もなかったことも事実であろう。」と述べている¹¹⁰。

¹¹⁰ イギリス信託・税制研究会編 [4] p.291

第3節 旧信託税制に対する問題点

前節で確認してきた通り、旧信託税制は、所得税および法人税の場面では導管理論の下での受益者課税(受益者が不特定または未存在の場合には委託者課税)、相続税および贈与税の場面では設定時課税を、という二つの原則に支えられていた。つまり、前者は、信託財産や帰属する所得および費用が信託という導管を伝わって、受益者が有するとみなし課税され、この導管を通らないものは、未だ委託者の手中にあるとして委託者に所得税等が課税される。

この導管理論の下での委託者課税に対し、佐藤英明教授は「委託者が信託財産に対して何らかの権利を有していたり、または受益者の受益から間接的な利益を受けていたりしても、受益者が特定されている限りは当該受益者のみが信託所得の納税義務者となる点である。この仕組みを利用すれば、信託財産に対する実質的な権利や利益を委託者が保持したまま、信託財産に帰属する所得を受益者に与え、所得分割による租税回避を行うことが可能になる。」ことを指摘しており¹¹¹、委託者に信託財産に対する権限が留保されている撤回可能信託¹¹²の場合には租税回避の恐れがあることを指摘している¹¹³。また、佐藤英明教授は「撤回不能信託で、かつ、信託損益がすべて受益者に対する将来の分配のために信託収益がすべて留保される場合を典型とするように、すでに委託者が信託財産について何ら利益も権限も有していない場合があり、そのような場合にまで信託収益にかかる所得税納付義務を委託者に負わせるべき理論的根拠は存在しない。」と指摘し、撤回不能信託である場合の委託者に対する過剰な課税を指摘している¹¹⁴。

¹¹¹ 佐藤英明 [31] p.44

¹¹² 下野博文 [38] p.34

撤回可能信託とは「委託者または委託者によって特に定められた者が単独ないし他の者と共同して信託の解除ができる権利」をいい、信託の解除権だけでなく、受益者指定・変更権、信託条項変更権を委託者側に留保した信託も、撤回可能信託とされる。

¹¹³ 飯塚孝子 [3] p.24 も同旨。

「受益者特定の場合に受益者課税の原則を貫くと、委託者は実質上信託財産を自己の支配下に留めつつ、信託財産から生じる所得の帰属主体を転換して適用税率を引き下げるような租税回避を行う可能性がある。たとえば、高税率で所得課税される委託者が撤回可能信託を設定して適用税率の低い配偶者を受益者とした場合、信託の所得に適用される税率は配偶者の税率となり、委託者は税率の引下げに成功する。」

¹¹⁴ 佐藤英明 [32] p.154

なお、現行所得税法第 13 条では、受益者の範囲が「受益者等」へ見直され、「受益者」に加えて「みなし受益者」を課税対象としている。このみなし受益者になる一要件として「信託の変更権限を現に有する」ことを要件とされているため、委託者が何ら権限を有していない場合には課税対象外となる。この点、撤回不能信託の問題点については図られたというべきであろう。

後者の設定時課税は、他益信託の設定時に、受益者が信託に関する利益を受ける権利は委託者から贈与等がされるものとして課税されるということである（旧相続税法第 4 条第 1 項）。まず、この規定は自益信託から他益信託へ変更する場合を想定しており、他益信託から他益信託へ変更した場合の課税関係が明確でなかったといえる。この点について、実務家の西邑愛氏は「受益者変更権を留保して置いた場合に既に存在している受益者を他の者に変更したときの課税は明確でない。すなわち信託設定の時点において受益者は委託者から贈与を受けたものとして贈与税が課されるのは上述のとおりであるが、その後受益者が他の者に変更された場合、贈与税が課されるのかどうか。相続税法第 4 条 2 項の各号のいずれにも該当しないことから、租税法律主義に基づいて新受益者は非課税であるということもできる。あるいは税法は受益者変更権の留保を考慮しないで規定しており、受益者変更権の行使が、実質的に同項の定める場合に異ならないので新受益者に課税されるべきであるという意見もあろう。」と指摘している¹¹⁵。

また、信託設定時課税は、受益者に実質的な担税力を生じない段階で課税されるため、担税力の観点から批判がある¹¹⁶。この点について小林一夫氏は「想像するに、相続税法第 4 条の規定は信託行為により受益者として指定された者は当然に信託の利益を享受することができ、受益者は受益の意思表示その他何等の行為をも必要としないとする信託法第 7 条に課税の根拠を求めているのではなかろうか。」と述べ、受益者として指定された者は当然に信託の利益を享受することを定めている旧信託法第 7 条に立法者は課税の根拠を求めていたのではない

¹¹⁵ 西邑愛 [57] p.53

¹¹⁶ 西邑愛 [57] p.53、下野博文 [38] p.36 等

西邑愛氏は、「旧受益者は、課税価格の計算基礎となった元本あるいは収益のすべてを受益していないのであるから課題の贈与税を支払ったことになる」ことを指摘したうえで、「実質的な担税力を考慮し、他益信託設定の場合は、その設定時点ではなく受益の時期を以て課税することに法の規定が改正されることを希望する」と述べ、現実受益時課税を支持されている。

かと指摘している¹¹⁷。一方で、佐藤英明教授は、「個々の受益に着目すると元本に当たる受益権に着目すると元本にあたる受益権に着目する場合に比べて受益額が分割され、累進度の厳しい相続税・贈与税においては租税の総負担額が大きく変動する」から設定時課税は現実受益時課税よりも課税の公平という観点から見えて優れていると信託設定時課税の利点を述べられているが、信託設定時課税を可能にするためには受益権の価値が信託設定時に評価可能でなければならないと併せて指摘している¹¹⁸。

¹¹⁷ 小林一夫 [25] p.118

¹¹⁸ 佐藤英明 [31] pp.46-47

加えて、佐藤英明教授は、この受益権評価について、受益者の死亡によって終了する信託の存続期間はその者の統計上の平均余命とする統計的な推計を用いる手法が確立される必要があると述べている。

第 3 章 現行信託税制の検討

第 1 節 所得税法および法人税法における規定

第 1 款 現行信託税制の分類

平成 19 年度税制改正による信託税制の特徴として、①ビークルである信託自体への課税の態様は、改正前の税務上の取扱いが踏襲されつつ、緻密化されている点と、②信託税制が法人税法・所得税法、相続税法（および消費税法）をまたぐ税目横断的な規律として整備されている点が挙げられる。

改正後の新たな概念整理として、改正前の税務上の区分を踏まえつつ、新たに三つの信託区分が創設された。すなわち、新たな概念として、（イ）受益者等課税信託（ロ）集団投資信託又は特定公益信託等、（ハ）法人課税信託の三つに区分されている。

一般的な信託は、（イ）受益者等課税信託に含められ、所得税法第 13 条第 1 項および第 2 項または法人税法第 12 条第 1 項および第 2 項が適用され、信託の受益者は信託財産を有する者とみなされて課税される。（ロ）集団投資信託又は特定公益信託等と（ハ）法人課税信託は、信託導管理論の観点から信託の受益者は信託財産を有する者としてみなされず、それぞれ受益者段階課税（受領時課税）と受託者段階法人課税がなされる。なお、受益者等課税信託でも、受益者等が存しない信託に該当する場合には、この法人課税信託に分類されることになった。以上を踏まえて、税務上の信託区分は次のとおりとなる（第 3 図）。

(第3図) 税務上の信託区分

区分		名称	具体例																								
原則	(受益者 発生時 段階課 税)	受益者等課税信託	以下に示すもの以外の一般の信託																								
		例外	受益者段階課税(受領時課税)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">集団投資信託</td> <td>合同運用信託</td> </tr> <tr> <td>公社債投資信託</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">退職年金信託</td> <td>証券投資信託</td> </tr> <tr> <td>国内公募投資信託</td> </tr> <tr> <td>特定受益証券発行信託</td> </tr> <tr> <td>厚生年金基金信託</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金信託</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金基金信託</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定公益信託等</td> <td>確定拠出年金信託</td> </tr> <tr> <td>国民年金基金信託</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">受託者段階法人課税</td> <td rowspan="5">法人課税信託</td> <td>適格退職年金信託</td> </tr> <tr> <td>特定公益信託</td> </tr> <tr> <td>加入者保護信託</td> </tr> <tr> <td>特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託</td> </tr> <tr> <td>受益者等が存しない信託</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">受託者段階法人課税</td> <td rowspan="3">法人課税信託</td> <td>法人が委託者となる一定の信託</td> </tr> <tr> <td>国内公募投資信託以外の投資信託</td> </tr> <tr> <td>特定目的信託</td> </tr> </table>	集団投資信託	合同運用信託	公社債投資信託	退職年金信託	証券投資信託	国内公募投資信託	特定受益証券発行信託	厚生年金基金信託	確定給付企業年金信託	確定給付企業年金基金信託	特定公益信託等	確定拠出年金信託	国民年金基金信託	受託者段階法人課税	法人課税信託	適格退職年金信託	特定公益信託	加入者保護信託	特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託	受益者等が存しない信託	受託者段階法人課税	法人課税信託	法人が委託者となる一定の信託
集団投資信託	合同運用信託																										
	公社債投資信託																										
退職年金信託	証券投資信託																										
	国内公募投資信託																										
	特定受益証券発行信託																										
	厚生年金基金信託																										
	確定給付企業年金信託																										
	確定給付企業年金基金信託																										
特定公益信託等	確定拠出年金信託																										
	国民年金基金信託																										
受託者段階法人課税	法人課税信託	適格退職年金信託																									
		特定公益信託																									
		加入者保護信託																									
		特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託																									
		受益者等が存しない信託																									
受託者段階法人課税	法人課税信託	法人が委託者となる一定の信託																									
		国内公募投資信託以外の投資信託																									
		特定目的信託																									

第2款 受益者等課税信託の課税関係

第1項 受益者等課税信託の概要

所得税法において、信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属について所得税法第13条は、その第1項において次のとおり規定している¹¹⁹。

【現行】所得税法第13条（法人税法第12条）

1 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託、（特定公益信託等）又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

受益者等課税信託の課税関係については信託導管理論が採用されている。これは従前の信託税制と変動ない。つまり、信託導管理論は、私法上は、信託財産の領有者である受託者が信託財産に属する資産および負債を有し、信託財産に帰せられる収益および費用が帰属されると考えられるが、税務上においては、その経済的実体に着目し、受託者ではなく、受益者が信託財産に属する資産および負債を有するものみなし、信託財産に帰せられる収益および費用もまた受益者に帰属される、という概念である¹²⁰。この「みなし概念」を用いることで、信託財産に

¹¹⁹ なお、法人税法も同様の規定となっている。このため、本論文では以降、法人税法の規定（通達を含む。）条文は省略し、条文番号のみを併記するものとする。

¹²⁰ 所得税法第12条は、実質取得者課税の原則を定めており、その意義については2つの見解がある。1つは、課税物件の法律上（私法上）の帰属と経済上の帰属が相違している場合に、実質に即して課税物件の帰属を判定すべきという見解（法律的帰属説）と、経済上の帰属に即して課税物件の帰属を判定すべきという見解（経済的帰属説）がある。文理的には、どちらの見解も解釈が可能となるが、経済的帰属説をとると、所得の分割ないし移転を認めることになりやすいのみでなく、納税者の立場からは、法的安定性が害されるとの批判があり、税務行政の見地からも経済的に帰属を決定することは実務上多くの困難を伴うとの批判があるので、法律的帰属説が通説となっている。金

帰属する所得について、委託者から受託者へ、受託者から受益者へ、といった受託者段階と受益者段階での同一の所得に対する二重課税を防いでいる。したがって、税務上は、信託収益が発生すれば、現実の分配がなくとも、受益者に収益が生じたものとみなして課税される。

平成19年改正前の信託税制は、信託導管理論に基づき、信託財産に帰せられる収入および支出については、受益者が信託財産を有するものとみなして、所得税または法人税が課されていた。一方、受益者が不特定または未存在の場合には、その所得は導管を伝わらず、依然として委託者の手中にあるものと考えられ、委託者が信託財産を有するものとみなして所得税または法人税が課されていた。つまり、従前の信託税制では、原則として受益者課税が採用され、例外として委託者課税が採用されていたのである。

これに対し、現行法では、受益者課税の原則は維持されているものの、その受益者の範囲は見直され、受益者の範囲を「受益者」と「みなし受益者」を構成する「受益者等」に改められた。加えて、受益者が不特定または未存在の場合には、上記「受益者等(受益者とみなし受益者)」が不特定または未存在であるとして、新たに「受益者等が存しない信託」という税務上の区分を設け、「法人課税信託」の一類型として取扱うこととなった。

第2項 受益者等の意義

① 受益者

受益者等課税信託に係る信託課税の原則規定が適用される「受益者」について、旧法の所得税および法人税法では、受益者を受益者の存在または特定の有無で判

子宏 [17] p.170

このため、法律的帰属説という概念に従えば、法律上の権利の所在するところに所得の帰属を求め、信託に係る信託財産の所有権が受託者に移転していることからすれば、受託者に課税するのが本来の課税物件の帰属の考え方となる。このような信託の場合、信託から生ずる収益及び費用は、信託に帰せられる収益及び費用であり、信託財産がその収益の起因となる資産に該当することとなる。このことから、法律的には受託者に課税するべきである。

しかしながら、信託では受益者こそが信託財産の利益を享受している者であることを鑑み、所得税法や法人税法では、収益が経済的に帰属する受益者に課税ができないこととなっているところを、「みなし」課税制度を設けることによって、受益者に課税する仕組みを設けることとなった。

断していたが、現行法所得税第 12 条第 1 項では「受益者としての権利を現に有する者」と表現し、受益者の範囲は限定されている。この受益者の範囲については、基本通達において次のように定めている。

【現行】所得税基本通達 13-7（法人税基本通達 14-4-7）

（受益者等課税信託に係る受益者の範囲）

法第 13 条第 1 項に規定する「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）」には、原則として、例えば、信託法第 182 条第 1 項第 1 号（残余財産の帰属）に規定する残余財産受益者に含まれるが、次に掲げる者は含まれないことに留意する。

- (1) 同項第 2 号に規定する帰属権利者（以下 13-8 において「帰属権利者」という。）（その信託の終了前の期間に限る。）
- (2) 委託者の死亡の時に受益権を取得する同法第 90 条第 1 項第 1 号（委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例）に掲げる受益者となるべき者として指定された者（委託者の死亡前の期間に限る。）
- (3) 委託者の死亡の時以後に信託財産に係る給付を受ける同項第 2 号に掲げる受益者（委託者の死亡前の期間に限る。）

新信託法においては、信託の残余財産の帰属について、新信託法第 182 条¹²¹で「残余財産受益者」（同条 1 号）と「帰属権利者」（同条 2 号）とを定めている。信託は、信託が終了した場合には、清算することとされており（新信託法第 175 条）¹²²、その信託を清算する際に、その残余財産の給付を受けることとされ

¹²¹ 信託法第 182 条（残余財産の帰属）

残余財産は、次に掲げる者に帰属する。

- 一 信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権にかかる受益者（略）となるべき者と指定された者
- 二 信託行為において残余財産の帰属すべき者（略）となるべき者として指定された者

¹²² 信託法第 175 条（清算の開始原因）

信託は、当該信託が終了した場合（略）には、この節の定めるところにより、清算をしなければならない。

ている者が残余財産受益者と帰属権利者である。

残余財産受益者は、信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者として指定された者をいい、信託行為に別段の定めがない場合には、受益者としての権利を現に有する者に該当するため、税法上の「受益者」に該当する。

他方、帰属権利者は、信託行為における受益者ではなく、残余財産に帰属すべきものとして指定された者に過ぎない。帰属権利者は、残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得し（新信託法第 183 条第 1 項）、信託の清算中は受益者とみなすこととされている（新信託法第 183 条第 6 項）¹²³。

これらの規定から、帰属権利者は、信託の終了事由が発生する前は信託法において受益者ではなく、信託行為に別段の定めがない場合には、受益者としての権利を現に有しない。したがって、原則として、残余財産受益者は税法上の受益者等課税信託における受益者となるが、その信託の終了前の期間における帰属権利者は受益者とはならないこととなる。

また、新信託法においては、第 90 条が創設され、委託者が生前に自己の財産を受託者に信託して、自己生存中に委託者自身を受益者とし、自己の子、配偶者等を委託者死亡後の受益者にすることによって、委託者の死亡後における財産分配を信託によって達成を図る信託、いわゆる遺言代用信託が認められた¹²⁴。遺言代用信託は、新信託法第 90 条第 1 項に規定され、1 号「委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託」、2 号「委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託」（当該受益者は、信託行為の別段の定めがない場合、その委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しない。）をいう。

1 号の「委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者」とは、信託法上の受益者ではなく、また、委託者の死亡事由を始期として受益権を取得

¹²³ 信託法第 183 条（帰属権利者）

信託行為の定めにより帰属権利者となるべき者として指定された者は、当然に残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 帰属権利者は、信託の清算中は受益者とみなす。

¹²⁴ 本論文、第 1 章第 4 節第 2 款参照。

することとされている者に過ぎない。このように、信託行為に停止条件または始期が付されているときには、停止条件または始期が到来することによって信託の効力が生ずると規定されていることから（新信託法第4条第4項）、この指定された者は委託者の死亡前においては、受益者としての地位を現に有していないと解され、受益者等課税信託における受益者に該当しない。

また、2号の「委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託の受益者」も、信託法上は受益者であるが、信託法第90条第2項において、この場合の受益者は信託行為に別段の定めがない場合、その委託者が死亡して初めて信託財産に係る給付を受けることができるため、同じく当該受益者は委託者の死亡前においては、受益者としての権利を現に有していないと考えられ、受益者等課税信託における受益者に該当しない。

②みなし受益者

所得税法第13条第2項は、みなし受益者についての規定である。規定は以下のとおりである。

【現行】所得税法第13条（法人税法第12条）

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

このみなし受益者の規定は、主として委託者を想定しており、委託者が受益者を変更する権限等を自分に留保し、かつ、信託財産を自分に戻すことを予定しているような租税回避を行うことを防止する規定であるとされている¹²⁵。

¹²⁵ 岡正晶 [12] p.38

佐藤英明教授もまた、「新信託税制におけるみなし受益者課税の制度は、実質的に信託財産に支配等の可能性を起こした委託者への課税の制度であり、従来の導管理論の下での委託者課税から新たな姿の委託者課税に変わったものと理解することができる。そして、ここで期待される役割は、信託を用いた所得分割などによる租税回避への対処であろう」と述べている。佐藤英明 [34] p.51

新信託法では、旧信託法に比べて委託者に与えられた権限は縮小されており、従前の信託税制で採用されていた受益者が不特定または未存在の場合における委託者課税を維持することは適正でないと考えられた¹²⁶。そこで、現行税制は、受益者と同等の地位を有する者を受益者とみなして課税することとしており、従前の委託者課税は廃止されることとなった。

したがって、まず、所得税法第 13 条第 1 項において、信託行為によって受益者としての権利を現に有する者を課税対象とし、受益者としての権利を現に有さない者を課税対象外とした上で、第 2 項において、受益者と同等の地位を有する者はみなし受益者として課税される。このみなし受益者の判定は、信託の変更をする権限を現に有しており（軽微な変更する権限として政令で定めるものを除く。）、信託財産の給付を受けるとされている、の二要件を満たすことによって判定される。

みなし受益者の第一要件である信託の変更をする権限を現に有する者とは、信託法において、信託の変更が信託行為に別段の定めがない場合に、委託者、受益者および受託者の合意にすることとされていることから、委託者、受託者および受益者が当該権限を現に有することとなる（新信託法第 149 条第 1 項）。

また、「信託の変更をする権限」から除外される「軽微な変更をする権限として政令で定めるもの」とは、所得税法施行令第 52 条第 1 項において、信託の目的に反しないことが明らかな場合に限り、信託の変更（新信託法第 149 条第 2 項、第 3 項）をすることができる権限と定めている。このような信託の変更は、軽微なものにすぎず、実質的に変更しないものと同様であると解されるため、税法上、信託をコントロールすることができる者に該当するか否かを判定する上での信託の変更には含まれないとしている。

これに対して、「信託の変更をする権限」に含まれるものとして、所得税法施行令第 52 条第 2 項は、「他の者との合意により信託の変更をすることができる権限」が含まれると定めている。これは、信託の変更が、信託法上、信託行為に別段の定めがない場合に、委託者、受益者および受託者の合意により行うこととされているように、信託行為において受益者とされた者であっても単独で信託の

¹²⁶ 喜多綾子 [21] p.45

変更をすることはできないことから、みなし受益者の判定する場合における信託の変更の権限についても同様に、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むとされた。

次に、信託の変更をする権限を現に有する者のうち、「信託財産の給付を受けることとされている者」がみなし受益者に該当する。信託財産の給付を受けることとされている者には、前述のとおり残余財産受益者と帰属権利者¹²⁷が該当するが、残余財産受益者は、すでに所得税法第13条第1項の「受益者」の範囲に含まれるため、第2項の「みなし受益者」の適用を受けない。すなわち、信託財産の給付を受けることとされている「みなし受益者」は、受益者の範囲から外れた帰属権利者を対象としている。したがって、変更権限を現に有する者で、かつ、信託の定めにより帰属権利者として指定されている場合には、みなし受益者に該当することとなる。このみなし受益者の範囲については、通達で明らかにされている。以下のとおりである。

**【現行】所得税基本通達 13-8（法人税基本通達 14-4-8）
（受益者とみなされる委託者）**

法第13条第2項の規定により受益者とみなされる者には、同項に規定する信託の変更をする権限を現に有している委託者が次に掲げる場合であるものが含まれることに留意する。

- (1) 当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合
- (2) 信託法第182条第2項に掲げる信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者（以下この項において「残余財産受益者等」という。）の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者の全てがその権利を放棄した場合

¹²⁷ 帰属権利者は、信託の清算中は受益者とみなされ（新信託法第183条第6項）、信託の清算にあたって当然に残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得する（新信託法第183条第1項）から、帰属権利者は、「信託の給付を受けることとされている者」に該当する。

信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者の指定に関する定めがない場合または残余財産受益者若しくは帰属権利者の指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合には、信託法上、信託行為に委託者またはその相続人その他の一般承継人を「帰属権利者」として指定する旨の定めがあったものとみなされる（新信託法第 182 条第 2 項）。したがって、委託者は、帰属権利者として信託財産の給付を受けることとされている者に該当することとなる。

このことから、信託の変更をする権限を現に有する委託者で、当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合、または、信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者の指定に関する定めがない場合または残余財産受益者若しくは帰属権利者の指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合のいずれかに該当する場合には、その委託者はみなし受益者に該当することとなる。

また、所得税法施行令第 52 条第 3 項は、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は、「信託財産の給付を受けることとされている者」に該当するものと規定している。したがって、受益者となることに停止条件または始期が付された者は、受益者としての権利を現に有する者に該当せず、第 1 項の受益者の範囲から外されるが、信託財産の給付を受けることとされている者に該当するため、信託の変更権限を現に有する場合には、みなし受益者に該当することとなる。

第 3 項 信託財産に属する資産および負債並びに信託財産に帰せられる収益 および費用の帰属について

受益者等課税信託の受益者は、当該信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益および負債は当該受益者の収益および負債とみなされて、所得税法第 13 条（法人税法第 12 条）が適用されるのは前述したとおりである。

しかし、たとえば、当該信託が一部の受益者しか特定されていない場合の受益権の所在はどうなるであろうか。この点について、通達は、受益者等課税信託の受益者は、受益者としての権利を現に有する者に限られるため、受益者が有する権利がその信託財産に係る受益者としての権利の一部にとどまる場合であって

も、残余の権利を有する者が存しないまたは特定されていないときは、当該受益者が信託財産に属する資産および負債の全部を有するものとみなし、かつ、信託財産に帰せられる収益および費用の全体を帰属するとみなすことを規定している（所得税基本通達 13-1、法人税基本通達 14-4-1）。

すなわち、たとえば、受益者の有する権利が、その信託財産に係る受益者としての権利全体の 70%だとすれば、残余の 30%部分の権利を有する者が存しない場合には、当該受益者は受益者としての権利全体 100%を有するものとみなされ、信託財産に属する資産および負債の全部、収益および費用の全体を帰属されることとなる。

また、たとえば、受益者としての権利を有する受益者が複数人いる場合においては、所得税法施行令は、当該信託の信託財産に属する資産および負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益および費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする、と規定している（所得税法施行令第 52 条 4 項、法人税法施行令第 15 条第 4 項）。これを受けて通達は、この「権利の内容に応じて」の例示として、その信託財産に属する資産が、その構造上区分された数個の部分の部分を独立して、住居、店舗、事務所または倉庫その他建物としての用途に供することができるものである場合において、その各部分の全部又は一部が 2 以上の受益者の有する権利の目的となっているときを挙げ、当該目的となっている部分については、当該各受益者が各自の有する権利の割合に応じて有しているものとして取扱われる（所得税基本通達 13-4、法人税基本通達 14-4-4）。つまり、土地の区分所有の様に、受益者等の有する権利に応じてその信託財産が特定されるものは、各受益者がその有する権利の内容に応じて有しているものとして取扱うこととしている。

しかし、この点について、受益権が分割されたときにその課税関係が不明確であるという指摘がある¹²⁸。受益権の分割とは、たとえば受益権が収益受益権と元本受益権に、または優先受益権と劣後受益権などに分かれる場合を指し、このような受益権の権利の内容に応じて按分する場合とはどうなるのかという問題が

¹²⁸ 受益権評価の問題の検討として、喜多綾子 [20] が有益である。

ある。収益受益権と元本受益権の評価方法は、財産評価基本通達 202 によって定められているが、優先受益権と劣後受益権とに分割された場合の手当では現行税制にはない。いずれにしても、通達ではなく、本条で規定されるべきであろう。

【現行】財産評価基本通達 202

信託の利益を受ける権利の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 元本と収益との受益者が同一人である場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によって評価する。

(2) 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受けの場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額によって評価する。

(3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価する。

イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額

ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

第 4 項 受益者等課税信託の課税関係

受益者等課税信託に係る課税関係は、①信託設定時の課税、②信託期間中の課税、③信託終了時の課税に大別される¹²⁹。

¹²⁹ なお、受益者等課税信託の課税関係については、岸田貞夫 [19] pp.91-92、笹島修平 [30] pp.254-267、税理士法人山田&パートナーズ [42] pp.16-29、を参考としている。

①信託設定時の課税

委託者が自益信託（委託者＝受益者）を設定した場合には、その設定時において、委託者および受託者には課税関係は生じない。一方、適正な対価を負担せずに他益信託（委託者≠受益者）を設定した場合には、信託設定時に受益者等（受益者とみなし受益者）に贈与税（当該委託者の死亡に起因して信託の効力が生じた場合には相続税）が課されることになる（相続税法第9条の2第1項）。受託者は、信託財産を管理または処分等するために財産の名義人となって預かるのみなので課税関係は生じない。委託者においても適正な対価を負担していないので課税関係は生じない。

上記のケースは、単純に、委託者が個人、受益者等も個人である他益信託を設定した場合である。しかし、他益信託であっても、①委託者が個人で、受益者等が法人の場合、②委託者が法人で、受益者等が個人の場合、③委託者が法人で、受益者等が法人の場合が考えられる。

それぞれの課税関係を示すと、①の他益信託を設定した場合には、委託者には信託財産を法人に譲渡したのものとしてその時価と設定額の差にみなし譲渡課税（所得税法第59条）が課され、受益者等である法人には通常取引価額で信託された財産¹³⁰に対し、受贈益課税（法人税法第22条第2項）が課される。次に、②の他益信託を設定した場合には、法人である委託者には、通常取引価格で信託された財産を、個人と法人との関係に応じて寄付金（法人税法第37条第8項）として、または役員賞与、退職金等を支払ったとして法人税等が課される¹³¹。その上、個人である受益者等には、受贈益に対し、個人と法人との関係に応じて、一時所得または給与所得が課される。③の他益信託を設定した場合には、法人である委託者には通常取引価格で信託された財産の価格は寄付金課税が、法人である受益者等に対しては受贈益課税が課される。

②信託期間中の課税

信託期間中に発生する収益および費用は、受益者等の費用および収益とみなして所得税が課される（所得税法第13条第1項、第2項）。

¹³⁰ 資産から債務を控除したもの。

¹³¹ 賞与・退職金と認識される場合には、源泉徴収義務を負う。

受益者等は、その信託から生じる所得の種類（つまり受託者の運用）により、利子所得（所得税法第 23 条）、配当所得（所得税法第 26 条）、不動産所得（所得税法第 26 条）、譲渡所得（所得税法第 33 条）、一時所得（所得税法第 34 条）、雑所得（所得税法第 35 条）¹³²のいずれかが課される。なお、給与所得および退職所得は、信託の性質上、受託者が運用を行っていることを鑑みると考えにくいので該当しない。また、信託から生ずる所得が不動産所得に該当する場合には、その信託から生じた損失の額は生じなかったものとみなされ損益通算¹³³ができない（租税特別措置法第 41 条の 4 の 2）。

③信託終了時の課税関係

委託者は、信託設定時に、信託財産を受益者等に移転したものとみなされるので、信託終了時には課税されない。また、信託設定時に受益者等が残余財産受益者等（残余財産受益者および帰属権利者）として定められている場合には、受益者等には信託設定時に贈与税等が既に課税されている（相続税法第 9 条の 4 第 1 項）ため、信託終了時には新たな課税関係が生じない。

しかし、信託終了前（信託設定時）の受益者等が残余財産受益者等と異なる場合には、残余財産は受益者等から残余財産受益者等に贈与等がされたものとみなし、適正な対価を負担しないときは贈与税等が課される（相続税法第 9 条の 4）。上記のケースは受益者等が個人、残余財産受益者等が個人の場合であり、他には①受益者等が個人で、残余財産受益者等が法人の場合、②受益者等が法人で、残余財産受益者等が個人の場合、③受益者等が法人で、残余財産受益者等が法人の

¹³² 喜多綾子 [20] pp.770-771

個人事業者である委託者が受託者にその委託者が行っている事業を信託した場合には、その事業から生ずる所得は事業所得と考えられるが、受益者との関係が希薄であるため、雑所得とされる。

¹³³ 損益通算とは、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを各種所得の金額から控除することをいう（所得税法第 69 条）。

信託においては、不動産所得による損失に限定して損益通算を認めていない。これは、信託を利用した組合契約類似の租税回避行為（航空機リース事件（申告所得税更正処分取消等請求各事件：名古屋高等裁判所平成 17 年 10 月 27 日判決）において組合損失の損益通算の可否が争われた。）が行われる可能性があるとして、課税中立性・公平性を確保する観点から信託から生じた不動産所得の損益通算は認められていない。

場合がある。

それぞれの課税関係は、①の場合には、法人である残余財産受益者等には、通常取引価額で信託された財産に対し、受贈益課税（法人税法第 22 条第 2 項）が課される。②の場合には、法人である受益者等には、通常取引価格で信託された財産を、個人と法人との関係に応じて寄付金（法人税法第 37 条第 8 項）または役員賞与、退職金等として法人税が課される。個人である残余財産受益者等には、受贈益に対し、個人と法人との関係に応じて、一時所得または給与所得が課される。③の場合には、法人である受益者等には通常取引価格で信託された財産の価額は寄付金として法人税が課され、法人である残余財産受益者等に対しては受贈益課税が課される。

第 3 款 受益者等が存しない信託の課税関係

第 1 項 受益者等が存しない信託の概要

受益者になることに条件や始期が付されている受益者や、未だ生まれていない受益者などは、受益者等に該当せず「受益者等課税信託」からは除外されて、「受益者等が存しない信託」として、「法人課税信託」の課税の適用を受ける。

法人課税信託とは、法人税法第 2 条第 29 号の 2 に掲げる信託をいい、具体的には、(イ) 受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託、(ロ) 受益者等の存しない信託、(ハ) 法人（公共法人および公益法人を除く。）が委託者となる信託（信託財産に属する資産のみを信託するものを除く）で、法人の事業の重要部分の信託で委託者の株主等をその受益者とするもの、その法人の自己信託等で信託の存続期間が 20 年を超えるもの、その法人の自己信託等で信託の損益分配が変更可能であるもの、のいずれかに該当する信託、(ニ) 投資信託、(ホ) 特定目的信託、を指す¹³⁴。このように、「受益者等が存しない信託」はあくまで、法人課税信託の一類型である。法人課税信託では、その信託財産に係る所得について、信託の受託者の段階で課税することが適当と考えられ、受託者を納税義務者として、個人であっても法人であっても「受託法人」とみなし、法人税および

¹³⁴ 国税庁 [24] p.76 齋地義孝氏執筆部分。

所得税が課税される。

したがって、法人課税信託の一類型である受益者等が存しない信託は、信託期間中の信託財産に係る所得については、受託者に法人税等が課される。しかし、受益者等が存しない信託では、受益者等が特定または存在しないまま終了した場合または受益者等が特定または存在するに至った場合には、それを「法人の解散」として取り扱う。この点で、受益者等が存しない信託の課税関係は他の法人課税信託の課税関係と大きく異なっている。

第2項 受益者等が存しない信託の課税関係

受益者等が存しない信託に係る課税関係は、①信託設定時の課税、②信託期間中の課税、③信託終了時の課税に大別される¹³⁵。

①信託設定時の課税

受益者等が存しない信託の設定時には、受託者に対して、その信託財産の価額に相当する金額について受贈益として法人税等が課される。また、委託者が個人の場合には、個人からの法人への贈与として、委託者に対しみなし譲渡課税が行われ、委託者が法人の場合には、法人から法人への贈与として、委託者に対し寄付金課税が行われる。この場合、委託者は、受託者への信託財産の移転は、法人に対する贈与とみなされる（所得税法第6条の3第7項）。なお、受益者等が存しない信託以外の法人課税信託では、信託の設定が、法人に対する贈与ではなく、法人に対する出資とみなされる。この点で受益者等が存しない信託とは区別される。

また、受益者等が委託者の親族である場合には、その受託者を個人とみなして相続税等（贈与税または相続税）が課税される（相続税法第9条の4第1項、第3項）。このとき、先に課された法人税等は、相続税等から控除される。なお、先に支払う法人税等が相続税等の税額よりも超過している場合でも、控除額は相続税等を限度とされ、超過分に対する還付の手当てはない。

¹³⁵ なお、受益者等が存しない信託の課税関係については、植松香一 [7] p.113、岸田貞夫 [19] pp.92-93、税理士法人山田&パートナーズ [42] pp.109-121 を参考としている。

②信託期間中の課税

委託者については、信託設定時に課税関係が終了しているため、信託終了時に課税関係は生じない。

信託財産から生ずる所得について、受託者は個人であっても税法上「受託法人」とみなされ（所得税法第6条の3第1項、法人税法第4条の7第1項）、受託者に信託財産から発生する所得に対して法人税等が課される（所得税法第6条の2、法人税法第4条の6）。このとき、受託者は、法人課税信託の信託財産と、受託者自身の固有資産はそれぞれ別の者が有するとみなされる（法人税法第4条の6第1項、第2項）。したがって、信託財産は、受託者の固有財産とは明確に区別されることとなる。

③信託終了時の課税

委託者については、信託設定時に課税関係が終了しているため、信託終了時に課税関係は生じない。

受益者等が特定または存在しないまま、受益者等が存しない信託が終了した場合には、法人の解散として取り扱われる（所得税法第6条の3第5項、法人税法第4条の7第8項）。また、受益者等が存しない信託が、受益者等が特定または存在するに至ったときは、法人課税信託から受益者等課税信託に変更したことになり、受託法人は解散として取り扱われる（所得税法第6条の3第5項、法人税法第4条の7第8項）¹³⁶。

この場合、当該法人課税信託に係る受託法人は、当該受益者等に対しその信託財産に属する資産および負債の法人課税信託に該当しないこととなった時（受益者等が存することとなった時）の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受託法人の各事業年度の所得の金額を計算する（法人税法第64条の3第2

¹³⁶ なお、平成22年法人税法改正の前においては、受益者等が特定または存在しないまま、受益者等が存しない信託が終了した場合には、受託法人の解散と取り扱われ、受託者に対し清算所得課税がなされていた。また、受益者等が特定または存在するに至り、受益者等が存しない信託が終了した場合においても、受託法人の解散と取り扱われた。しかし、この場合には、信託特定解散として、受託者に対する清算所得課税は行われなかった（旧法人税法第92条第1項）。平成22年法人税法改正により、清算所得課税は廃止されている。

項)。

また、受益者等は受託法人からその信託財産に属する資産および負債を帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。(所得税法第 67 条の 3 第 1 項、法人税法第 64 条の 3 第 3 項) 加えて、引継ぎにより生じた収益の額または損失の額は生じなかったものとして取り扱われる(所得税法第 67 条の 3 第 2 項、第 8 項)。したがって、原則として、受益者等は信託財産を簿価により引き継ぐことになるため、受贈益課税は生じない。

例外として、受益者等が委託者の親族であり、特定または存在するに至ったときは、受益者等に対し贈与税が課される(相続税法第 9 条の 5)。

第 2 節 相続税法における規定

改正前の相続税法では信託に係る規定は旧相続税法第 4 条のみであったが、改正後相続税法第 9 条の 2 ないし第 9 条の 5 が新設され、信託課税全般についての整備が行われた。このうち、相続税法第 9 条の 2 は旧相続税法第 4 条におかれていた信託課税の原則規定を踏襲したものである。本節では、相続税法第 9 条の 2 から第 9 条の 5 の規定を確認し、課税関係を明らかにする。これらの課税規定は、租税回避行為を防止することに重きを置いた規定となっており、その点を明らかにする。なお、相続税法第 9 条の 3 の規定である受益者連続型信託の規定については、本論文の主要な検討論点と考えられるため、次章にて中心的に検討を行うこととする。

第 1 款 受益者等課税信託の課税関係

相続税法第 9 条の 2 は、贈与または遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利について規定しているが、以下各項ごとにみていくこととする。

① 相続税法第 9 条の 2 第 1 項

(信託の効力が生じたときに贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合)

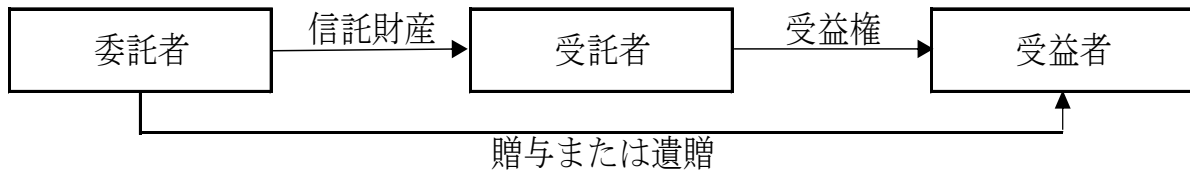
【現行】相続税法第 9 条の 2 第 1 項、第 5 項

信託（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令に定めるものを除く。以下同じ。）の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与（当該委託者の死亡に起因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

5 第 1 項の「特定委託者」とは、信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信

託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）をいう。

（第 4 図）相続税法第 9 条の 2 第 1 項の課税関係



相続税法第 9 条の 2 第 1 項は、適正な対価を負担せずに信託の受益者等となる者がある場合には、その信託、その信託の効力が生じたときにおいて、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利をその信託の委託者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税（ただし、委託者の死亡に起因してその信託の効力が生じた場合には、遺贈によって取得したものとみなされ相続税）が課されることを定めている。

まず、現行規定は、課税時期を旧相続税法第 4 条の「信託行為があった時」から、「信託の効力が生じた時」と改められていることがわかる。第 1 章で確認した通り、信託行為は、信託契約による方法、遺言による方法、自己信託による方法、それぞれの方法をいう。そして、信託行為の効力発生時期は、信託契約によってされる信託の場合には委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によって効力が生じ、遺言によってされる信託の場合には当該遺言の効力の発生によって効力が生じ、自己信託によってされる信託の場合は書面または電磁的記録によって受益者となるべき第三者に通知した時に効力が生ずる（新信託法第 4 条）とされているため、「信託行為があった時」と「信託の効力が生じた時」の差異はないと考えられる。

旧相続税法第 4 条には「適正な対価は負担せず」という文言はなかったのに対し、現行規定では「適正な対価は負担せず」という要件が付されている。「適正な対価を負担せずに」の趣旨は、信託に関する権利を売買等で取得した場合には、この規定の適用を受けないことを条文上明らかにしたものであるとされている。したがって、信託設定時に受益者が信託に関する権利を売買等で取得した場合には、受益者に対しては課税されず、委託者に対して収受する対価について譲渡所

得課税（所得税法第 33 条）が課されることになり相続税法第 9 条の 2 の適用はない¹³⁷。

「受益者等」とは、「受益者としての権利を現に有する者」および「特定委託者」の両者を指す。この「受益者としての権利を現に有する者」とは、信託行為において、「受益者」と位置付けられるもののうち、現に権利を有するものいう。したがって、委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有さないこととされている者は、委託者が死亡するまでは現に権利を有する者とはいえないことから、委託者が死亡するまでは「受益者等」に含まれないこととなる。

「特定委託者」とは、本条第 5 項が規定するように、信託の変更する権限を現に有し、かつ、信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）をいう。信託の変更する権限には、軽微な変更をする権限として信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限は除外されて、他の者との合意により信託の変更をする権限は含むとされている（相続税法施行令第 1 条の 7）。また、この信託の信託財産の給付を受けることとされている者には、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者を

¹³⁷ 信託設定時に、受益者が適正な対価を負担して信託に関する権利の売買等をした場合の課税関係は次のとおりとなる。なお、税理士法人山田&パートナーズ [42] pp.18-22 を参考としている。

①委託者が個人、受益者が個人の場合

受益者には課税されず、委託者に対しその収受に対する対価について譲渡所得課税（所得税第 33 条）を課する。

②委託者が個人、受益者が法人の場合

委託者は①と同様にその収受した対価について譲渡所得課税が課される。しかし、委託者がその有する譲渡所得の起因となる資産を信託し、受益者から収受した対価が、時価の 2 分の 1 未満である場合には、委託者に対しみなし譲渡課税が発生し、時価で取得したものとして課税される（所得税法第 67 条の 3 第 3 項，所得税法第 59 条第 1 項，所得税基本通達 67 の 3-1）。このとき受益者は、時価と実際に支払った対価の額の差額について受贈益課税（法人税法第 22 条）が課される。

③委託者が法人、受益者が個人の場合

受益者には課税されず、委託者に譲渡課税が課される。また、受益者が委託者に対し時価より低い対価を支払って、信託を設定した場合には、当該差額について法人から贈与があったものとして受益者に所得税（一時所得）が課される（所得税基本通達 34-1 第 5 項）。

④委託者が法人、受益者が法人の場合

受益者には課税されず、委託者に譲渡課税が課される。また、受益者が委託者に対し時価より低い対価を支払って、信託を設定した場合には、受益者に対し受贈益課税が発生する（法人税法第 22 条）。

含むこととされている（相続税法施行令第1条の12第4項）。具体的には、信託が終了した場合における信託財産の給付を受ける権利を有する者が該当する。この特定委託者の範囲については通達によって次のとおり定めている。

【現行】相続税法基本通達9の2-2（特定委託者）

法第9条の2第1項に規定する特定委託者（以下「特定委託者」という。）とは、公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条((公益信託))に規定する公益信託（以下9の2-6において「公益信託」という。）の委託者(その相続人その他の一般承継人を含む。以下同じ。)を除き、原則として次に掲げる者をいうことに留意する。

- (1) 委託者（当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合、信託行為に信託法第182条第2項に規定する残余財産受益者等（以下9の2-5までにおいて「残余財産受益者等」という。）の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合に限る。）
- (2) 停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者（法第9条の2第5項に規定する信託の変更をする権限を有する者に限る。）

このように、相続税法で定める特定委託者は、先に確認した所得税法および法人税法における「みなし受益者」の範囲と同様である。したがって、特定委託者は、主として委託者を想定しており、信託を変更する権限を現に有し、かつ、その信託財産の給付を受けることとされている者は「受益者等」として相続税法9条の2の適用を受けることとなる。そのため、相続税法における特定委託者はみなし受益者と同様、委託者の租税回避行為を防止する効果を有すると期待されている。

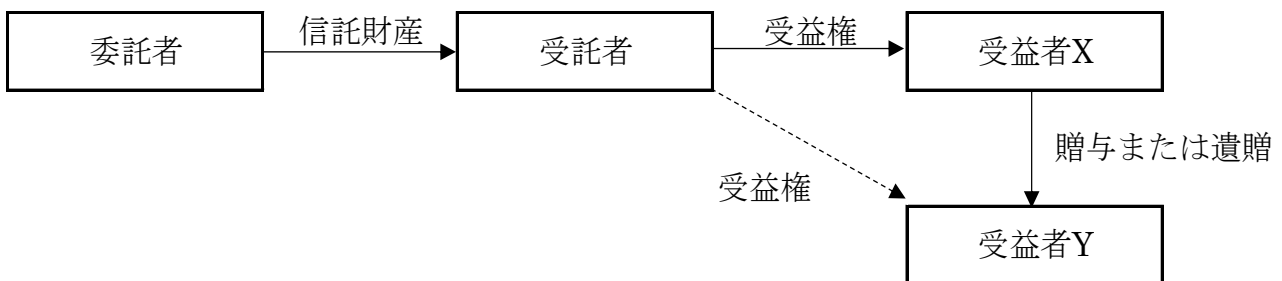
② 相続税法第9条の2第2項

（贈与または遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利）

【現行】相続税法第9条の2第2項

受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合(第4項の規定がある場合を除く。)には、当該受益者等が存するに至った時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与(当該受益者等であつた者の死亡に起因して受益者等が存するに至った場合には、遺贈)により取得したものとみなす。

(第5図) 相続税法第9条の2第2項の課税関係



上記第2項は、適正な対価を負担せず、新たに受益者等が存するに至ったときは、その時において、当該信託の受益者等となる者(Y)は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者(X)から贈与により取得したものと、贈与税(当該受益者等であつた者の死亡に起因して当該利益を受けた場合には、相続税)が課される。

第1項が信託の信託設定時における課税規定であるのに対し、第2項は信託設定時後に権利移転が生じた場合の課税規定である。旧相続税法第4条では自益信託から他益信託への変更が主として想定されており、このような他益信託から他益信託へ変更した場合の権利移転に対する規定はなかった。第2項は自益信託として設定されたものについて受益権の帰属が確定した場合、受益権の帰属が定まらず特定委託者に帰属するものとされたものについて受益権の帰属が確定した場合、または他益信託として設定されているものについて受益権が移転した場合について適用される。

この規定の趣旨は、遺言代用信託により契約当初は委託者が受益者であるよう

な場合に、後に、受益者を変更した場合や受益者が確定した場合でも、受益者となった者から見れば、その受益権を贈与によって取得したものと異ならないとして、課税しない場合における当初自益信託を設定した後に受益者を変更することによって課税を免れるような租税回避に対応している。

本項が規定する「信託の受益者等が存するに至った場合」とは、通達では、次のようなケースを指すことを明らかにしている（相続税法基本通達 9 の 2-3）¹³⁸。

- (1) 信託の受益者等として受益者 X のみが存する信託について受益者 Y が存することとなった場合（受益者 X が並存する場合も含む。）
- (2) 信託の受益者等として特定委託者 Z のみが存する信託について受益者 X が存することとなった場合（特定委託者 Z が並存する場合も含む。）
- (3) 信託の受益者等として信託に関する権利を各々半分ずつ有する受益者 X 及び Y が存する信託についてその有する権利の割合が変更された場合

上記（1）のケースは、信託受益権を有する X が Y に受益権を贈与した場合や、X の持つ受益権の一部を Y へ贈与する場合は該当する。上記（2）のケースは、信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないため受益者が確定していなかった信託について受益者が確定した場合、受益者が不特定または未存在の信託について受益者が特定し若しくは存在するに至った場合、停止条件付きで信託の利益を受ける権利を与えている信託についてその条件が成就した場合、が該当される。上記（3）のケースは、たとえば、ある信託の受益権全体の 10 分の 6 を有する X と 10 分の 4 を有する Y がいる場合に、X と Y の受益権の割合がお互い 10 分の 5 ずつとなったときには、受益権の 10 分 1 が X から Y へ贈与等により移転する場合は該当する。すなわち、受益者間の贈与としてみなされる。このように、本項の課税対象は幅広く、その課税時期は新しい受益者が現に受益権を有することとなった時である。

この規定について、橋本守次教授は「この規定の奇妙さは、新しい受益者等が

¹³⁸ 相続税法基本通達 9 の 2-3 では、受益者を「A」「B」、特定委託者を「C」として置いているが、本論文では図表と整合性を保つため、受益者を「X」「Y」、特定委託者を「Z」と置き換えることとする。

その信託に関する権利を『その信託の受益者等であった者』から『贈与』によって取得したものとみなす点にある。いくら『みなし規定』であるといっても全く新しい受益者等の権利の取得に何らの行為もしなかった前受益者からの贈与とみなすというのは、法理からみてあまりにも強引すぎると思われる。新しい受益者が信託に関する権利を取得するのは、前受益者からではなく、委託者等が受益者指定権等を行って、受益者を変更したから、と考えるのが妥当ではないか。」という指摘をされている¹³⁹。

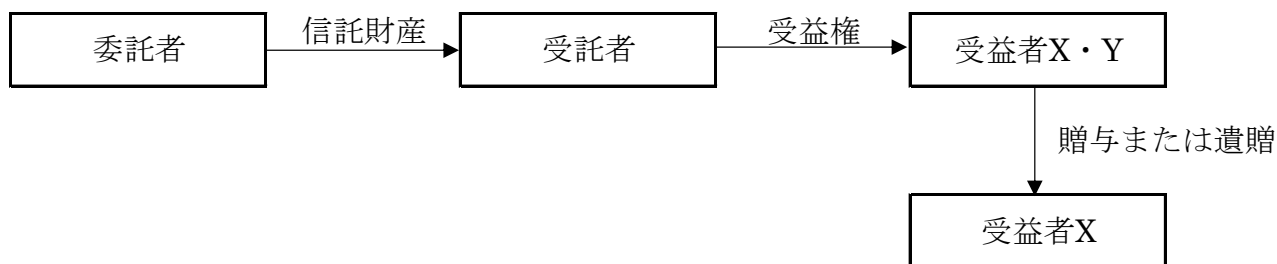
③ 相続税法第9条の2第3項

(一部の受益者等が存しなくなった時に贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合)

【現行】相続税法第9条の2第3項

受益者等の存する信託について、当該信託の一部の受益者等が存しなくなった場合において、適正な対価を負担せずすでに当該信託の受益者等である者が当該信託に関する権利について新たに利益を受けることとなるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなった時において、当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であった者から贈与（当該受益者等であった者の死亡に起因して当該利益を受けた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

(第6図) 相続税法第9条の2第3項の課税関係



¹³⁹ 橋本守次 [62] p.664

上記第 3 項は、適正な対価を負担せず、すでに信託の受益者等である者 (X) は他の受益者等 (Y) が存しなくなった時に、当該信託に関する権利について新たに利益を受けることになり、この場合信託の利益を受ける者 (X) は、その利益を受益者等であった者 (Y) から贈与により取得されたものとして贈与税 (当該受益者等であった者の死亡に起因して当該利益を受けた場合には相続税) が課される。

第 1 項が信託の効力発生時における課税規定であるのに対し、本項は第 2 項と同じく信託の効力発生後における権利移転に対する課税規定である。また、第 2 項と課税時点は同一だが、第 2 項の規定ではとらえられない権利の移転をとらえて課税する規定である。すなわち、第 2 項は新たに権利を取得する観点での課税の有無を問っているが、第 3 項は、特定委託者および受益者が存していた場合に、受益者等が存しなくなったことにより特定委託者に実質的に信託に関する権利が移転してしまうような場合についてとらえる規定である。

この場合において特定委託者は、従前と変わらないことから第 2 項ではとらえられないが、本項において課税対象とされる。また、受益者は自益信託である場合を除き、受託者に対し受益権を放棄する旨を意思表示することが可能であり¹⁴⁰、このように受益権を放棄した場合には、当該受益者は受益権を失うことになる。

また、信託行為で受益者指定権等を委託者または第三者に与えたときは、当該受益者指定権の行使により受益者を指定または変更することが可能であるため (新信託法第 89 条第 1 項)、委託者または第三者が受益者指定権等の行使した場合にも当該受益者は受益権を失うことになる。

これらの結果として、受益者等の存する信託に関する権利の一部は移転し、受益者等が存しない場合が生じることとなる。

¹⁴⁰ 信託法第 99 条第 1 項 (受益権の放棄)

受益者は、受託者に対し、受益権を放棄する旨の意思表示をすることができる。ただし、受益者が信託行為の当事者である場合は、この限りでない。

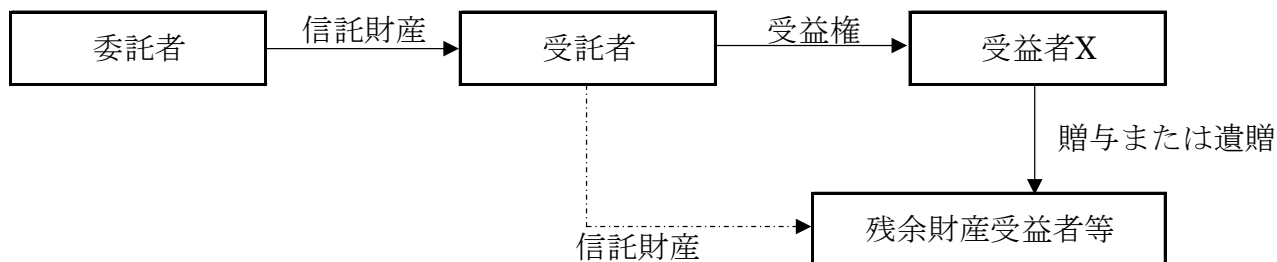
④ 相続税法第9条の2第4項

(受益者等の存する信託が終了した時に贈与または遺贈により取得したものとみなす場合)

【現行】相続税法第9条の2第4項

受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた者は、当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前において其の者が当該信託の受益者等であった場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）を当該信託の受益者等から贈与（当該受益者等の死亡に起因して当該信託が終了した場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

(第7図) 相続税法第9条の2第4項の課税関係



上記第4項は、信託が終了¹⁴¹した場合に適正な対価を負担せずに、その信託

¹⁴¹ 信託法第163条（信託の終了事由）

信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。

二 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。

三 受託者が欠けた場合であつて、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。

四 受託者が第五十二条（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する

の残余財産受益者等（残余財産受益者または帰属権利者）となった場合に、その信託の残余財産受益者等となった時において、その残余財産受益者等は、その信託の残余財産を信託の受益者等（X）から贈与により取得したものとみなされて贈与税（当該受益者等であった者の死亡に起因して信託が終了した場合には、相続税）が課される。

本項で課税対象とされるのは信託が終了した時における残余財産そのものであり、その課税時期は、現実に残余財産の給付を受ける必要はなく残余財産受益者等としての権利を取得した時である。また、「受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者がある時に」と規定していることから、信託設定時において受益者等が残余財産受益者として定められている場合には、相続税法第9条の2第1項が適用され当該受益者等はすでに課税されているため、信託終了時に再び課税されることはない。本項が適用されるのは、信託設定時の受益者等と残余財産受益者等が異なる場合である。

旧相続税法第4条第3項では、受益者が確定する前に信託が終了した場合には、その信託財産の帰属権利者が信託の委託者以外の者であるときは、信託終了

場合を含む。)の規定により信託を終了させたとき。

五 信託の併合がされたとき。

六 第六百六十五条又は第六百六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。

七 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。

八 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。

九 信託行為において定めた事由が生じたとき。

信託法第164条（委託者及び受益者の合意等による信託の終了）

委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に信託を終了したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

時、当該帰属権利者は、信託財産を委託者から贈与により取得するものとみなしていた。現行規定では、信託設定時の受益者等から贈与により取得したものとみなされて贈与税等が課されることとなった。

また、本項の規定の適用を受ける者には、信託の残余財産受益者等に限定しておらず、例えば、受益権が複層化された信託（受益者連続型信託以外の信託で、収益受益者と元本受益者が異なる信託）の元本受益者が、信託の終了により、当該信託終了直前に収益受益者が有していた当該収益受益権の価額に相当する利益を得た場合には、元本受益者は当該利益を収益受益者から贈与によって取得したものと取扱うこととなる（相続税法基本通達 9-13）。

第 2 款 受益者等が存しない信託の課税関係

受益者等が存しない信託に関する課税関係については、相続税法第 9 条の 4 および第 9 条の 5 に規定される。以下、各条をみていくこととする。

①相続税法第 9 条の 4 受益者等が存しない信託等の特例

【現行】相続税法第 9 条の 4

受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の委託者の親族として政令で定める者（以下この条及び次条において「親族」という。）であるとき（当該信託の受益者等となる者が明らかでない場合にあっては、当該信託が終了した場合に当該委託者の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなるとき）は、当該信託の効力が生ずる時において、当該信託の受託者は、当該委託者から当該信託に関する権利を贈与（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生ずる場合にあっては、遺贈）により取得したものとみなす。

2 受益者等の存する信託について、当該信託の受益者等が存しないこととなった場合（以下この項において「受益者等が不存となった場合」という。）において、当該受益者等の次に受益者等となる者が当該信託の効力が生じた時の委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族であるとき（当該次に受益者等となる者が明らかでない場合にあっては、

当該信託が終了した場合に当該委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなるときは、当該受益者等が不存在となつた場合に該当することとなつた時において、当該信託の受託者は、当該次に受益者等となる者の前の受益者等から当該信託に関する権利を贈与（当該次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡に基因して当該次に受益者等となる者の前の受益者等が存しないこととなつた場合にあっては、遺贈）により取得したものとみなす。

3 前2項の規定の適用がある場合において、これらの信託の受託者が個人以外であるときは、当該受託者を個人とみなして、この法律その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

4 前3項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第1項又は第2項の受託者に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、当該受託者に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

委託者を A、受託者を T、最初の受益者等を X、次の受益者等を Y と置き、条文の整理を行う。すなわち第1項は、受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合に、受益者等となる者（X）が、委託者（A）の親族等¹⁴²であるときは、当該信託の効力が生ずる時において、信託の受託者（T）は、委託者（A）から信託に関する権利を贈与したものとみなされ、受託者（T）に贈与税（委託者の死因に

¹⁴² 相続税法施行令第1条の9

親族等とは、次の者をいう

一 6親等内の血族

二 配偶者

三 3親等内の姻族

四 当該信託の受益者等となる者（法第九条の四第一項又は第二項の信託の残余財産の給付を受けることとなる者及び同項の次に受益者等となる者を含む。）が信託の効力が生じた時（同項に規定する受益者等が不存在となつた場合に該当することとなつた時及び法第九条の五に規定する契約締結時等を含む。次号において同じ。）において存しない場合には、その者が存するものとしたときにおいて前三号に掲げる者に該当する者

五 当該信託の委託者（法第九条の四第二項の次に受益者等となる者の前の受益者等を含む。）が信託の効力が生じた時において存しない場合には、その者が存するものとしたときにおいて第一号から第三号までに掲げる者に該当する者

起因して当該信託の効力が生ずる場合には相続税)が課される、と規定している。なお、信託の受益者等となる者(X)が明らかでない場合には、当該信託が終了したときに、委託者(A)の親族が信託の残余財産の給付を受けることとなるときに、信託の受託者(T)は委託者(A)から信託に関する権利を贈与により取得したものとみなされ、受託者(T)に贈与税(委託者の死因に起因して当該信託の効力が生ずる場合には相続税)が課される。

第2項は、受益者等の存する信託について、信託の受益者等(X)が存しないこととなった場合において、当該受益者等の次に受益者等となる者(Y)が当該信託の効力が生じたときの委託者(A)または当該次に受益者等となる者(Y)の前の受益者等(X)の親族であるときは、受益者等(X)が不存在となった場合に該当することとなった時において、信託の受託者(T)は、当該次に受益者等となる者(Y)の前の受益者等(X)から当該信託に関する権利を贈与により取得したものとみなされ、受託者(T)に贈与税(委託者の死因に起因して当該信託の効力が生ずる場合には相続税)が課される、と規定している。

次に受益者等となる者が明らかでない場合には、信託が終了した場合に当該委託者(A)または当該次に受益者等となる者の前の受益者等(X)の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなるときもまた同様に、信託の受託者(T)は、当該次に受益者等となる者(Y)の前の受益者等(X)から当該信託に関する権利を贈与により取得したとして贈与税(委託者の死因に起因して当該信託の効力が生ずる場合には相続税)が課される。

第4項は、前記2項に該当する場合に、受益者等が存しない信託の設定時には、受託者は先に法人税等が課税されているため、二重課税を避けるべく、受託者に課される贈与税または相続税(相続税法第9条の4)から、その法人税相当額が控除されることとなる。なお、先に支払う法人税等が贈与税または相続税法の税額よりも超過している場合でも、控除額は贈与税または相続税の税額を限度とされ、超過分に対する還付の手当てはない。なお、受託者が法人の場合には、その受託者を個人とみなして相続税法を適用することとなる(第3項)。

相続税法第9条の4の趣旨として、「このような仕組みを使った相続税の回避策としては、例えば、相続人Aに半年後に受益権が生ずる停止条件を付した信託をすることにより、相続税法(最高税率:50%)では、法人税(実効税率:約

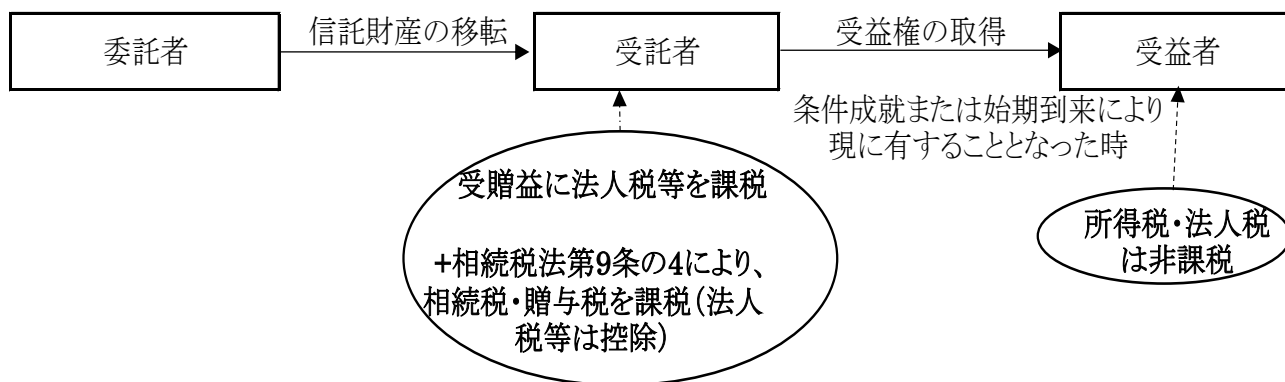
40%) の負担に済ませてしまうことが考えられます。課税の公平性を確保する観点からこのような租税回避に対応するため、受託者への受贈益が生じる段階において、将来、受益者となる者が委託者の親族であることが判明している場合等において、受託者に課される法人税等に加えて相続税等を課すこととされました。」と説明されている¹⁴³。

この点について、橋本守次教授は「このような信託も従来から設定が可能で信託法の改正ではじめて認められたものではないのに、従来の確定段階での課税でなく、設定の段階で下記のように法人税・贈与税を課税しようというのである。これでは、受益者不存在の信託など怖くて使えないという声が出るのも当然である。」と指摘している¹⁴⁴。

相続税法第9条の4の課税関係は以下の図のとおりである¹⁴⁵。

(第8図) 相続税法第9条の4の課税関係

受益者となる者が委託者の親族等で、停止条件等により現に権利を有していない信託の設定



¹⁴³ 国税庁 [24] pp.478-479 松田淳氏執筆部分

¹⁴⁴ 橋本守次 [62] p.686

¹⁴⁵ 国税庁 [24] p.480 の図より、筆者加筆・修正。

②相続税法第9条の5 受益者等が存しない信託等の特例

【現行】相続税法第9条の5

受益者等が存しない信託について、当該信託の契約が締結された時その他の時として政令で定める時（以下この条において「契約締結時等」という。）において存しない者が当該信託の受益者等となる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の契約締結時等における委託者の親族であるときは、当該存しない者が当該信託の受益者等となる時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなす。

相続税法第9条の5は、受益者等が存しない信託について、当該信託の契約締結時に存しない者が、その信託の受益者等となる場合において、当該受益者等となる者が契約締結時の委託者の親族であるときは、受益者等となる時に、その信託に関する権利を個人から贈与されたものとみなされて贈与税が課される。

本条における、契約締結時における「存しない者」とは、契約締結時に出生していない者のほか、養子縁組前の者、受益者として指定されていない者などが含まれ、単に条件が成就していないため受益者としての地位を有していないものは除かれる¹⁴⁶。具体例を挙げると、受益者となる者がまだ生まれていない段階において、信託を設定した場合には、まず受託者に相続税法第9条の4の規定により法人税等が課される。この時、受益者となる者が委託者の親族等である場合には法人税等に加え、相続税等（先に課された法人税等は控除）が課される。そして相続税法第9条の5の規定により、受益者となる者が生まれ、委託者の親族となる場合等において、その受益者に贈与税が課税される。つまり、このような場合には、受託者の段階と受益者の段階で同一の信託財産に二度課税されることとなる。

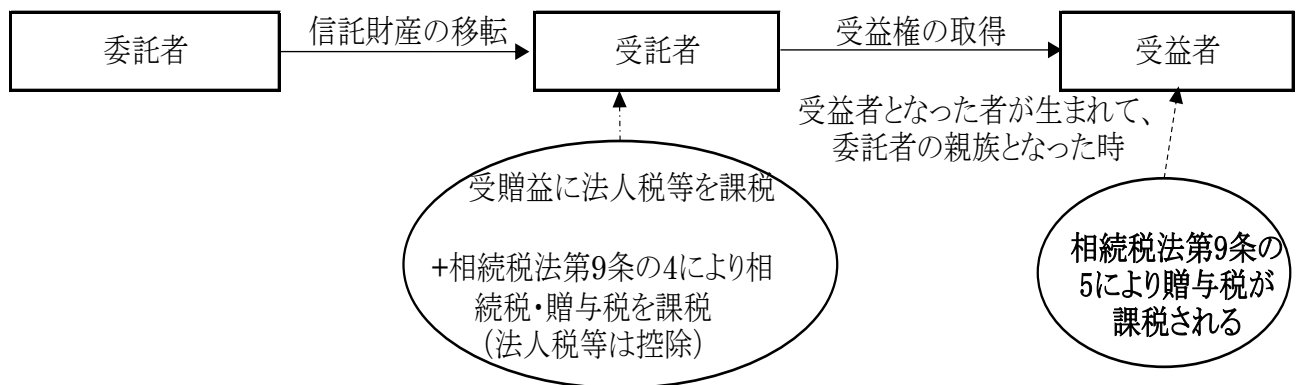
この規定は、いわゆる「世代飛ばし」を封じるために、将来出生する孫等が受益者等となった時に贈与税が課税される仕組みである。世代飛ばしとは、通常の

¹⁴⁶ 国税庁 [24] p.481

相続手続であれば 2 回相続税等が課税されるどころ、信託を利用して 1 回で済ませることをいう。このとき、たとえば、遺言により条件付遺贈または負担付贈与が行われた場合には 1 回の相続税のみが課されることとなるが、遺贈により孫に直接相続財産を移転すること自体は民法上認められている行為であるため、条件付遺贈または負担付遺贈を行う場合と、信託を設定する場合とで、納税負担が異なるという問題点がある。つまり、受益者等が存しない信託を設定した場合には、信託を設定することにより非常に重い納税負担を強いてしまうこととなる。しかし、相続税法第 9 条の 4、相続税法第 9 条の 5 がなければ、受益者等が存しない信託を利用した租税回避行為が横行するものと思われる。相続税法第 9 条の 5 の課税関係は以下の図のとおりである¹⁴⁷。

(第 9 図) 相続税法第 9 条の 5 の課税関係

受益者となる者が委託者の親族等で、受益者となる者が未だ存在していない信託の設定



¹⁴⁷ 国税庁 [24] p.481 の図より、筆者加筆・修正。

第4章 受益者連続型信託の課税問題とその提言

第1節 私法における後継ぎ遺贈を巡る論点整理

第1款 後継ぎ遺贈の学説

新信託法第91条において、後継ぎ遺贈と同様の経済効果が得られる「受益者連続型信託」が新たに認められた。受益者連続型信託が求められた背景として、遺産相続の場面において、①自らまたは妻である配偶者死亡後の障害を持つ子の生活保障を確実なものとしておきたい、②妻である配偶者を亡くしその後血縁関係にある女性を有する男性がまず内縁配偶者の生活を保障し、内縁配偶者の死亡後は亡妻との子に相続させたい、③まず妻の生活を保障し、妻死亡後は自らの血族に相続させたい等のニーズがあった。これらは、第一次受遺者の死亡により第二次受遺者が所有権を取得する、第三次受遺者は第二次受遺者の死亡により所有権を取得するといった、いわゆる「後継ぎ遺贈」により達成が図られる。

この後継ぎ遺贈には、画一的な定義はなく論者によって異なるところであるが、中川善之助・泉久雄両教授は後継ぎ遺贈を「受遺者Aの受ける遺贈利益を、ある条件の成就または期限の到来によって、Bに移転させるという遺贈」と定義されている¹⁴⁸。

我が国において、後継ぎ遺贈はその有効性について従来から議論があった。まず、後継ぎ遺贈の有効性が初めて争われ、第2款で紹介する最判昭和58年3月18日判決前の後継ぎ遺贈に関する代表的な学説として次のようなものがある。近藤英吉教授は「遺贈には解除条件を附し又は終期を附すことを得るのである」¹⁴⁹として、和田宇一教授は「後継遺贈とは異なる受遺者の受くる利益が或る条件の成就又は或る期限の到来したる時より乙に移轉すべき旨を定むる遺贈をいふ。」¹⁵⁰と後継ぎ遺贈を定義し、それぞれ後継ぎ遺贈の有効性を認めて

¹⁴⁸ 中川善之助・泉久雄 [54] p.528

このときAだけでなくBもまた受遺者であるとされる。

¹⁴⁹ 近藤英吉 [28] p.160

¹⁵⁰ 和田宇一 [80] p.237

いる。また、穂積重遠教授は通常の遺贈とは異なる遺贈の形態として「補充遺贈」¹⁵¹、「裾分け遺贈」¹⁵²、「後継ぎ遺贈」を挙げており、後継ぎ遺贈を「受遺者甲の受ける財産上の利益が或条件が成就し又或時期が到来した時から乙に移転する」と定義され、第二次受遺者である「乙も亦受遺者である。」と、後継ぎ遺贈の効力を認めている¹⁵³。

その後、最判昭和58年3月18日判決が登場するまで、後継ぎ遺贈については詳細な検討はされなかった¹⁵⁴が、中川善之助・泉久雄両教授は、補充遺贈と裾分け遺贈については有効である解しながら、後継ぎ遺贈については「Bは、遺言者死亡の時に存在を要することを要するか、条件成就時または期限到来の時に存在するを持って足りるかは、一個の問題であろう。穂積・前掲四〇四頁は、遺言者死亡の時に存在するを要せずとなす。おそらくそれが妥当であろうと思うが、さらにさかのぼって、後継ぎ遺贈そのものが許されるかどうかにも、一抹の疑問をもつ。例えばA死亡の際は、Aの相続人ではないBに移るとしたとすれば、Aの相続人は、どうなるのか。もしAの死亡前に、Aの相続人がその財産を処分したらどうなるのか。相続人の債権者が相続開始と同時にこの財産を差し押えたら、Bは受遺者として、この債権者に対抗できるかどうか。」と、第一次受遺者の相続人と第二次受遺者との間の法律関係が不明確であることを説いて、後継ぎ遺贈の効力を否定されている¹⁵⁵。その後、今日においても民法上、この否定説が通説となっている。

¹⁵¹ 穂積重遠 [69] p.403

「補充遺贈」は、受遺者甲が遺贈の効力発生前に死亡し、または遺贈の効力発生後にそれを放棄したならば、その受くべかりし利益を乙に与えるという遺言をいう。このとき、愛二次受遺者乙もまた受遺者である。

¹⁵² 穂積重遠 [69] p.403

「裾分け遺贈」は、受遺者甲がその受ける財産上の利益の一部を割いて乙に与えるという負担付遺贈をいう。この場合も、第二次受遺者乙は受遺者である。

¹⁵³ 穂積重遠 [69] p.404

また、この第二次受遺者乙は遺言の効力発生時に存在することを要せず、条件の成就時または期限の到来時に存在してればよいとされる。

¹⁵⁴ 久木忠彦 [22] p.376

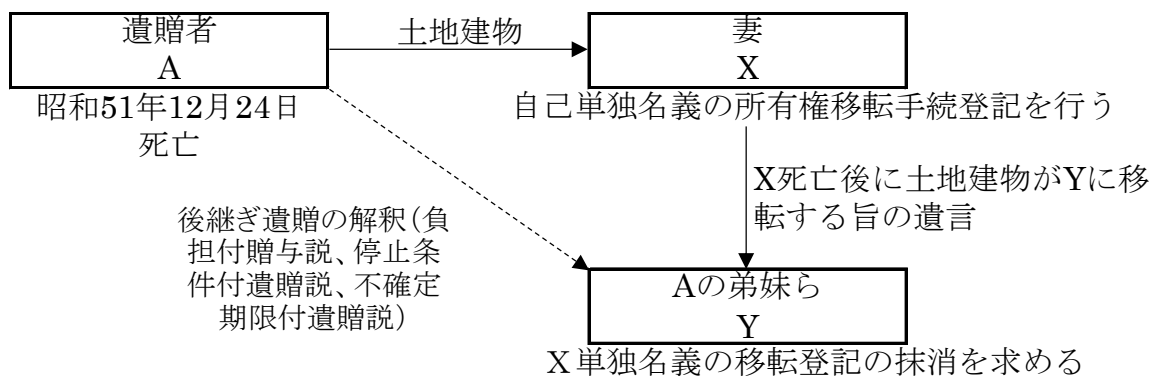
¹⁵⁵ 中川善之助・泉久雄 [54] p.536

第2款 後継ぎ遺贈の効力を巡る判例

後継ぎ遺贈の効力を巡る判例は、最判昭和58年3月18日¹⁵⁶（家裁報36巻3号p.143・判例タイムズ1075号p.115）が代表的である。

本件事案の概要を説明すると、遺贈者（A）は、昭和51年12月24日に亡くなったが、生前の昭和49年3月7日に自筆証書遺言を作成していた。その内容は11項目にわたるが、第7項において、妻（X）にA所有の土地建物を遺贈し、妻（X）の死後はAの弟妹ら（Y）に一定の割合で与える旨が記載されていた。この遺言に基づいて、Aの死亡後、XはAから当該不動産を単純遺贈で受けたものとして自己単独名義の所有権移転手続登記を経由した。これに対しYは、本件不動産はXに遺贈されたものではなくYに遺贈されたものであり、Xの遺言条項は不明確であるとして、X単独名義の移転登記の抹消を求める旨の訴えを提起した、という事案である。本件事案の事実関係を図に表すと以下のとおりとなる（第10図）。

（第10図）最判昭和58年3月18日判決の事実関係



原審¹⁵⁷は、Aは本件遺言書により遺言をしたこと、Aが昭和51年12月24日に死亡したこと、Aの遺産の一部である本件不動産についてXに遺贈する旨が記載していたこと、続いて、Xの死亡後はYに分割所有させること（Yが死亡したときはその相続人が承継する。）旨が記載されていたこと、の事実を照ら

¹⁵⁶ 最判昭和58年3月18日判決、事件番号昭和55年（オ）第973号

¹⁵⁷ 福岡高裁昭和55年6月26日判決、事件番号昭和54年（ネ）第770号

して、「本件遺贈は、一般に『後継ぎ遺贈』といわれるものであり、第一次受贈者である被控訴人の受ける遺贈利益が、第二次受贈者である被控訴人らの生存中に第一次受贈者が死亡することを停止条件として第二次受遺者に移転するという内容の特殊な遺贈形態であるが、この種の遺贈については、受贈者に一定の債務を負担させる負担付遺贈と異なり、現行法上これを律すべき明文の規定がない。そのため、この種の遺贈を有効とした場合、第一次受遺者の受ける遺贈利益の内容が定かでないうえ、第一次、第二次受贈者及び第三者の相互間における法律関係を明確でなく、殊に、第二次受贈者において自己の取得すべき遺贈利益を有効に確保する方法がないため、第二次受贈者の立場は極めて不安定であるばかりか、第一次受贈者が遺贈利益を他に処分したり、第一次受贈者の債権者がこれを差押さえたような場合、実際上の問題として複雑な紛争を生ずる虞がある。従って、以上のような観点に立って考えると、関係者相互間の法律関係が明確を欠く現行法のもとでは、第二次受贈者の遺贈利益に法的保護を与えるのは相当でなく、被控訴人らに対する第二次遺贈の部分は、与作（筆者注：遺贈者）の希望を述べたにすぎないと解するのが相当」とし、原審は Y に対する第二次遺贈の条項は A の希望を述べたのに過ぎず、X に対する第一次遺贈の条項のみが有効であるとの判断を示した。

しかし、最高裁は、遺言の解釈について、「遺言の解釈にあたっては、遺言書の文言を形式的に判断するだけでなく、遺言者の真意を探求すべきものであり、遺言書が多数の条項からなる場合にそのうちの特定の条項を解釈するにあたっては、単に遺言書の中から当該条項のみを他から切り離して抽出しその文言を形式的に解釈するだけでは十分ではなく、遺言書の全記載の関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などを考慮して遺言書の真意を探求し当該条項の趣旨を確定すべきものであると解するのが相当である。」と、遺言の解釈は遺言者の事情を斟酌して遺言者の真意を探求すべきと判断した上で、本件遺言書は四通りの解釈が可能であるとした。これにより、X に対する条項のみを法的に有効とし、Y に対する条項は A の希望条項に過ぎないものであるとした原審の判断を破棄し、差し戻した。また最高裁は、遺言の解釈について、以下の 4 つの解釈を行うことが可能であるとしているが、このうちいずれの解釈が有効であるかという明確な判示はされていない。

- ①第一次受遺者 X に対する単純遺贈であり、第二次受遺者 Y に対する遺贈は A の単なる希望条項に過ぎない（単純遺贈説）
- ②Y へ所有権移転すべき債務を X に負担させた、第一次受遺者 X に対する負担付贈与（負担付贈与説）
- ③X の死亡時に X に本件不動産の所有権が存することを停止条件とし、その時点において所有権が X から Y に移転するという、第二次受遺者 Y に対する停止条件付遺贈（停止条件付遺贈説）
- ④X は本件不動産の処分を禁止されており、実質的には本件不動産の収益受益権を付与されたにすぎない、X の死亡を不確定期限とした第二次受遺者 Y に対する不確定期限付遺贈（不確定期限付遺贈説）

また、最判昭和 58 年 3 月 18 日判決とは別の事案であるが、岡山地裁平成 13 年 2 月 22 日判決¹⁵⁸においても後継ぎ遺贈の効力について争われている。本件事案の概要を説明すると、遺言者（A）は平成 9 年 4 月 20 日に亡くなったが、生前の平成 7 年 10 月 3 日に、配偶者（X）と次男（Y）ら子息に向けて自筆証書遺言を作成していた。遺言の中身には、A の不動産および経営する自社株について「両親（A と X）死亡の後、Y の所有とする」旨が記載されていた。Y は X に対し、この条項は X の死亡を始期とする遺贈であると主張し、本件土地については始期付遺贈を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記を、本件株式については譲渡その他の処分の禁止を求めて提訴した、という事案である。

本判決は、認定事実¹⁵⁹を踏まえた上で、本件遺言のうち本件土地および本件株式は A と X が死亡したら Y の所有とするとの部分は、文言上、本件土地を最終的に Y に帰属させることは明白であって、Y の本件土地および本件株式の取得が X の死亡の事実にかかっていることからすれば、X の死亡を不確定期限として本件土地および本件株式を原告に遺贈した趣旨と解することができる、と判示

¹⁵⁸ なお、本判決は判例掲載誌に載っていない事案である。辻上佳輝 [51] pp.65-74 を参照している。

¹⁵⁹ A は生前、乙株式会社を経営していたが、長男とは不仲であったことに加えて、長女たちは他家に嫁いでいたこと理由から、次男である原告 Y を自らの後継者として考えていた。このことは、実際、乙株式会社が昭和 44 年 6 月 16 日に甲株式会社に吸収合併された際に作成された合併契約書に将来 Y を甲株式会社の取締役とする旨の約定がなされていたことから明らかであった。

した。最判昭和 58 年 3 月 18 日判決が遺言の解釈について 4 つの解釈を提示したのに対して、本判決は、X の死亡を不確定期限とした Y に対する不確定期限付遺贈（すなわち、最判昭和 58 年 3 月 18 日判決の④の解釈）であると解釈しているのが特徴的である。この一定の解釈は、遺言者の事情¹⁶⁰を斟酌して真意を探求したことによって、判定できたものと推測される。

第 3 款 米倉論文の登場

最判昭和 58 年 3 月 18 日判決後、後継ぎ遺贈が信託法において取り上げられたのは、四宮和夫教授の著書『信託法（新版）』からである¹⁶¹。四宮和夫教授は「後継ぎ遺贈」の無効説の論拠¹⁶²をあげて検討されており、結果として「（筆者注：後継ぎ遺贈の効果をも）信託によって実現することは、世襲財産を創出することになるのでなければ、承認してよいのではなかろうか。」¹⁶³との結論を導いているが、民法上、後継ぎ遺贈が無効な場合に信託法の取扱いがどのようなものか、四宮和夫教授からの言及はなかった¹⁶⁴。

このような状況下で、米倉明教授の「後継ぎ遺贈の効力について」¹⁶⁵と、「信託による後継ぎ遺贈の可能性－受益者連続の解釈論的根拠づけ－」¹⁶⁶と題する論文が発表される。米倉明教授は、「後継ぎ遺贈」の民法上の法的効果と、「信託による後継ぎ遺贈」の信託法上の法的効果との関係に着目して、「信託による後継ぎ遺贈」の法的効果を検討されている¹⁶⁷。米倉明教授は、通説の後継ぎ遺贈無効説を批判し、有効説を説いているが、「既存学説は、信託を用いることによって、後継ぎ遺贈を実質上実現し得ると論ずるけれども、その場合の後継ぎ遺贈として、どのような類型のものを想定しているのか、はっきりして」おらず、「仮に信託を用いたその信託行為が信託法上有効視できるとしても、民法との関係に

¹⁶⁰ 上記注釈参照。

¹⁶¹ 四宮和夫 [36] pp.128-130

¹⁶² 四宮和夫 [36] p.128

無効説の論拠は、後継ぎ遺贈を認めると法律関係が不明確となり法的安定性を害する点、また、後継ぎ遺贈は世襲財産を作ることになる等である。

¹⁶³ 四宮和夫 [36] pp.129-130

¹⁶⁴ 占部裕典 [9] p.118

¹⁶⁵ 米倉明 [78] pp.1-42

¹⁶⁶ 米倉明 [79] pp.87-98

¹⁶⁷ 占部裕典 [9] p.118

おいてまでも、そのことは維持できるのかどうかについての吟味を欠いている」と民法上の有効性と信託法上の有効性を整理されていない既存学説を批判されており¹⁶⁸、自身は無効説の論拠を14項目にわけて検討され¹⁶⁹、部分的有効説を説いている。

米倉明教授は、後継ぎ遺贈を「AからXへの第一次遺贈（Xの死亡を終期とする遺贈）がされ、次いでXの死亡時にYが存在しているならば、第一次遺贈は将来に向って失効し、それと同時に、XからではなくAからYに遺贈されると構成される。Yからみて、Xの死亡を不確定期限とする遺贈を、YはAから受けるわけである¹⁷⁰」と、Xの死亡を不確定期限とした第二次受遺者Yに対する不確定期限付遺贈と解釈されており（つまり、最判昭和58年3月18日判決の④の解釈にあたる。）、「継伝処分型」¹⁷¹ではないとしている。後継ぎ遺贈は、Xの死亡により本来はXの相続人に相続されるべきであるが、Aの意思によってそれを曲げることになるという点については「後継ぎ遺贈は不確定付遺贈であり、そして遺贈に条件・期限を付することは民法自身が許すところである」と主張されている¹⁷²。

さらに、米倉明教授は、後継ぎ遺贈の類型を「生活保障専一型」と「生活保障・家業維持型」の2つに分類されている¹⁷³。「生活保障専一型」とは、遺贈者Aが受遺者XとY両者の生活能力を考慮して設定される遺贈を指す。「生活保障・家業維持型」とは、遺贈者AがXの生活保障をするとともに、Yに対してはAの家業を継がせることを目的とした遺贈を指す。具体的には、経営者Aが自宅兼事務所の不動産を有しており、Xには老後の生活保障のため使用収益を、Yには

¹⁶⁸ 米倉明 [79] pp.89-90

¹⁶⁹ 米倉明 [78] pp.20-36

¹⁷⁰ 米倉明 [78] p.17

米倉明教授の論文と登場人物の呼称が異なるが、最判昭和58年3月18日判決と統一的に問題を考えるために、筆者が遺贈者をA、第一次受遺者をX、第二次受遺者をYと置き換えていることを留意されたい。

¹⁷¹ 米倉明 [78] p.15

Aから遺贈を受けたXが死亡した時点において、AからでなくXから、Aが予め指定していたYに所有権が移転するという遺贈を指す。

¹⁷² 米倉明 [79] p.97

根拠条文は民法第985条第2項である。

¹⁷³ 米倉明 [79] pp.87-88

Aの家業を継がせるため当該不動産を与えるといったケースが考えられる。米倉教授は、信託の受益者連続機能が信託法上有効と解されるならば、「生活保障専一型」は信託の利用が可能であるとしているが、「生活保障・家業維持型」は、受託者が存在している場合に Y が経営の采配を振るのに支障が生じるとの理由で不可能であるとしている。この点について実務家の松崎為久氏は、「不動産からの収益を第一次受遺者の生活保障のために確保することが目的であり、将来的な不動産管理を第二次受遺者に相続させたい趣旨であれば、相続と同時に不動産を信託し、受託者が質的分割とを行って元本受益権と収益受益権に分割することで、生活保障・家業維持型（不動産）については信託の利用の可能性がないとは言えない。」と指摘している¹⁷⁴。

また、米倉明教授は、第一次受遺者 X と第二次受遺者 Y が本来の相続人でない場合を「一般ケース」と、第一次受遺者 X と第二次受遺者 Y が本来の相続人である場合には「特殊ケース」とに分類し、生前信託を用いた場合、「一般ケース」においては、民法上も有効・信託法上も有効であれば、最終的帰結も有効となるとされるが、特殊ケースにおいては「生前信託により受益者連続をすることは、あたかも相続分指定（902条）遺産分割方法指定（908条）をすることに等しい」と解され、「これらの指定は本来なら遺言ですべきものなのに、それを回避したものとして、受益者連続は最終的に無効とされるのではないか」と最終的に無効と解されることを指摘している¹⁷⁵。なお、遺言信託を用いた場合には、「一般ケース」の場合には最終的帰結は生前信託と変わらない（有効）とされるが、「特殊ケース」の場合には上記問題を解決したものとして有効となるとされる¹⁷⁶。

第4款 後継ぎ遺贈の課税関係

さて、第2款で述べた最判昭和58年3月18日判決が示した遺言の解釈である②から④の解釈は後継ぎ遺贈の一類型とされる。後継ぎ遺贈は民法上否定説が通説であるが、後継ぎ遺贈が有効であるとするならば、昭和58年3月18日

¹⁷⁴ 松崎為久 [72] p.7

松崎為久氏は、米倉明教授が想定する信託は「有価証券管理信託」であると思われる
と指摘している。

¹⁷⁵ 米倉明 [79] p.96

¹⁷⁶ 米倉明 [79] p.97

判決が示した4つの解釈について課税関係を検討する。以下では、上記昭和58年3月18日判決で示したように、遺贈者をA、第一次受遺者をX、第二次受遺者をYと置く。

①単純遺贈説

AからXへの遺贈については、遺贈の効力発生時（Aの死亡時）にXに相続税が課される。その後、所有権がXからYに遺贈された場合には、Xの死亡時にYに相続税が課される。

②負担付遺贈説

Aの死亡によりXは自己の死亡を条件または期限として、Yに対して遺贈財産の所有権移転手続を行う義務を負う。このため、Aの死亡時に、Xに対して、負担がないものとした場合における遺贈財産の価額からその負担が確実にあると認められる範囲の負担額を控除したものが遺贈により取得した価額として相続税が課される（相続税基本通達11の2-7）¹⁷⁷。一方、YにおいてはAから当該負担額を遺贈により取得したものとして相続税が課される（相続税基本通達9-11）¹⁷⁸。これらはAの死亡時に課税関係が決定するため、負担額の評価が困難であるという問題がある¹⁷⁹。

③停止条件付遺贈説

条件成就時までは、Yは所有権を有しておらず、Aの死亡時に相続税は課されない。遺贈財産の収益の帰属は、停止条件付遺贈の効力が条件成就時に生じること（民法第985条第2項）、受遺者は遺贈の履行を請求できる時から果実を取得すること（民法第992条）から、条件成就時まではXに、条件成就後はYに収益が帰属する¹⁸⁰。

¹⁷⁷ 相続税法基本通達11の2-7（負担付遺贈があった場合の課税価格の計算）

負担付遺贈により取得した財産の価額は、負担がないものとした場合における当該財産の価額から当該負担額（当該遺贈のあった時において確実に認められる金額に限る。）を控除した価額によるものとする

¹⁷⁸ 高沢修一 [44] p.881

¹⁷⁹ 橋本康平 [61] p.118

¹⁸⁰ 藤谷武史 [64] p.117

したがって、XはAの死亡時に財産の全額につき相続税が課されて（相続税基本通達11の2-8）¹⁸¹、その後、停止条件が成就すると、Yは成就時に財産全額をAから取得したのものとして相続税が課される（相続税基本通達1の3・1の4共-9）¹⁸²。このとき、Xの財産に対する所有権が消滅するため、Xは遺贈財産の納付済みの相続税について更正の請求（相続税法第32条第6項、相続税法施行令第8条第2項第3号）を行い、還付を受けることができる。この場合、Xの受けた遺贈利益（Xが条件成就するまで受ける収益）はAの相続に起因して生じたのにもかかわらず、課税がなされないという問題が生じる¹⁸³。

④不確定期限付遺贈説

相続税法は、不確定期限付遺贈について課税規定を置いていない¹⁸⁴。不確定期限付遺贈は、事例によって、Xの死亡を期限としたYに対する始期付遺贈と、Xの死亡を期限とした終期付遺贈およびYへの始期付遺贈¹⁸⁵、が考えら

¹⁸¹ 相続税法基本通達11の2-8（停止条件付遺贈があった場合の課税価格の計算）

停止条件付の遺贈があった場合において当該条件の成就前に相続税の申告書を提出するとき又は更正若しくは決定をするとき、当該遺贈の目的となった財産については、相続人が民法第900条（法定相続分）から第903条（特別受益者の相続分）までの規定による相続分によって当該財産を取得したのものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、当該財産の分割があり、その分割が当該相続分の割合に従ってされなかった場合において当該分割により取得した財産を基礎として申告があった場合においては、その申告を認めても差し支えないものとする。

¹⁸² 相続税法基本通達1の3・1の4共-9（停止条件付の遺贈又は贈与による財産取得の時期）

次に掲げる停止条件付の遺贈又は贈与による財産取得の時期は、1の3・1の4共-8にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。

- (1) 停止条件付の遺贈でその条件が遺贈をした者の死亡後に成就するものである場合 その条件が成就した時
- (2) 停止条件付の贈与である場合 その条件が成就した時

¹⁸³ 香取稔 [16] p.334

加えて、香取稔氏は「課税の在り方として、例えば、相続人と受遺者の間で享受した遺贈利益に基づき按分して行う等の検討の余地があると考えられる。」と述べている。

¹⁸⁴ 香取稔 [16] p.336

¹⁸⁵ 香取稔 [16] pp.323-325

期限付遺贈とは、「遺贈に期限を付し、その履行の請求を将来の確実な事実の発生にかからしめたもの及び遺贈の効力及び遺贈の効力の発生又は消滅を将来確実な事実の発生にかからしめたもの」をいう。期限付遺贈には、相続開始の時に遺贈そのものの効力が生じる「始期付遺贈」と終期到来の時に遺贈の効力が消滅させられる「終期付遺贈」がある。さらに始期付遺贈には、履行期限でなされたもの（始期が到来するまでその履行

れ、最判昭和 58 年 3 月 18 日判決の事例は後者とされる¹⁸⁶。

したがって、当該不確定期限付遺贈を、X の死亡を不確定期限とする A から X への終期付遺贈と、X の死亡を不確定期限とする A から Y への始期付遺贈の 2 つから構成されると考えると、それぞれについて遺贈の効力発生時（A の死亡時）に X と Y に対する課税がなされ、遺贈財産は割引現在価値で評価がされる¹⁸⁷。この場合、X が相続するのは遺贈財産の使用収益権のみであり、この使用権が相続財産として評価がなされることになれば、この使用権につき X は相続税負担が発生し、Y の相続財産の評価額から、当該使用収益権の評価額が控除されることとなる¹⁸⁸。しかし、この使用収益権は、実務上ゼロと評価され、Y の遺贈財産についてのみ相続税が課されることとなる¹⁸⁹。

を請求し得ない遺贈）と、停止期限でなされたもの（始期到来の時まで遺贈の効力が停止させられる遺贈）がある。一般的には、それは履行期限でなされたものと解すべき（民法第 135 条第 1 項）だが、遺言者の意思がその始期まで遺言の効力発生を停止するつもりであることが明白な場合には、遺言は始期到来の時から効力が生じると解することができる。

¹⁸⁶ 占部裕典 [8] p.28

¹⁸⁷ 藤谷武史 [64] p.117、香取稔 [16] p.336

¹⁸⁸ 首藤重幸 [41] p.69

¹⁸⁹ 水野忠恒 [74] p.78

通達「使用貸借に係る土地についての相続税及び贈与税の取扱いについて」（昭和 48 年 11 月 1 日月直資 2-189）参照。

占部裕典教授は「Y1（筆者注：本論文では X を指す）に対して遺贈により使用収益権を遺贈により取得したとして相続税が課されるとの見解もあろうが、この場合においては収益について所得税が課されるのみと解するべきであろう。」と述べている。占部裕典 [8] p.29

第2節 受益者連続型信託の課税問題と提言

第1款 新信託法により認められた後継ぎ遺贈型受益者連続型信託

受益者連続型信託は、「後継ぎ遺贈」と同様の効果を有する制度である。後継ぎ遺贈は第1節で述べたとおり、民法上無効説が通説であったが¹⁹⁰、受益者連続型信託については、個人企業経営・農業経営における有能な後継者の確保や、生存配偶者の生活保障等の観点から、共同均等相続とは異なる財産承継を可能にする手段としてのニーズとして考えられた¹⁹¹のに加えて、その対象となるのは信託財産の所有権ではなく信託の受益権であること等の理由から、一定の期間制限を設けることで後継ぎ遺贈型受益者連続信託は法律上有効であるとの結論に至り、新信託法第91条によって「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」が明文化された。後継ぎ遺贈と、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の相違は、遺贈か信託かという法形式にあり、後継ぎ遺贈は受遺者に相続財産の所有権が移転するのに対し、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託は受益者が受益権を取得するという点で異なる¹⁹²。

後継ぎ遺贈型受益者連続型信託を定めた新信託法第91条は以下のとおりである。

信託法第91条（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例）

受益者の死亡に因り、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託は、当該信託がされた30年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

¹⁹⁰ 別冊 NBL 編集部 [65] p.222

¹⁹¹ 寺本昌広 [53] p.258

¹⁹² 遺言信託研究部 [76] p.260

このように、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託とは、受益者の死亡により、その者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定めのある信託をいう。具体的には、委託者が死亡したら第一次受益者に、第一次受益者が死亡したら第二次受益者に、第二次受益者が死亡したら第三次受益者に、と受益権の有する者の死亡を契機に受益権が順次移転する信託である。

また、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託は、委託者が遺言信託の設定時に、信託契約の特約として定められ、委託者の意思で自己死亡後の信託財産の帰属先を指定することができる。委託者の決める帰属先に制限はないため、受益者連続型信託を用いて自らの血族に相続させることが可能であり、妻との間に子がいない場合に委託者の財産が妻の血族に順次相続されてしまうという従来の相続法制の問題を解決できる¹⁹³。

しかし、長期に及ぶ受益者連続型信託の認容は、委託者による処分禁止財産¹⁹⁴を作ることと同様になることから、期間制限が設けられており、設定から30年を経過した時以後に、現に存する受益者が死亡するまで、または、当該受益権が消滅するまでの間は有効とされる。

たとえば、第一次受益者の死亡により第二次受益者が受益権を取得するのが30年を経過する前であれば、第二次受益者が死亡されても第三次受益者に信託受益権は移転する。しかし、第二次受益者が受益権を取得するのが30年経過後であれば、第二次受益者が死亡した時点で信託は終了となり、第三次受益者は受益権を取得できない。

また、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託は、遺言信託だけでなく、遺言代用信託（生前信託）で組成することも可能である。両者は信託の終了時期に違いがあり、遺言代用信託を用いて設定した場合には当初は自益信託となるため、遺

¹⁹³ 遺言信託研究部 [76] p.260 では、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の具体的なニーズとして、他にも①配偶者および配偶者の死亡後の障害を持つ子の生活保障を確実なものにしたい②妻を亡くし、その後内縁関係にある女性を有する男性がまず内縁配偶者の生活を保障し、内縁配偶者の死亡後は亡妻との相続させたい、といったニーズを挙げている。このように、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託のニーズは広く、筆者は新信託法第91条の創設は家族信託における重要なトピックスであったと考える。

¹⁹⁴ 四宮和夫 [36] p.152

永久に信託財産の処分を禁止してその収益だけを受益者に与える信託を認めると、物資の融通を害し国民経済上の利益に反するとされる（公序良俗違反、民法第90条）。

言信託を用いて設定した場合と比べて、「30年を経過した時」が早く到来することとなる¹⁹⁵。

第2款 相続税法上の受益者連続型信託の範囲

相続税法においても信託法改正を受けて受益者連続型信託の特例が規定された（相続税法第9条の3）。しかし、相続税法における受益者連続型信託とは、新信託法における後継ぎ遺贈型受益者連続型信託を包含する、より広い概念である。つまり、新信託法における後継ぎ遺贈型受益者連続型信託は、委託者または先行受益者の死亡を契機として順次受益権の移転が行われる信託が該当されるが、相続税法における受益者連続型信託は、「受益者指定権等を有する者の定めのある信託（新信託法第89条第1項）」のように、委託者が受益者指定権等を行行使することにより受益権が次の受益者に移転するような信託も含まれる。

相続税法における受益者連続型信託には、具体的に次のような信託が含まれる（相続税法第9条の3第1項、相続税法施行令第1条の8）¹⁹⁶。

①新信託法第91条に規定する信託

…相続税法第9条の3第1項本文かっこ書き

受益者の死亡により、その受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託

②新信託法第89条第1項に規定する信託

…相続税法第9条の3第1項本文かっこ書き

受益者を指定し、またはこれを変更する権利（受益者指定権等）を有する者の定めのある信託

③相続税法施行令第1条の8第1号の信託

受益者等（相続税法第9条の2第1項に規定する受益者等）の死亡その他の事由により、その受益者等の有する信託に関する権利が消滅し、他の者が

¹⁹⁵ 白井一馬他 [39] p.194

¹⁹⁶ 相続税法第9条の3第1項、相続税法施行令第1条の8の要旨を筆者がまとめる。

新たな信託に関する権利（その信託の信託財産を含む。）を取得する旨の定め（受益者等の死亡その他の事由により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託（新信託法第 91 条を除く。）

④相続税法施行令第 1 条の 8 第 2 号の信託

受益者等の死亡その他の事由により、その受益者等の有する信託に関する権利が他の者に移転する旨の定め（受益者等の死亡その他の事由により順次他の者に信託に関する権利が移転する旨の定めを含む。）のある信託

⑤相続税法施行令第 1 条の 8 第 3 号の信託

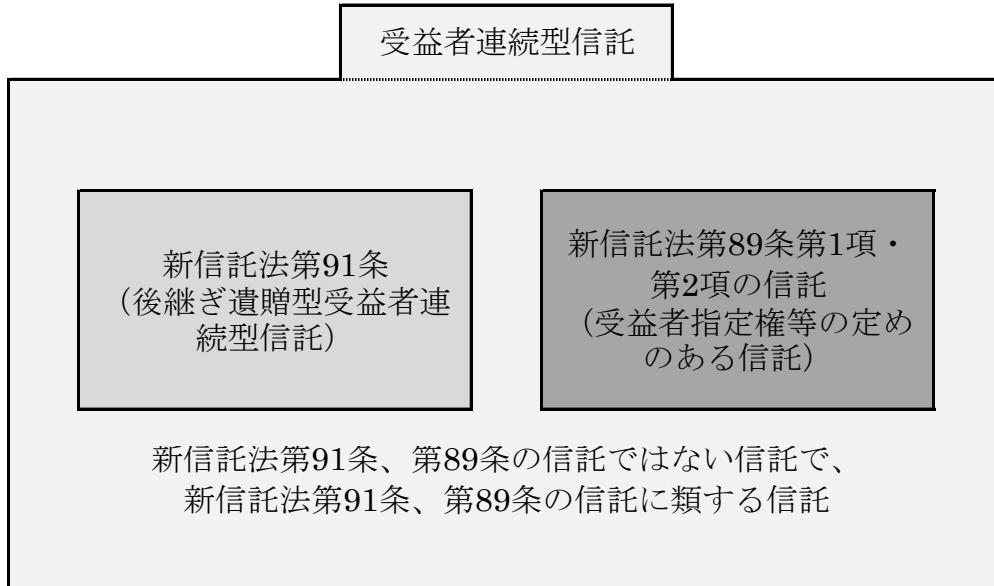
上記①から④に掲げる信託以外の信託でこれらの信託に類するもの

したがって、相続税法上の受益者連続型信託は、新信託法第 91 条に規定する後継ぎ遺贈型受益者連続型信託を包含する、より広い概念であり、死亡を契機として受益権が移転する信託と、死亡以外の事由により受益権が移転する信託の双方を範囲と捉えているのが特徴である。

なお、⑤の「類する」信託が具体的にどのような信託を指しているかは通達で明らかにされていないが、筆者は新信託法第 90 条遺言代用信託により、設定された後継ぎ遺贈型の受益者連続型信託を指しているのではないかと推測する。

相続税法上の受益者連続型信託の範囲を示すと以下のとおりとなる（第 11 図）。

(第 11 図) 相続税法上の受益者連続型信託の範囲¹⁹⁷



第 3 款 受益者連続型信託の課税関係

① 信託法改正前における受益者連続型信託の課税関係

信託法改正前の旧相続税法¹⁹⁸においても、受益者連続型信託の課税関係についての議論は存在していた。前節で取り上げた最判昭和 58 年 3 月 18 日判決(委託者を A、第一次受遺者を X、第二次受遺者を Y と置く。)を受益者連続型信託の効果によって実現した場合の課税関係は次のとおりとなる。

まず、第一次受益者 X の課税関係については、旧相続税法第 4 条第 1 項の解釈として、信託設定時に、第一次受益者 X が信託に関する権利(受益権)を委託者 A から遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課される¹⁹⁹。この課税関係については議論がなかった。他方、第二次受益者 Y の課税関係については X の死亡が「条件」であるか「期限」であるかによって Y の課税時期が異なると

¹⁹⁷ 税理士法人山田&パートナーズ [42] p.65 より参照、筆者加筆・修正。

¹⁹⁸ 昭和 25 年改正相続税法を指す。本論文第 2 章第 2 節第 5 款参照。

¹⁹⁹ 本件受益者連続型信託が遺言代用信託により設定(すなわち委託者 A の生存中は委託者 A が当初の受益者となる)されたとするならば、X は旧相続税法第 4 条第 2 項第 1 号の規定(委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと)に該当し、相続税等が課されることとなる。

され、解釈が分かれていた。

Xの死亡を条件にYは信託の利益を享受するとみれば、旧相続税法第4条第2項第4号を適用して、YはXの死亡時（条件成就時）に委託者Aから遺贈されたものとして相続税が課される。そして、Xの死亡時に旧相続税法施行令第8条第2項第3号によりXの相続税は減額されて、Xの相続人は更正の請求ができると考えられる²⁰⁰。しかし、旧相続税法第4条第2項第4号は、同条第2項本文のかっこ書きで、「第四号の条件が委託者の死亡である場合には、遺贈」と委託者の死亡を条件としているため、受益者であるXの死亡が旧相続税法第4条第2項第4号の条件に該当されるか否かについて疑問が残った。

一方、人の死亡は確実に起こることと解して、Xの死亡を不確定期限とするYに対する遺贈とみるならば、Yは、始期が受益の履行のみを制限していると解され、その結果、受益権は当初から効力が生じているとして、信託設定時の受益者と解される²⁰¹。そして、Yは旧相続税法第4条第1項の適用により、信託設定時に相続税が課される²⁰²。このとき、受益権は未確定であるから不確実性を織り込んだ現在価値で評価されることとなる²⁰³。

しかし、どちらの解釈によっても、旧相続税法が受益者連続型信託を想定していなかったため、条文の解釈上、不都合な結果を完全に除去できなかったとされる²⁰⁴。

②現行における受益者連続型信託の課税関係

【現行】相続税法第9条の3（受益者連続型信託の特例）

1 受益者連続型信託（信託法（平成18年法律第108号）第91条（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例）に規定する信託、同法89条第1項（受益者指定権等）に規定する

²⁰⁰ 野島喜一郎 [60] p.44

財産の評価時期は、X、Y共にAの相続開始時となる。

²⁰¹ 占部裕典 [9] p.129

²⁰² 「網打ち効果」と呼ばれる。占部裕典 [9] p.72、p.129

²⁰³ 藤谷武史 [64] p.117

²⁰⁴ 藤谷武史 [64] p.117

受益者指定権等を有する者の定めのある信託その他これらの信託に類するものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)に関する権利を受益者(受益者等が存しない場合にあっては、前条第5項に規定する特定委託者)が適正な対価を負担せずを取得した場合において、当該受益者連続型信託に関する権利(異なる受益者が性質の異なる受益者連続型信託に係る権利(当該権利のいずれかに収益に関する権利が含まれるものに限る。))をそれぞれ有している場合にあっては、収益に関する権利が含まれるものに限る。)で当該受益者連続型信託の利益を受ける期間の制限その他の当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。ただし、当該受益者連続型信託に関する権利を有する者が法人(代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団を含む。以下第64条まで同じ。)である場合は、この限りでない。

2 前項の「受益者」とは、受益者との権利を現に有する者をいう。

この相続税法第9条の3は、受益者連続型信託に関する権利を受益者が適正な対価を負担せずを取得した場合には、当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は付されていないものとみなして、相続税等が課されることを規定している。受益者連続型信託の課税関係は原則として受益者等課税信託(相続税法第9条の2)と同様であるが、受益権の価値に作用する制約が付されている場合に、この特例が適用される。したがって、相続税法第9条の3自体は課税関係について言及しているわけではなく、その受益権の評価方法を定めている。受益者連続型信託の課税関係は次のとおりである。

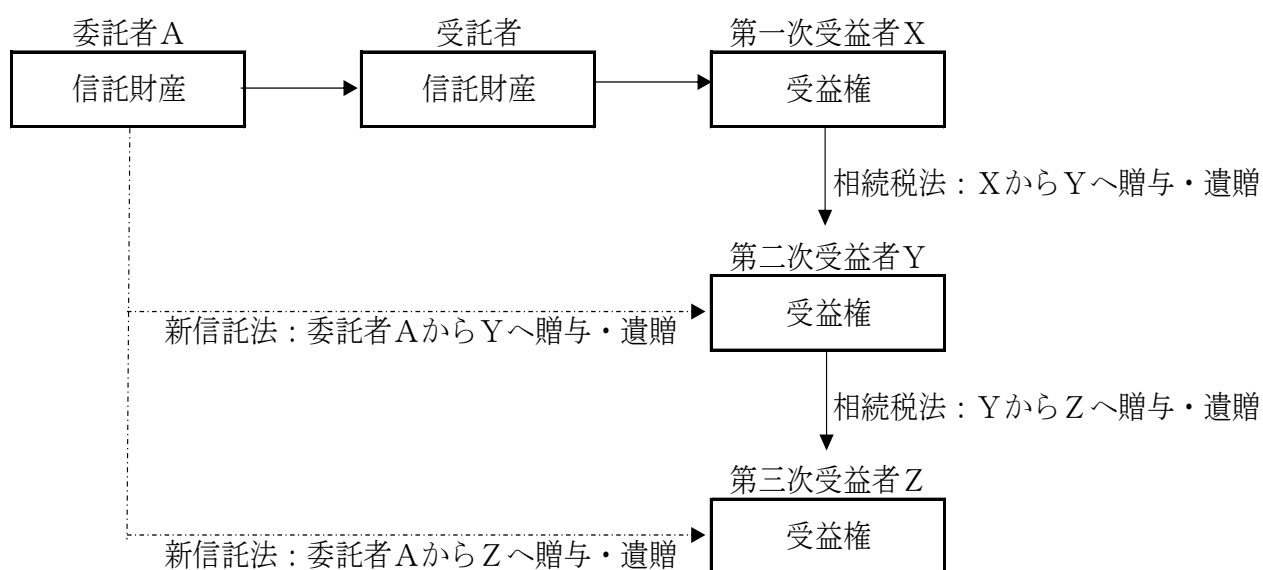
まず、受益者連続型信託に関する権利を取得した第一次受益者は、その受益者連続信託に関する権利をその受益者連続型信託の委託者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税(委託者の死亡に起因して第一次受益者が存するに至った場合には相続税)が課される(相続税法第9条の2第1項)²⁰⁵。

²⁰⁵ 遺言代用信託により設定された受益者連続型信託の場合には、委託者が第一次受益者となるため課税関係は生じない

次に、第二次受益者は、その受益者連続型信託に関する権利を、第一次受益者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税（第一次受益者の死亡に起因して第二次受益者が存するに至った場合には相続税）が課税される（相続税法第9条の2第2項）。第三次以降の受益者は第二次受益者と同様の形式で、相続税等が課される。

したがって、相続税法第9条の3は、受益権が移転する場合、先行受益者からそのつど相続等があったものとみなされて後続受益者は課税される。この点、後続受益者が取得する受益権は先行受益者の受益権が消滅し委託者から直接相続により取得したもの、と構成される新信託法第91条の後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の解釈とは異なっている²⁰⁶（第12図）。

（第12図） 受益者連続型信託（相続税法と新信託法、移転の解釈の差異）



また、受益者連続型信託に関する権利の価額は、通達によって取扱われる（相続税法基本通達第9条の3-1）。要旨は次のとおりである。

- ① 受益者連続型信託に関する権利の全部を適正な対価を負担せず取得した

²⁰⁶ 星田寛 [67] p.53

場合…信託財産全部の価額

- ② 受益者連続型信託で、かつ、受益権が複層化された信託（受益権が複層化された受益者連続型信託）に関する収益受益権の全部を適正な対価を負担せずに取得した場合…信託財産全部の価額
- ③ 受益権が複層化された受益者連続型信託に関する元本受益権の全部を適正な対価を負担せずに取得した場合（元本受益権に対応する収益受益権について相続税法 9 条の 3 第 1 項ただし書きの適用がある場合又はその収益受益権の全部もしくは一部の受益者等が存しない場合を除く。）…零

（注） 法第 9 条の 3 の規定の適用により、上記②または③の受益権が複層化された受益者連続型信託の元本受益権は、価値を有しないとみなされることから、相続税又は贈与税の課税関係は生じない。ただし、当該信託が終了した場合において、当該元本受益権を有する者が、当該信託の残余財産を取得したときは、法第 9 条の 2 第 4 項の規定の適用があることに留意する。

したがって、受益者連続型信託に関する権利の全部を適正な対価を負担せずに取得した場合には、信託財産全体の価額と評価される。また、異なる受益者が収益受益権と元本受益権というように性質の異なる受益権を有する場合（受益権の複層化）には、収益受益者は、その利益を受ける期間の制限その他の権利の価値に作用する要因としての制約が付されていないものとみなされ、そして信託元本全部を取得したと擬制し、結果として信託財産全体の価額が課税価格として評価される。他方、元本受益者の受益権は、価値を有しないとみなされて零として評価され、相続税等の課税関係は生じない。しかし、その信託が終了した場合において、元本受益者が、信託の残余財産を取得したときは相続税法第 9 条の 2 第 4 項が適用されることとなる。

第 4 款 受益者連続型信託の問題点

相続税法第 9 条の 3 の趣旨について、平成 19 年「税制改正の解説」では、「受益者連続型信託とは、いわゆる後継ぎ遺贈型信託のことであり、代表例としては委託者 A の相続人である受益者 B、C、D が順番に受益権を取得する信託をいい

ます。この場合において、信託の受益権でなく他の財産（100）を相続人 B、C、D が順番に相続したとすると、先ず B は 100 の財産を相続し、その後 C は B が費消しなかった 50 を相続し、最後に D は C が費消しなかった 20 を相続することになります。同様のことを信託法第 91 条に規定する信託により行うこととすると受益者 B は一旦は 100 の受益権を取得しますが、その死亡とともに受益権は消滅してしまうことから受益者 B が取得した受益権の価額が 100 となるかが問題となります（受益者 C についても同様です。）。相続税では、受益者 B が相続した財産の価額に基づき相続税課税が行われており、その後受益者が財産をいくら残そうと相続税の負担は変わりません。そこで、この受益者連続型信託についても他の相続財産と同様の課税とするためには、受益者 B、C が取得する信託の受益権を消滅リスクを加味しない価額で課税することから本特例が措置されました。これにより、上記の例から言えば委託者 A から受益者 B に 50、受益者 C に 30、受益者 D に 20 の受益権をそれぞれ取得したものとして相続税が課されるのではなく、受益者 B が 100、受益者 C が 50、受益者 D が 20 の受益権を取得したものとして課税されることとなります。」と説明されている²⁰⁷。

したがって、相続税法第 9 条の 3 は、受益権に期間が付されていても、そのような制約がないものとみなされて、まず、第一次受益者が信託財産全体の課税を受ける。また、第二次受益者は第一次受益者が費消しなかった信託財産全体の課税を受ける。このような場合に、受益者が当初取得した受益権のうち実際に享受した部分だけ課税されるべきという解釈（現実受益時課税）も可能であるが、一般の相続財産を相続した場合とを鑑みて、一般の相続財産では相続後に税額が減額されても当初の相続税額は減額されないから、受益者連続型信託においても信託受益権の減額はされないとして、一般の相続との平仄を合わせた規定ぶりとなっている。

しかし、上記国税庁の説明について、川口幸彦氏は「一般の相続の場合であれば、100 の現金を取得すれば、取得した相続人は 100 を使い切ってしまうのが、10 だけ使って 90 を残そうが、それは相続人の自由な意思で可能である。しか

²⁰⁷ 国税庁 [24] p.477 松田淳氏執筆部分。

し、信託の場合には、100の信託財産があっても、受益者が得られる収益等の総額が、例えば20とか30というように元々決められている場合が多く、受益者である相続人の意思だけでは、100を使いきってしまうことは困難であると考えられる。まして受益者連続型信託の場合であることから、第2の受益者、第3の受益者へ受益権が移行されることが前提となっていることから、第1の受益者で信託財産がなくなり、信託が終了するようなことは予定されていないはずである。」と指摘されている²⁰⁸。

つまり、一般の相続の場合には相続人は相続財産を自由な意思で処分等ができるのに対し、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の場合には、後続受益者の存在により受益権が移転することが前提であり、先行受益者は信託財産を使い切ることは想定されていないのにも関わらず、各先行受益者に対し信託財産全体を取得したものと擬制されて課税される。この場合、第一次受益者の負担する税額が特に過剰となり、担税力の観点から問題点がある。また後続受益者との租税の公平性が保たれていないのではなかろうか²⁰⁹。

この上で、川口幸彦氏は、受益者に対して信託財産全体を課税するのではなく、第一次受益者が実際に受益しない部分については、信託財産または受託者に対して課税を行い、信託財産のそのものを減少させる方法を採用すべきと提案なされている。また同時に、上記の方法が受益者等に対する課税と法人等に対する課税が併存することに懸念を述べ、別案として受益者課税ではなく、すべて信託財産または受託者に対する課税をする方法も併せて提案なされている²¹⁰。しかし、この「第一次受益者が実際に受益しない部分」は具体的にどのように算定できるのか解釈の余地が残ると言えるだろう²¹¹。

²⁰⁸ 川口幸彦 [18] p.391

²⁰⁹ 星田寛 [67] p.53

実務家の星田寛氏もまた、「他の相続財産と同様の課税とするためとして、一部しか享受しないのに、所得の全てをその収益受益者に課税する定めとしている。信託財産の資産・負債を受益者が有するとみなされ、全財産、全所得がその受益者に課税される。担税力はあるのであろうか、差し押さえできる範囲はどこまでか、特例の定めは取得者課税としての課税のあるべき姿として適切といえるだろうか」との指摘をなされている。

²¹⁰ 川口幸彦 [18] pp.392-393

²¹¹ 受益者連続型信託の問題を解決する方式として、受益者が信託からの収益等を現実に受益した段階で課税する方式、すなわち現実受益時課税の採用も考えられる（日本弁護士連合会 [58] pp.26-27）。現実受益時課税によれば、各受益者の担税力に応じた課税

また、上記国税庁の説明に対し、岡村忠生教授も「相続による財産取得と信託受益権の財産取得とは異なる。特に受益者連続の信託では、受益権が収益受益権に限定され、信託元本を侵害することができない場合も多い。その場合、前述の様に中間受益者は納税資金を別に求めなければならないことになり、そのような受益者となる者は現れないであろう。しかし、中間受益者の財産取得をたとえば収益のみのように制限することは、新しい信託法で受益者連続の信託が認められた目的のひとつである。(…中略…) 課税においても、このような信託の本質が等監視されてはならないと思われる。」と指摘されている²¹²。

家族信託の場面では、委託者が残された配偶者および配偶者の死亡後の障害を持つ我が子の生活保障を案じて受益者連続型信託を設定し、受益権を分割させて収益受益権のみをこれらの者（配偶者または障害を持つ我が子）に対し付与するケースが考えられる。この場合、信託設定時に、第一次受益者は享受できる利益が収益部分であるのにもかかわらず、信託財産全部を有しているとみなされて課税されてしまう。このため、受益者連続型信託を組成する上で第一次受益者は、信託財産全体の部分の納税資金を事前に準備することになり、結果として、受益者連続型信託の組成を断念しなければならないケースも少なくないのではなかろうか。かかるような税制では、残された配偶者等の生活保障を目的とする後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の設定を阻害することになり、私法との親和性がないといえるだろう。

加えて、委託者とは親族関係にあるが先行受益者とは親族関係にないような者を第二次受益者と定めて、後継ぎ遺贈型受益者連続信託を設定した場合（たとえば、第一次受益者を妻として第二次受益者を委託者の弟にする場合や、第一次受益者を内縁の妻として第二次受益者を先妻との子とする場合等が考えられる）には、第一次受益者の死亡時に、第二次受益者は信託財産を第一次受益者からの完全な法定相続人外からの遺贈により取得したということになり、相続税の 2 割

を可能とし、信託設定時課税の問題点であった受益権評価の問題も解決される。しかし、渋谷雅弘教授は、この方式では相続税における法定相続分課税方式に合わない結果となり、また、贈与税についても累進税率の適用が回避されることを指摘されている。

渋谷雅弘 [37] p.217

²¹² 岡村忠生 [13] p.157

加算（相続税法第 18 条）²¹³の規定が適用され、第二次受益者の納税負担が増大してしまうという問題もある。

また、相続税法第 9 条の 3 について、財務省主税局主税調査官の佐々木浩氏は「受益者連続型信託にすると相続税回避に使えるのではないか、あるいは収益、元本に分けられると、相続税回避につながるのではないかということで、それぞれごとに相続があったというようにみなして課税したり、収益が発生する人に、信託財産全体を持っていると観念するような手当てが講じられています。」と説明している²¹⁴。したがって、受益者連続型信託の一連の問題点は、現行税制が租税回避の防止という側面に傾斜して、課税を強化しているため生じているといえるだろう。

²¹³ 相続税法第 18 条（相続税額の加算）

相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となつた当該被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した金額にその 100 分の 20 に相当する金額を加算した金額とする。

2 前項の一親等の血族には、同項の被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となつている場合を含まないものとする。ただし、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となつている場合は、この限りでない。

²¹⁴ 佐々木浩 [29] p.116

第 5 款 若干の提言

後継ぎ遺贈型受益者連続型信託は、個人企業経営・農業経営における有能な後継者の確保や、生存配偶者の生活保障等の観点から、共同均等相続とは異なる財産承継を可能にする手段としてのニーズがあり、信託法改正により、一定の期間制限を設けることで認容されたものである。

しかし、受益者連続型信託を定める現行相続税法第 9 条の 3 は、租税回避の防止の観点から、受益者に対し、当該受益者が取得する受益者連続型信託に関する権利について、当該権利の価値に作用する要因としての制約は付されていないものとみなして相続税等が課されると規定されている。この規定の検討の結果、後続受益者に対する課税と比較して第一次受益者に対する課税が過剰になるという問題や、受益権を分割し収益受益権のみしか有さない者に対しても信託元本を有すると擬制され信託財産全体の価額が課されてしまうという問題が抽出された。また、第二次受益者が委託者とは親族であるが、第一次受益者とは相続人関係でない場合には、第二次受益者は法定相続人外から取得したとして、相続税法第 18 条の 2 割加算の対象となり、税負担が増すという問題もあった。これらの課税上の問題点から、現行税制が新信託法で認められたはずの後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の組成を阻んでいるといえるだろう。

加えて、受益者連続型信託の課税関係によると、受益権の移転は、先行受益者からそのつど相続等があったものとみなされて後続受益者は課税されるという法律構成となっている。これは、新信託法の後続受益者が取得する受益権は先行受益者の受益権が消滅し委託者から直接相続等により取得するという解釈と異なる。この点について、筆者は、私人間が選択した信託契約を含む法律関係に係る課税については慎重でなければならないし、その実態を踏まえて課税しなければならないと考える。すなわち、私法上の法律構成に基づき課税関係を構築すべきであると考えます。

したがって、筆者は、新信託法第 91 条に規定する後継ぎ遺贈型受益者連続型信託を相続税法第 9 条の 3 の適用対象から除外して、後継ぎ遺贈（そのうち、後継ぎ遺贈の停止条件付遺贈の解釈）の法律関係に準拠して課税関係を構築することを提言したい。

具体的には、第一次受益者は信託設定時に委託者から受益権を取得するものとし、第二次受益者以降は先行受益者の死亡を条件に委託者から受益権を取得したものとして解釈する。すなわち、まず、信託設定時には、第一次受益者は受益権を委託者から遺贈により取得したのものとして相続税を課税する。また、第一次受益者が有する受益権が分割されている場合でも、第一次受益者に対し、信託財産全体を課税する。一方、第二次受益者は、信託設定時には受益者としての権利を現に有していない²¹⁵ことから、この時点で課税関係は生じない。そして、第二次受益者は、第一次受益者の死亡時に、委託者から直接信託財産を遺贈により取得したのものとして信託財産全体を課税する。また、第一次受益者が現実に受益しなかった部分の納付済みの相続税については、第一次受益者の死亡時に、更正の請求を認めて還付を可能にさせるという方式である。

この還付措置により、後続受益者に対する課税と比較して第一次受益者に対する課税が過剰になるという問題を解決できる。還付措置は事後的な救済措置であるため、租税回避を目的に、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託が利用される恐れは少ないと考える。また、この方式によれば、第二次受益者以降は、先行受益者からではなく、委託者から信託財産を遺贈により取得したものと解釈して課税するので、法定相続人からの遺贈となり、相続税法第18条の2割加算は適用されないこととなる。

しかし、筆者の方式では、第一次受益者は、信託設定時に信託財産全体を有するとみなされて課税されることとなり、更正の請求が認められたとしても、第一次受益者の生前時には、第一次受益者が現実に受益しなかった部分について、納付済みの相続税の還付を受けることはできないという問題点が挙げられる²¹⁶。したがって、第一次受益者の観点からは、実質的な納税負担は現行税制と変わらないと考えられる。しかし、筆者は、相続税法第9条の3の種々の問題点の結果、委託者が後継ぎ遺贈型受益者連続型信託を組成しにくいという実態に着目し、委託者の観点から後継ぎ遺贈型受益者連続型信託を組成する実効性を高めるものとして、上記の方式を提言する。

²¹⁵ 第二次受益者が有する受益権は期待権ないし停止条件付権利に過ぎないとする。

²¹⁶ 代わりに、第一次受益者の相続人が還付を受ける。

参考文献

- [1] 新井誠 『信託法 第4版』、有斐閣、2014年
- [2] 新井誠・神田秀樹・木南敦 編 『信託法制の展望』、日本評論社、2011年
- [3] 飯塚孝子 「遺言代替の生前信託と課税」、『第26回日税研究賞入選論文集』、公益財団法人日本税務研究センター、2003年
- [4] イギリス信託・税制研究会編 『イギリス信託・税制研究序説』、清文社、1994年
- [5] 磯崎寿 「信託税制に関する一考察」、『福岡大学大学院論集』第42巻1号、2010年、pp.179-199
- [6] 岩下忠吾 『総説 相続税・贈与税（第3版）』、財經詳報社、2010年
- [7] 植松香一 『会社の解散・清算の法人税務』、大蔵財務協会、2015年
- [8] 占部裕典 「信託による後継ぎ遺贈の課税関係－民法、信託法、相続税法の視点から－」、『総合税制研究』9号、2000年、pp.22-59
- [9] 占部裕典 『信託課税法 －その課題と展望－』、清文社、2001年
- [10] 遠藤英嗣 『増補 新しい家族信託 遺言相続、後見に代替する信託の実際の活用法と文例』、日本加除出版、2014年
- [11] 大蔵省編纂 『明治大正財政史第6巻』、財政経済学会、1937年
- [12] 岡正晶 「民事信託と新しい税制」、『税務事例研究』第100号、2007年、pp.33-57
- [13] 岡村忠生 「不完全移転と課税（序説）」、『法学論叢』164巻1-6号、2008年、pp.147-218
- [14] 落合誠一・江頭憲次郎・山下友信編 『現代企業立法の軌跡と展望』、商事法務研究会、1995年
- [15] 片岡政一 『戦時下における国民の税法』、第一書房、1940年
- [16] 香取稔 「条件・期限・負担付の遺贈についての相続税課税上の問題」、『税大論叢』28号、1997年、pp.307-423
- [17] 金子宏 『租税法 第20版』、弘文堂、2015年
- [18] 川口幸彦 「信託法改正と相続税贈与税の諸問題」、『税大論叢』57号、2008年、pp.235-436
- [19] 岸田貞夫 「信託税制をめぐる諸問題」、『税理』58巻2号、2015年、pp.90-97

- [20] 喜多綾子 「信託課税における所得計算ルールの課題と理論的検討」、『立命館法学』331号、2010年、pp.765-818
- [21] 喜多綾子 「信託税制における受益者課税の問題」、『税法学』568巻、2012年、pp.41-65
- [22] 久木忠彦 「後継ぎ遺贈の可否」、『判例タイムズ』688号、1989年、pp.376-377
- [23] 窪田好秋 「信託と相續税の課税」、『税』第16巻8号、1938年、pp.31-38
- [24] 国税庁 『平成19年 税制改正の解説』、財務省、2007年
- [25] 小林一夫 「信託税制の問題点について」、『信託』複刊91号、1972年、pp.115-126
- [26] 小林長谷雄・岩本巖 『實務本位所得税法詳解』、経済図書、1943年
- [27] 近藤英吉 『判例遺言法』、有斐閣、1938年
- [28] 櫻井四郎 「相續税法の概要」『税』第5巻第5号、1950年、pp.37-57
- [29] 佐々木浩 「信託の税制について－信託税制の基本的考え方等について」、『信託』239号、2009年、pp.104-124
- [30] 笹島修平 『信託を活用した新しい相續・贈与のすすめ 3訂版』、大蔵財務協会、2015年
- [31] 佐藤英明 「信託と税制－若干の立法的提言」、『ジュリスト』1164号、1999年、pp.43-49
- [32] 佐藤英明 『信託と課税 租税法研究双書5』、弘文堂、2000年
- [33] 佐藤英明 「信託税制の沿革－平成19年改正前史－」、『日税研論集』第62号、財団法人日本税務研究センター、2011年a、pp.5-35
- [34] 佐藤英明 「新信託法の制定と19年信託税制改正の意義」、『日税研論集』第62号、財団法人日本税務研究センター、2011年b、pp.37-70
- [35] 司法省民事局編 『信託法改正意見類集』、司法省、1937年
- [36] 四宮和夫 『信託法 新版（第7刷）』、精興社、2002年
- [37] 渋谷雅弘 「受益者連続型信託等について」、『日税研論集』第62号、財団法人日本税務研究センター、2011年、pp.199-262
- [38] 下野博文 「相續税法第4条に関する一考察」、『税務大学校昭和52年度研究科論文集第3分冊（資産税編）』、1977年、pp.1-83

- [39] 白井一馬他 『相続贈与・資産管理・事業承継対策に役立つ！実践/一般社団法人・信託活用ハンドブック』、清文社、2013年
- [40] 白崎浅吉 『相続税法解説』、税務研究会、1974年
- [41] 首藤重幸 「新信託法と贈与税・相続税」、『税務事例研究』98号、2007年、pp.55-79
- [42] 税理士法人 山田&パートナーズ 『信託 実務のための法務と税務』、財經詳報社、2008年
- [43] 高木文雄・小平敦 『信託論叢－その本質的展開を求めて－』、清文社、1986年
- [44] 高沢修一 「受益者連続型信託における問題点の検討－財産税務会計からのアプローチ」、『會計』第174巻第6号、2008年、pp.879-892
- [45] 高橋研 『信託の会計・税務ケーススタディ』、中央経済社、2007年
- [46] 高橋諦 「信託受益権と相続税」、『税』第10巻8号、1932年、pp.55-61
- [47] 高橋諦 「所得税雑見」、『税』第19巻6号、1941年、pp.2-3
- [48] 武田昌輔 『DHC コメントール法人税法』、第一法規、1979年
- [49] 武田昌輔 『DHC コメントール相続税法』、第一法規、1981年
- [50] 武田昌輔 『DHC コメントール所得税法』、第一法規、1983年
- [51] 辻上佳輝 「いわゆる「後継ぎ遺贈」を含む遺言の履行が、所有権移転請求権保全の仮登記によって確保された事例（新判例）」、『香川法学』22巻3-4号、2003年、pp.65-91
- [52] 寺本振透 『解説 新信託法』、弘文堂、2007年
- [53] 寺本昌広 『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』、商事法務、2008年
- [54] 中川善之助・泉久雄 『相続法 第3版』、有斐閣、1988年
- [55] 中野伸也 「相続税課税方式の今日的あり方」、『租税資料館賞受賞論文集 21(下)』、公益財団法人租税資料館、2012年
- [56] 奈良梵夫 「信託に於ける相續税關係」、『税』第11巻2号、1933年、pp.22-25
- [57] 西邑愛 「信託税制について」、『信託』98号、1975年、pp.48-55
- [58] 日本弁護士連合会 「税制改正提言－福祉分野における信託活用のための税制の在り方」、2012年
- (http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120119_2.pdf)

- [59] 能美善久 『現代信託法』、有斐閣、2004年
- [60] 野島喜一郎 「受益者連続型信託の創設－その仕組みと相続税課税」、『税理』第50巻6号、2007年、pp.38-45
- [61] 橋本康平 「受益者連続信託における資産税課税の検討－後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を中心に－」、『立命館法政論集』第9巻、2011年、pp.112-159
- [62] 橋本守次 『平成27年1月改訂 ゼミナール相続税法』、大蔵財務協会、2015年
- [63] 平田敬一郎 「信託と改正税法に就て」、『信託協会会報』第14巻6号、1940年、pp.54-68
- [64] 藤谷武史 「受益者連続型信託に対する資産移転税の課税方式に関する一考察」、『金融取引と課税(1)』、トラスト60、2011年、pp.105-153
- [65] 別冊 NBL 編集部 『信託法改正要綱試案と解説』、商事法務、2005年
- [66] 法務省民事局参事官室 『信託法改正要綱試案』、法務省、2005年
- [67] 星田寛 「福祉型信託、目的信託の代替方法との税制の比較検討」、『信託』232号、2007年、pp.44-60
- [68] 細矢祐治 「信託税制概論(一)」、『會計』第18巻4号、1926年
- [69] 穂積重遠 『相続法(第2分冊)』、岩波書店、1947年
- [70] 前田吉太郎 「受託者課税方式の検討－「個人課税信託の提言」－」、『第7回税に関する論文』、納税協会、2011年
(www.nouzeikyokai.or.jp/ronbun/img/2011_7/7-1.pdf)
- [71] 松井静郎 「改正相続税法の解説」、『税務協会雑誌』第4巻5号、1947年
- [72] 松崎為久 「財産管理・承継制度における信託の新しい活用法と税務上の課題－受益者連続信託の租税法的視点からの分析－」、『第28回日税研究賞入選論文集』、財団法人日本税務研究センター、2005年
- [73] 水野恵子 「「受益者等課税信託」と「受益者等が存しない信託」との関係における検討」、『一橋法学』第14巻第2号、2015年、pp.409-430
- [74] 水野忠恒 「後継ぎ遺贈の効力と課税関係」、『税務事例研究』51号、1999年、pp.69-80
- [75] 三淵忠彦 『信託法通釋』、大岡山書店、1926年
- [76] 遺言信託研究部 「民事信託の活用－遺言代用信託と後継ぎ遺贈型受益者連続信託の検討」、『東京弁護士会法律実務研究』第25号、2010年、pp.233-313

- [77] 遊佐慶夫 『信託法制評論』、巖松堂書店、1923年
- [78] 米倉明 「後継ぎ遺贈の効力について」、『法学雑誌 タートンヌマン』3号、
1999年、pp.1-42
- [79] 米倉明 「信託による後継ぎ遺贈の可能性－受益者連続の解釈論的根拠づけ－」、
『ジュリスト』1162号、1999年、pp.87-98
- [80] 和田宇一 『遺言法』、精興社出版、1938年
- [81] 渡邊善藏 「信託と租税」、『會計』第14巻第2号、1924年、pp.41-78
- [82] 渡邊善藏 「信託に関する租税の話」『信託協会会報』第5巻第1号、1931年、
pp.120-159
- [83] 渡邊善藏 「税制雑記（二）」『信託協会会報』第9巻5号、1935年、pp.101-103